

令和6年度 社会福祉推進事業

子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の
一体的実施等のあり方に関する調査研究事業

子どもの学習・生活支援事業 に関するアンケート調査

【調査結果報告書】

令和7年3月

株式会社 日本能率協会総合研究所

目 次

第 1 章.....	1
1 調査目的	2
2 調査設計	2
3 回収結果	2
4 調査項目	3
5 報告書の見方.....	5
6 調査結果のまとめ.....	6
第 2 章	11
1 貴自治体について	12
2 事業実施の有無について	13
3 事業内容について.....	15
(1)事業対象者について	15
(2)事業方法について	28
(3)取組内容・連携先について	80
(4)事業をより良くするための方法及び課題について	134
4 今後の実施予定等について	151

第 1 章

調査概要

1 調査目的

子どもの貧困の連鎖を防止する取組の一つとして「子どもの学習・生活支援事業」が実施されているが、ひとり親家庭の子どもの高校卒業後の進学率は65.3%(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)で、全世帯の子どもの進学率の83.8%(令和4年度学校基本調査)と比べて10ポイント以上低くなっている。その要因としては、家庭での学習・生活環境、学習意欲や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えるとともに、経済的な制約により学習塾に通わせることができないこと、保護者への十分なアセスメントができていないことなどが挙げられている。また、人口規模が5万人未満の自治体では、「子どもの学習・生活支援事業」の未実施の割合が高くなっている。

この度、子どもの学習・生活支援事業の実施状況を把握するとともに、未実施自治体における新規立上げや、学習支援と生活支援の一体的な実施の促進、既存支援の質の向上などに資する取組を把握するため、福祉事務所設置自治体を対象にアンケート調査を実施した。

2 調査設計

項目	内容
調査対象	福祉事務所設置自治体907件 (都道府県:45件、市区町村:862件)
調査方法	自治体に調査依頼を行い、各自治体はExcel電子調査票で回答、 メールで事務局に提出
調査期間	令和6年10月15日(火)～11月13日(水)

3 回収結果

区分	配布数	有効回答数	有効回収率
全体	907件	539件	59.4%
都道府県	45件	35件	77.8%
市区町村	862件	504件	58.5%

4 調査項目

項目	都道府県	市区町村	設問内容
1 貴自治体について	F1	F1	自治体名
	F2	F2	主管部署(部課)名 ※本報告書では省略
	F3	F3	担当者氏名 ※本報告書では省略
	F4	F4	連絡先電話番号 ※本報告書では省略
	F5	F5	連絡先 E-mail ※本報告書では省略
2 事業実施の有無について	問1①	問1①	学習支援の実施の有無
	問1②	問1②	生活支援の実施の有無
3 事業内容について	問2	問2	対象世帯
	問3①	問3①	対象年代の設定の有無
	問3②	問3②	利用にあたっての上限の設定の有無
	問4	問4	年代ごとの利用実人数
	問5	問5	アセスメントシートやプランシートの有無
	問6	問6	実施方法
	問7①	問7①	運営形態
	問7②	問7②	実施形態
	問7-1	問7-1	委託先
	問7-2	問7-2	委託する理由
	問7-3	問7-3	委託先の選定方法
	問7-4	問7-4	委託先の選定にあたって特に重視した点
	問7-5	問7-5	委託にあたっての配置人員の設定の有無
	問7-6	問7-6	委託にあたっての資格要件の設定の有無
	問7-7	問7-7	委託にあたっての実施期間の設定の有無
	問7-8	問7-8	委託先との目的の共有の有無
	問7-9	問7-9	委託先の進捗管理
	問7-10	問7-10	委託にあたり、想定外の問題が起こった際をふまえ、事前に取り決めしたこと
	問7-11	問7-11	委託にあたっての工夫・ポイント、課題と課題解決のために取り組んだこと
	問8	問8	取組内容
	問9	問9	連携先
	問10	問10	連携先の取組内容

項目	都道府県	市区町村	設問内容
3 事業内容について	問 11	問 11	最も効果が出ている連携による取組について、その取組の連携先と名称、連携の目的・理由、連携の内容と効果、連携の工夫・留意点
	問 12	問 12	工夫している取組内容とそのポイント、事業の効果・成果
	問 13	問 13	効果測定の有無
	問 14	問 14	利用者の確保方法
	問 15	問 15	利用者が事業を利用しやすくなるための工夫
	問 16	問 16	利用者を早期発見・早期支援するための工夫
	問 17	問 17	課題
	問 18	問 18	自由意見 ※本報告書では省略
4 今後の実施予定等について	問 19	問 19	実施していない理由
	問 20	問 20	今後の実施予定
	問 20-1	問 20-1	実施することになったきっかけや理由
	問 20-2	問 20-2	実施を予定している取組
	問 21	問 21	自由意見 ※本報告書では省略

5 報告書の見方

●「n」について

グラフ中の「n」とは、number of casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表している。したがって、各選択肢の%に「n」を乗じることで、その選択肢の回答者が計算できる。

●「%」について

グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問(1つだけに○をつけるもの)であっても、合計が100%にならない場合がある。また、複数回答の設問(あてはまるものすべてに○をつけるもの等)の場合は、「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示している。

●選択肢の記載について

グラフ中の選択肢は、原則として調査票に記載された表現のまま記載しているが、一部、必要に応じて省略している。

●クロス集計表について

クロス集計表の表側(左端の分類層)は「無回答」を除いているため、各層の実数と集計対象の総数が一致しないことがある。

6 調査結果のまとめ

(1)事業実施の状況

- 学習支援は、都道府県のうち全福祉事務所で実施が6割半ば、一部の福祉事務所で実施が2割半ばとなっている。市区町村では7割弱の実施となっている。
- 生活支援は、都道府県のうち全福祉事務所で実施が6割半ば、一部の福祉事務所で実施が2割強となっている。市区町村では約5割の実施となっている。

(2)事業対象世帯

- 都道府県では、「生活保護受給世帯」が9割半ばで最も高く、「就学援助制度利用世帯」が9割弱、「児童扶養手当受給世帯」が8割強と続いている。
- 市区町村では、「生活保護受給世帯」が9割半ばで最も高く、「就学援助制度利用世帯」が6割半ば、「児童扶養手当受給世帯」が6割弱と続いている。

(3)アセスメントシート・プランシートの有無

- 「アセスメントシートがある」は、都道府県が6割半ば、市区町村が5割弱、「プランシートがある」は、都道府県が4割半ば、市区町村が3割半ばとなっている。

(4)事業の実施方法

- 「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が最も高く、都道府県は9割半ば、市区町村は8割半ばとなっている。

(5)事業の運営・実施形態

【運営形態】

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「委託」が9割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「委託」が8割、生活支援は「委託」が7割半ばとなっている。

【実施形態】

- 都道府県では、学習支援は「集合型」が9割半ば、「訪問型」「オンライン」がともに4割半ばとなっている。生活支援は「集合型」が約9割、「訪問型」が5割、「オンライン」が4割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「集合型」が9割半ば、「訪問型」が3割半ば、「オンライン」が1割半ばとなっている。生活支援は「集合型」が約9割、「訪問型」が4割半ば、「オンライン」が約1割となっている。

(6)事業の委託先

- 都道府県では、学習支援は「NPO法人」が5割で最も高く、「株式会社」が4割強、「社会福祉協議会」が3割強と続いている。生活支援は「NPO法人」が5割で最も高く、「株式会社」が約4割、「社会福祉協議会」が3割強と続いている。
- 市区町村では、学習支援は「NPO法人」が4割弱で最も高く、「株式会社」が約3割、「社会福祉協議会」が約2割と続いている。生活支援は「NPO法人」が3割半ばで最も高く、「株式会社」が2割半ば、「社会福祉協議会」が約2割と続いている。

(7)委託する理由

- 都道府県では、学習支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割強で最も高く、「より専門的なサービス提供」が9割弱、「業務の効率化」が6割と続いている。生活支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割強で最も高く、「より専門的なサービス提供」が8割半ば、「業務の効率化」が約6割と続いている。
- 市区町村では、学習支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割弱で最も高く、「より専門的なサービス提供」が8割半ば、「職員(専門職)の不足」が7割強と続いている。生活支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割弱で最も高く、「より専門的なサービス提供」が8割半ば、「職員(専門職)の不足」が7割強と続いている。

(8)委託先の選定方法

- 都道府県では、学習支援は「公募プロポーザル」が5割半ばで最も高く、「随意契約」が4割強となっている。生活支援は「公募プロポーザル」が5割半ばで最も高く、「随意契約」が4割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「随意契約」が5割半ばで最も高く、「公募プロポーザル」が3割半ばとなっている。生活支援は「随意契約」が5割半ばで最も高く、「公募プロポーザル」が4割弱となっている。

(9)委託にあたっての配置人員の定め

- 都道府県では、学習支援は「定めている」が6割半ば、生活支援は5割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「定めている」が6割半ば、生活支援は6割強となっている。

(10)委託にあたっての資格要件の定め

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「定めていない」が6割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「定めていない」が約6割、生活支援は6割強となっている。

(11)委託期間の定め

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「定めている」が9割を超えている。
- 市区町村では、学習支援は「定めている」が9割強、生活支援は9割弱となっている。

(12)「子どもの学習・生活支援事業」の取組内容

■主に子どもに対する取組

- 都道府県では、「普段の学習支援」が10割で最も高く、「居場所(事業実施場所)での相談・助言」「進路・就労相談」がともに約9割、「長期休暇中の学習支援」が8割強と続いている。
- 市区町村では、「普段の学習支援」が9割半ばで最も高く、「進路・就労相談」が8割弱、「長期休暇中の学習支援」が7割半ば、「居場所(事業実施場所)での相談・助言」が約7割と続いている。

■主に保護者(親等)に対する取組

- 都道府県では、「子どもの進路・就労相談」が9割で最も高く、「随時の対面相談の実施」「電話やメールによる個別相談」がともに8割、「子どもの送迎時における対面相談」が7割半ばと続いている。
- 市区町村では、「子どもの進路・就労相談」が約8割で最も高く、「電話やメールによる個別相談」が7割半ば、「随時の対面相談の実施」が7割強、「奨学金等の情報提供」が5割半ばと続いている。

(13)委託先以外の連携先

■教育関係の連携先

- 都道府県では、学習支援は「中学校」が8割半ば、生活支援は9割弱で最も高い。
- 市区町村では、学習支援は「中学校」が9割強、生活支援は9割半ばで最も高い。

■社会福祉六法外の民間の連携先

- 都道府県では、学習支援は「子ども食堂」「フードバンク」がともに4割半ば、生活支援は「フードバンク」が6割半ばで最も高い。
- 市区町村では、学習支援は「子ども食堂」が4割強、生活支援は5割半ばで最も高い。

■行政の連携先

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「生活保護所管部署」が7割半ばで最も高い。
- 市区町村では、学習支援は「生活保護所管部署」が8割強、生活支援は9割弱で最も高い。

■福祉関係等の連携先

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「自立相談支援機関」が7割半ばで最も高い。
- 市区町村では、学習支援、生活支援ともに「自立相談支援機関」が7割半ばで最も高い。

■専門職等の連携先

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「ケースワーカー」が8割強で最も高い。
- 市区町村では、学習支援、生活支援ともに「ケースワーカー」が8割半ばで最も高い。

(14)「子どもの学習・生活支援事業」の効果測定

- 都道府県では、「測定していない」が6割半ば、「測定している」が3割弱、「測定し、事業の改善に活用している」が1割未満となっている。
- 市区町村では、「測定していない」が約6割、「測定し、事業の改善に活用している」が2割強、「測定している」が1割半ばとなっている。

(15)事業利用者の確保方法

- 都道府県では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が7割強で最も高く、「学校の教職員等からの声掛け」が7割弱、「自治体のホームページへの掲載」が4割半ばと続いている。
- 市区町村では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が8割弱で最も高く、「学校の教職員等からの声掛け」が約5割、「自治体のホームページへの掲載」が4割半ばと続いている。

(16)利用者が事業を利用しやすくするための工夫

- 都道府県では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手(支援員)として活用している」が7割強で最も高く、「ステイグマ(差別・偏見)が生じにくい周知を行っている」が6割弱、「土日祝日に事業を実施している」が5割半ばと続いている。
- 市区町村では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手(支援員)として活用している」が7割弱で最も高く、「交通の便が良い施設で事業を実施している」が5割半ば、「ステイグマ(差別・偏見)が生じにくい周知を行っている」が4割半ばと続いている。

(17)利用者の早期発見・早期支援のための工夫

- 都道府県では、「自立相談支援機関と情報共有している」が6割半ばで最も高く、「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が6割、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)と情報共有をしている」が5割と続いている。

- 市区町村では、「自立相談支援機関と情報共有している」が6割半ばで最も高く、「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が6割強、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)と情報共有をしている」が4割半ばと続いている。

(18)「子どもの学習・生活支援事業」の課題

- 都道府県では、「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」「事業の周知が難しい」とともに6割弱で最も高く、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が5割半ば、「実施するための財源の確保が難しい」が4割半ばと続いている。
- 市区町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が4割弱で最も高く、「訪問型の取組の導入が難しい」「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」「事業の周知が難しい」とともに3割弱と続いている。

(19)「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない理由(未実施自治体)

- 市区町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が6割半ばで最も高く、「対象となる子ども自体が少ない」が6割半ば、「委託先を確保するのが難しい」「実施するための財源の確保が難しい」とともに5割半ばと続いている。

第 2 章

調查結果

1 貴自治体について

問. 貴自治体名を教えてください。

<都道府県調査 F1、市区町村調査 F1>

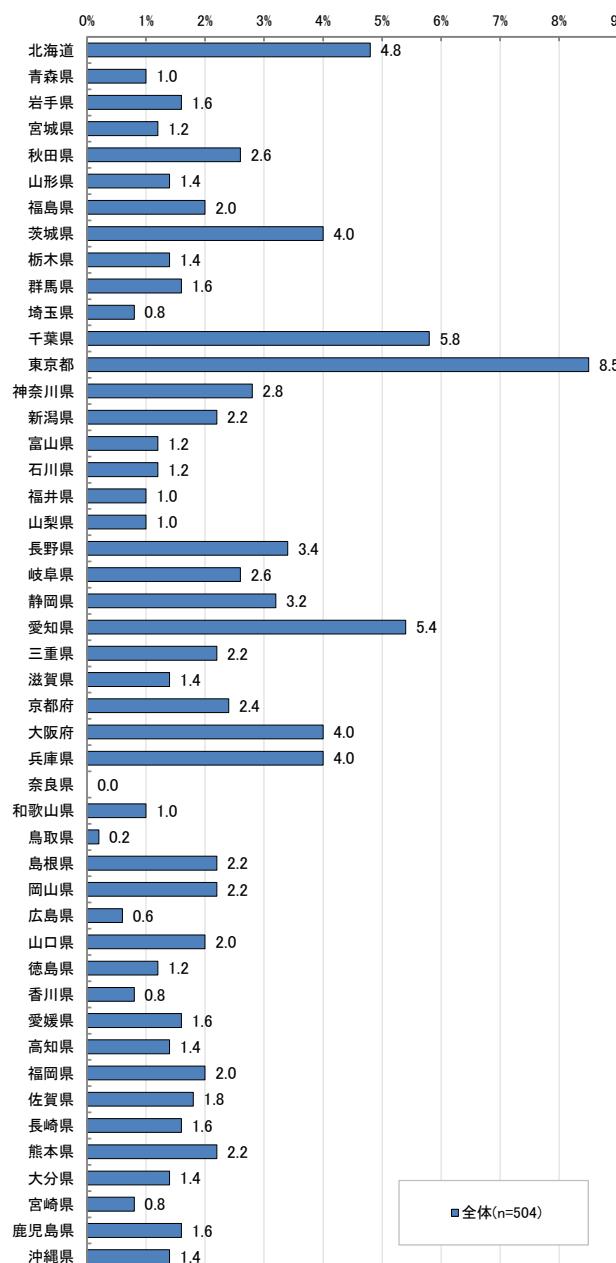
都道府県

35都道府県より回答があった。

市区町村

504市区町村より回答があった。

内訳をみると、「東京都」が8.5%と最も高く、次いで「千葉県」が5.8%、「愛知県」が5.4%、「北海道」が4.8%と続いている。



2 事業実施の有無について

問. 貴自治体では、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を実施していますか。(①②それぞれについて、いずれかを選択)

なお、「学習支援」とは日々の学習の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業のこと、「生活支援」とは生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供や助言を行う事業のことを指します。

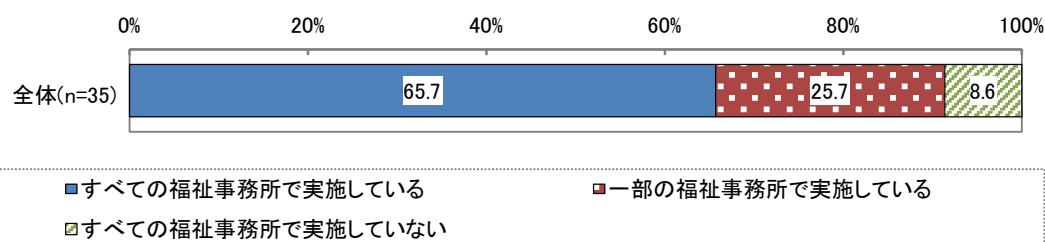
※令和6年9月末日時点の実態でお答えください。

<都道府県調査 問1①学習支援、市区町村調査 問1①学習支援>

■学習支援

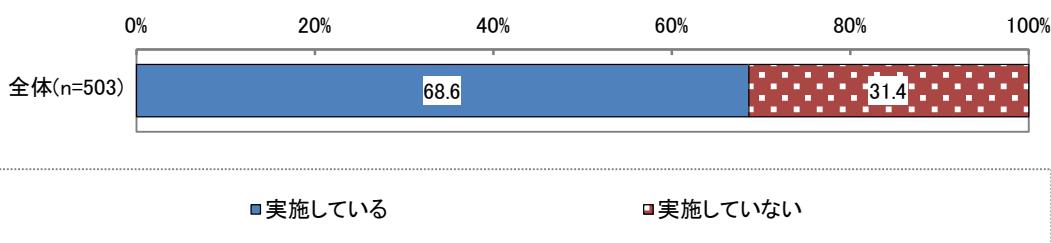
都道府県

都道府県では、「すべての福祉事務所で実施している」が65.7%、「一部の福祉事務所で実施している」が25.7%、「すべての福祉事務所で実施していない」が8.6%となっている。



市区町村

市区町村では、「実施している」が68.6%、「実施していない」が31.4%となっている。

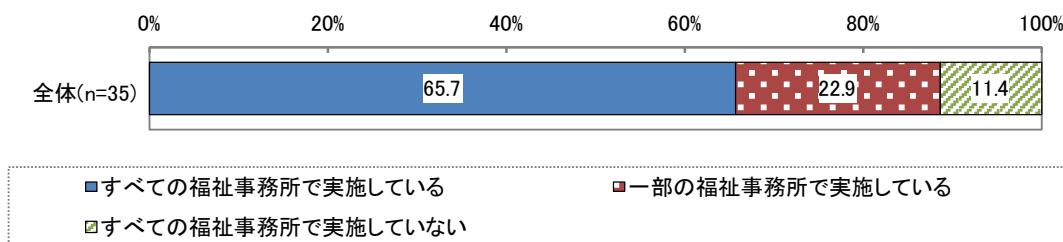


<都道府県調査 問1②生活支援、市区町村調査 問1②生活支援>

■生活支援

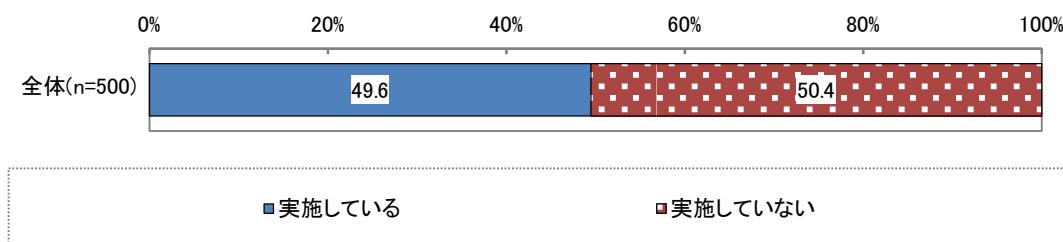
都道府県

都道府県では、「すべての福祉事務所で実施している」が65.7%、「一部の福祉事務所で実施している」が22.9%、「すべての福祉事務所で実施していない」が11.4%となっている。



市区町村

市区町村では、「実施していない」が50.4%、「実施している」が49.6%となっている。



3 事業内容について

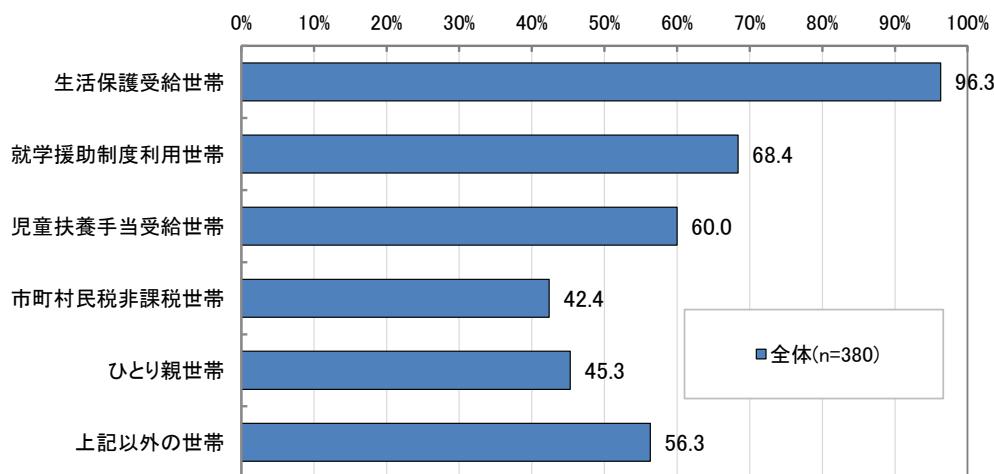
(1)事業対象者について

問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問2、市区町村調査 問2>

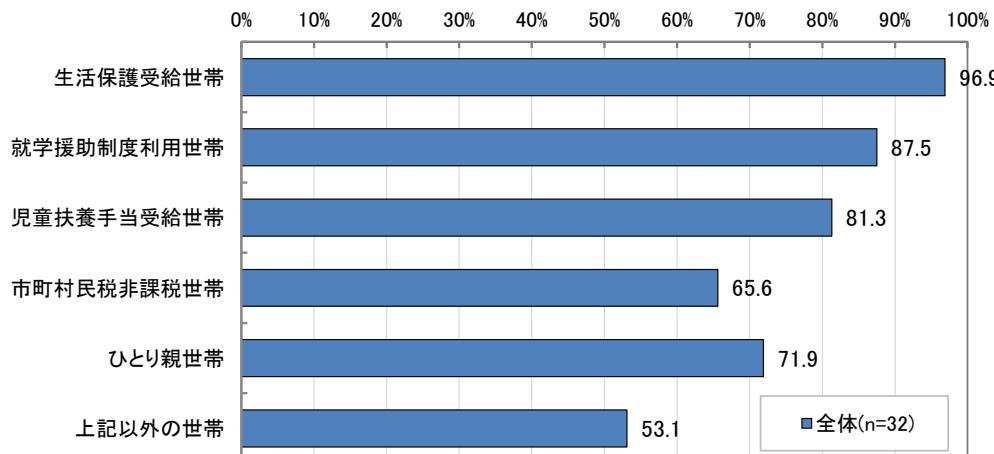
全体

全体では、「生活保護受給世帯」が96.3%と最も高く、次いで「就学援助制度利用世帯」が68.4%、「児童扶養手当受給世帯」が60.0%、「ひとり親世帯」が45.3%、「市町村民税非課税世帯」が42.4%となっている。



都道府県

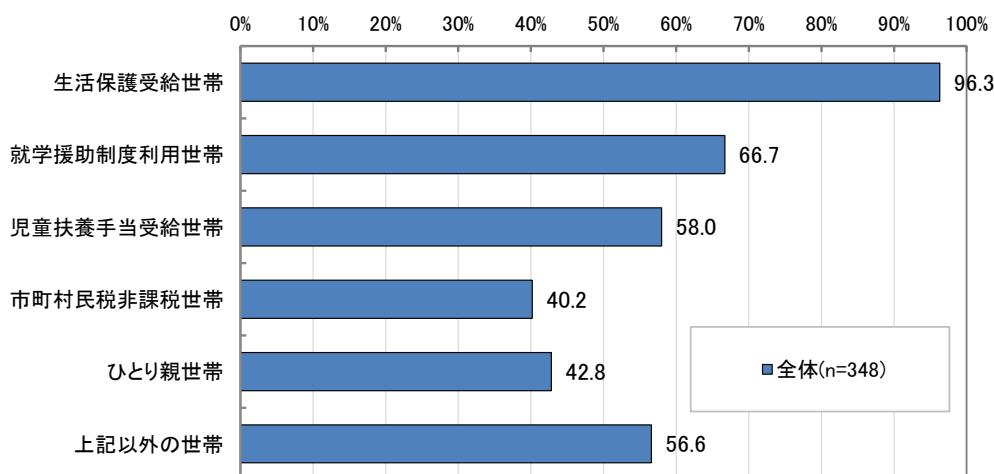
都道府県では、「生活保護受給世帯」が96.9%と最も高く、次いで「就学援助制度利用世帯」が87.5%、「児童扶養手当受給世帯」が81.3%、「ひとり親世帯」が71.9%、「市町村民税非課税世帯」が65.6%となっている。



「上記以外の世帯」の内容 ※主なものを抜粋	
首長等が必要性を認めた世帯	
所管の福祉事務所が支援を必要と認めた方	
不登校や外国人家庭等、学校と県が協議の上、必要と認めた世帯	
生活困窮者自立支援事業の対象世帯	
子どもの学習や生活に関わる自立相談支援を受けている世帯	
不登校・ひきこもり	
不登校の子	
全世帯	
世帯属性を問わない	
その他	
現在の学習や生活の状況に困りごとがあり、参加を希望する世帯	
人が大勢いる場所に行くことが苦手な中高生・勉強したいけど何から始めればよいか分からぬ中学生・高校を中退した方や通信制に通う高校生、高卒認定試験の受験を目指す方など	

市区町村

市区町村では、「生活保護受給世帯」が96.3%と最も高く、次いで「就学援助制度利用世帯」が66.7%、「児童扶養手当受給世帯」が58.0%、「ひとり親世帯」が42.8%、「市町村民税非課税世帯」が40.2%となっている。



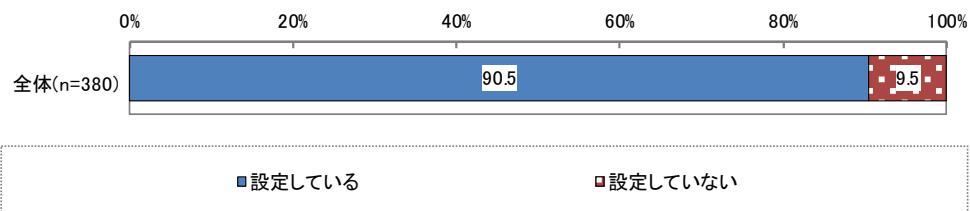
「上記以外の世帯」の内容 ※主なものを抜粋	
首長等が必要性を認めた世帯	
市長が支援を必要と認める者	要対協の支援世帯
当市要保護児童対策地域協議会にて支援を要するケースで当該事業での支援が必要と判断される者	要保護・準要保護世帯
要保護・準要保護世帯	生活困窮者自立支援事業の対象世帯
生活困窮者自立相談支援事業において自立相談を行った者が属する世帯	法に基づき市が設置する自立相談支援機関による支援を受けている生活困窮者世帯
生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議で自立支援計画が承認された生活困窮世帯の者	不登校・ひきこもり
不登校やひきこもり等の小学生、中学生、高校生	児童養護施設入所者
不登校および登校が困難な状態の者	児童養護施設入所者
児童扶養手当全部受給世帯	全世帯
対象を限ってはいない	その他
市内小中学校に在籍する児童生徒の属する世帯	その他
生活保護受給中に学習支援を利用していた子どもで、保護廃止後も継続した支援が必要な世帯。自立相談支援事業で支援が必要と認められた世帯	子ども家庭支援センターからの依頼者および自立相談支援で必要と認められた場合
上記に準ずる世帯で、学習環境、学習習慣、生活習慣及び育成環境が整っていないこと等から、学校の授業についていくことが困難な状態にあり、当該中学生の関係機関が推薦する者	特別支援学級や不登校等上記の世帯のほかに支援が必要と認めた者
虐待等のケースの家庭	学習環境等に問題を抱え、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある世帯

問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」について、①対象年代と②利用にあたつての上限(1回あたりの利用者数、事業利用者数など)を設定していますか。設定している場合は、その内容と理由を具体的に記入してください。(いずれかを選択)

<都道府県調査 問3①対象年代、市区町村調査 問3①対象年代>

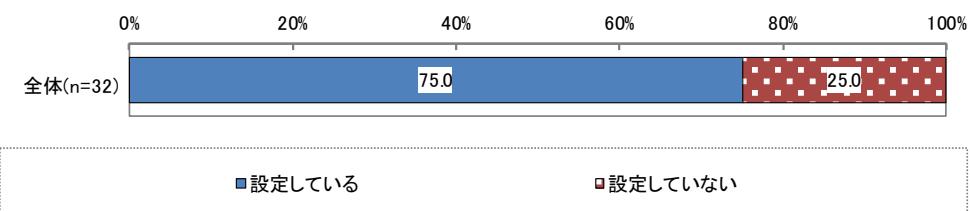
全体

全体では、「設定している」が90.5%、「設定していない」が9.5%となっている。



都道府県

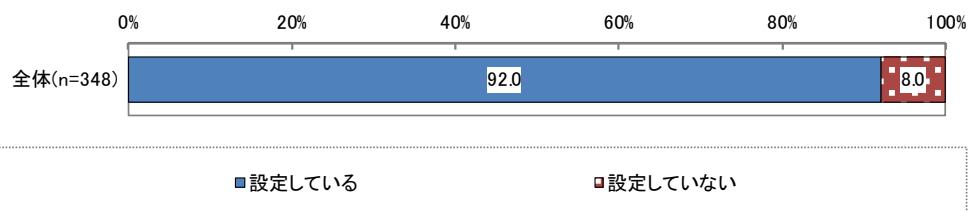
都道府県では、「設定している」が75.0%、「設定していない」が25.0%となっている。



「設定している」の内容・理由 ※主なものを抜粋	
会場に安全に通える年齢を考慮したため	
会場まで参集が可能な年齢を想定しているため	
類似事業の対象となっていないため	
小学生は教育委員会にて学習支援事業を実施しているため	
高校進学支援・高校中退防止のため	
中学生は高校受験の支援、高校生は、高校中退防止、大学受験の支援を目的として支援しているため	
大学生が支援することを考慮したため	
大学生が教えるため	
中学卒業後の自立支援のため	
義務教育が終わった後も支援をすることで自立に繋げるため	
早期からの学習習慣の定着等の支援を行うため	
学習習慣の定着のため	
予算・会場・人数を考慮して決めているため	
予算内での事業規模の調整のため	

市区町村

市区町村では、「設定している」が92.0%、「設定していない」が8.0%となっている。



「設定している」の内容・理由 ※主なものを抜粋	
会場に安全に通える年齢を考慮したため	
小学生では通学区域を越えて拠点に通わせることに課題があるため	
徒歩、自転車又は公共交通機関等で容易にかつ安全に参加できる児童・生徒が対象であるため	
義務教育過程であるため	
義務教育を受ける年齢に限定した	
小学生と中学生に設定している。学習支援事業ということもあり、義務教育段階としている類似事業の対象となっていないため	
高校生に対する支援は、「ひとり親家庭等生活向上事業」(こども家庭庁)にて学習支援等を実施している	
小学校4年生から高校3年生まで(理由)児童育成クラブの対象外となった年代としている	
放課後子ども教室、学童、児童館など、他の居場所サービスがあるため、小学生は対象としていない	
高校進学支援・高校中退防止のため	
高校受験を迎える子どもの将来を左右する時期であると考えられることから中学生を対象としている	
高校受験対策を中心とした事業のため、中学3年生を対象年代に設定し事業を実施している	
貧困の連鎖の防止のため、高等学校等への進学及び高校中退の防止を目的としている	
開始当初、生活保護世帯の中学生対象、高校進学率向上目的で開始した。自立相談支援事業開始後、中学生対象に拡充した。高校生は令和3年度より、高校退学防止対策として開始している	
大学生が支援することを考慮したため	
利用を必要とした子どもが利用できるように幅広い年代を対象としているが、ボランティアの主体が大学生ということもあり、高校生までとなっている	
早期からの学習習慣の定着等の支援を行うため	
基礎学力を身に着ける時期の小中学生を支援することが、子どもの学びに重要であるため	
徐々に勉強習慣の定着を図る年齢を考慮し小学校3年生からとしている	

小学校低学年の早い時期から学校の勉強の復習・宿題の習慣づけ等の学習支援等を受けることにより進学率の向上につながると考えているため
予算・会場・人数を考慮して決めているため
支援対象人数、施設のキャパシティ等から中学生以上を対象としている
現年度予算の範囲内での支援を行うため、学習支援の対象者を「相談支援事業の支援対象世帯の子で、学習に遅れが見られ、かつ不登校や引きこもり等の理由で社会とのつながりがない中学2、3年生、中学卒業後未進学者、高校生」に限定している
会場や講師の確保が困難なため、中学1年生から、中学3年生を対象にしている。小学生は、自主活動として市独自で実施している
学習支援が可能な年代を考慮したため
高校の学習内容に対応した支援が難しいため
高校生では学習支援の要求に対してサポートできる能力がないため
高等教育の進学や就職を支援するため
中学生・高校生を対象としている。中学生は、高校受験への学習支援、高校生は、大学受験・就職試験への学習支援を行っている
通塾が必要となる年代であるため
直営では中学生、委託では中学生・高校生世代を対象にしている。自力で事業実施場所まで来られる年齢であること。塾などの需要があると思われる年齢であること
集中して学習できることを考慮したため
ある程度学習に集中でき、切り替えができる年代からの利用としている。学習をする場所であるという意識を持ってもらうため
委託事業者の受入体制を考慮したため
事業の委託先の受け入れ体制を踏まえ、対象の年代を小学生から中学生に設定している
その他
中一ギャップや高一ギャップの防止を重視しているため

■市区町村・人口規模別

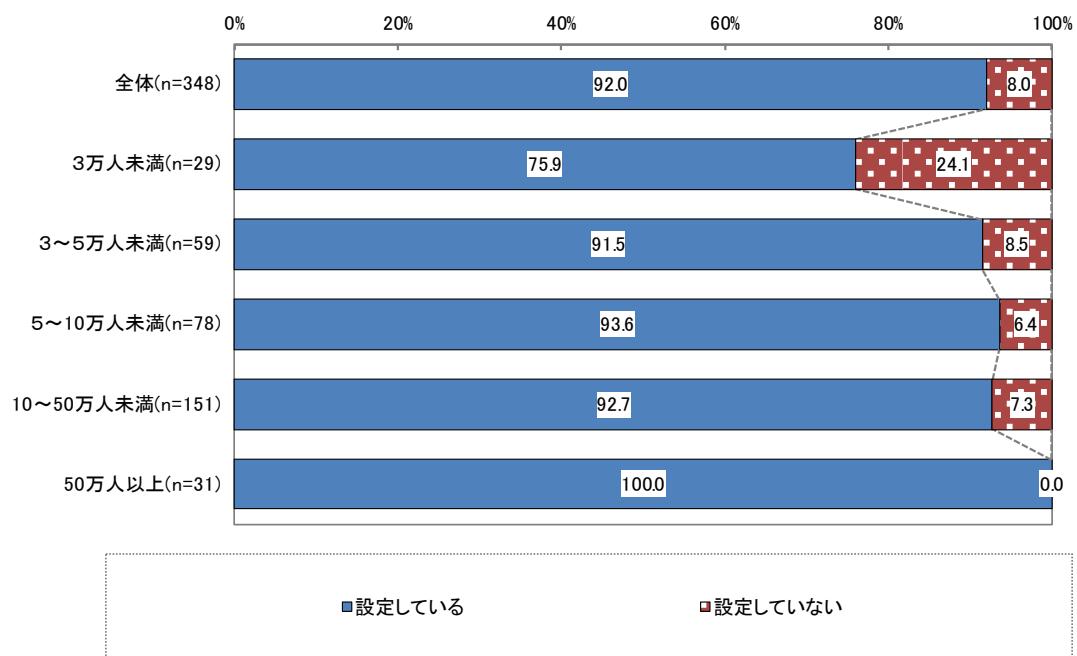
人口規模別にみると、3万人未満では、「設定している」が 75.9%、「設定していない」が 24.1%となっている。

3～5万人未満では、「設定している」が 91.5%、「設定していない」が 8.5%となっている。

5～10万人未満では、「設定している」が 93.6%、「設定していない」が 6.4%となっている。

10～50万人未満では、「設定している」が 92.7%、「設定していない」が 7.3%となっている。

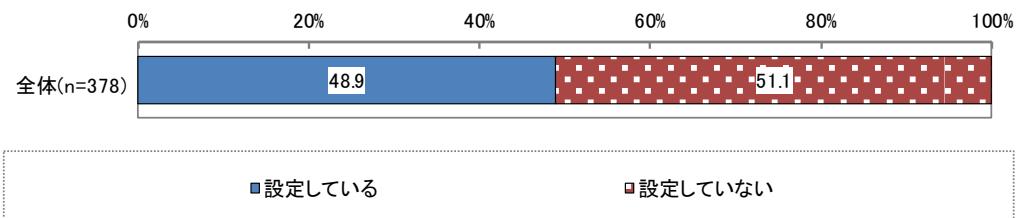
50万人以上では、「設定している」が 100.0%となっている。



<都道府県調査 問3②利用にあたっての上限、市区町村調査 問3②利用にあたっての上限>

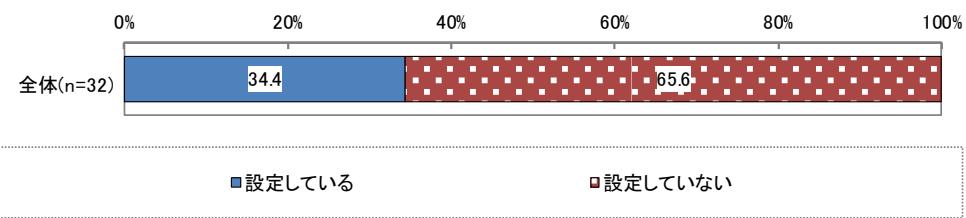
全体

全体では、「設定していない」が51.1%、「設定している」が48.9%となっている。



都道府県

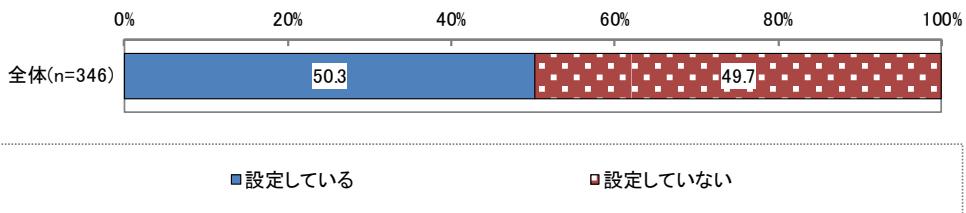
都道府県では、「設定していない」が65.6%、「設定している」が34.4%となっている。



「設定している」の内容・理由 ※主なものを抜粋
支援員の体制を考慮したため
講師が2人体制により個別指導形式で実施するため
予算に制約があるため
事業予算や委託事業者の人員体制等から、定員は1教室ごとに20名程度としている

市区町村

市区町村では、「設定している」が50.3%、「設定していない」が49.7%となっている。



「設定している」の内容・理由 ※主なものを抜粋
会場の人数を考慮したため
1開催あたり20名程度、事業利用者数は80名程度。拠点の広さ、人員配置を考慮し対応可能な人数を想定しているため
概ね20名程度。会場の収容人数に限りがあるため
24名。会場の大きさに見合った利用者数とするため
支援員の体制を考慮したため
申込人数18名。支援員及び講師が申込者にまんべんなく支援できるようにするため
事業利用者数18人。支援員が対応できる人数に限界があるため
事業利用者数において、中高生教室は390名(1施設当たり30名×13施設=390名)、小学生教室は100名(1施設当たり10名×10施設=100名)の上限を設けている。1人1人に対して手厚い支援を行うため
小学生及び中学生においては1回の実施について最大20人までの定員を設定している。指導者と児童生徒を1対1もしくは1対2としており、きめ細かな指導を目指すために設定している
予算に制約があるため
予算の範囲内で実施するため
過年度の実績を考慮したため
本市の全10区・40会場に設置しており、1会場15人定員としている。過去の参加人数実績等に基づき会場数を設定している
定員360名、実施回数は年84回。定員数は過去の対象者数と参加者数から参加率を割り出す等して決定。上限回数は、会場確保が可能であり、居場所の役割をもつ学習支援に効果的な回数(週2回)であると考えたため
その他
事業定員20人程度・市の人口規模による対象者数を考慮し、1か所で支障なく運営できる人数として設定している
利用定員は25名。通常の放課後児童クラブと一体的に運営しており、放課後児童クラブの面積基準を考慮した定員としているため

■市区町村・人口規模別

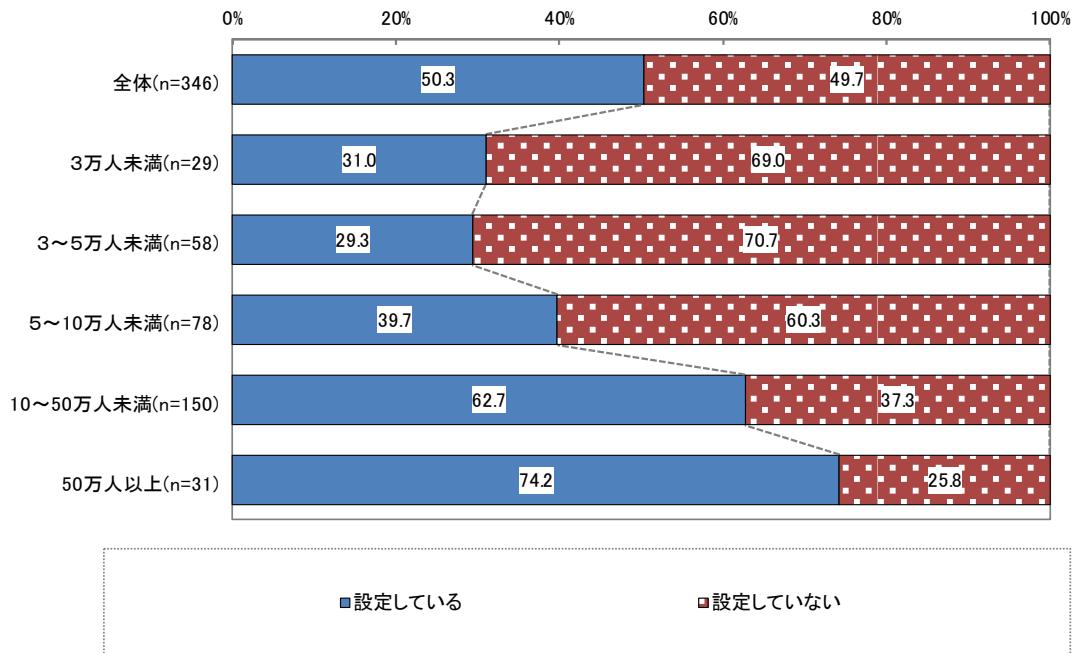
人口規模別にみると、3万人未満では、「設定していない」が69.0%、「設定している」が31.0%となっている。

3～5万人未満では、「設定していない」が70.7%、「設定している」が29.3%となっている。

5～10万人未満では、「設定していない」が60.3%、「設定している」が39.7%となっている。

10～50万人未満では、「設定している」が62.7%、「設定していない」が37.3%となっている。

50万人以上では、「設定している」が74.2%、「設定していない」が25.8%となっている。



問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の年代ごとの利用実人数(令和6年9月1日時点)を教えてください。(数字は整数で記入)
 なお、利用実人数は「学習支援のみ」「生活支援のみ」「学習支援と生活支援の両方」のそれぞれに分けて、入力してください。

<都道府県調査 問4学習支援のみ、市区町村調査 問4学習支援のみ>

■学習支援

全体

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	270	9.16	1106
小学4～6年生	274	15.52	755
中学生	285	34.51	1238
中学既卒者 ※高校未入学	258	0.07	5
高校等	260	5.39	492
高校中退者	256	0.01	2
高校既卒者	256	0.03	6
その他	245	0.56	94

都道府県

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	15	4.67	51
小学4～6年生	16	8.06	80
中学生	16	11.13	64
中学既卒者 ※高校未入学	15	0.07	1
高校等	16	9.25	79
高校中退者	14	0	0
高校既卒者	14	0.5	6
その他	14	6.71	94

市区町村

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	255	9.43	1106
小学4～6年生	258	15.98	755
中学生	269	35.9	1238
中学既卒者 ※高校未入学	243	0.07	5
高校等	244	5.14	492
高校中退者	242	0.01	2
高校既卒者	242	0	1
その他	231	0.19	37

<都道府県調査 問4生活支援のみ、市区町村調査 問4生活支援のみ>

■生活支援

全体

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	226	1.36	60
小学4～6年生	226	1.86	87
中学生	226	4.64	188
中学既卒者 ※高校未入学	223	0.21	15
高校等	224	4.28	196
高校中退者	223	0.2	15
高校既卒者	223	0.15	8
その他	217	0.92	123

都道府県

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	11	0.73	8
小学4～6年生	11	5	55
中学生	11	10.55	116
中学既卒者 ※高校未入学	11	0	0
高校等	11	2	22
高校中退者	11	0	0
高校既卒者	11	0	0
その他	11	0	0

市区町村

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	215	1.4	60
小学4～6年生	215	1.7	87
中学生	215	4.34	188
中学既卒者 ※高校未入学	212	0.22	15
高校等	213	4.4	196
高校中退者	212	0.21	15
高校既卒者	212	0.16	8
その他	206	0.97	123

<都道府県調査 問4学習支援と生活支援の両方、市区町村調査 問4学習支援と生活支援の両方>

■学習・生活支援

全体

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	283	3.05	94
小学4～6年生	296	8.06	219
中学生	312	30.9	784
中学既卒者 ※高校未入学	276	0.53	48
高校等	294	10.78	306
高校中退者	271	0.19	10
高校既卒者	268	0.51	82
その他	260	0.78	134

都道府県

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	22	8.45	47
小学4～6年生	23	19.96	57
中学生	25	34.56	115
中学既卒者 ※高校未入学	23	0.22	2
高校等	25	9.56	50
高校中退者	23	0.22	1
高校既卒者	22	0.05	1
その他	22	6.27	134

市区町村

	調査数	平均	最大値
小学1～3年生	261	2.59	94
小学4～6年生	273	7.06	219
中学生	287	30.59	784
中学既卒者 ※高校未入学	253	0.56	48
高校等	269	10.89	306
高校中退者	248	0.19	10
高校既卒者	246	0.55	82
その他	238	0.27	37

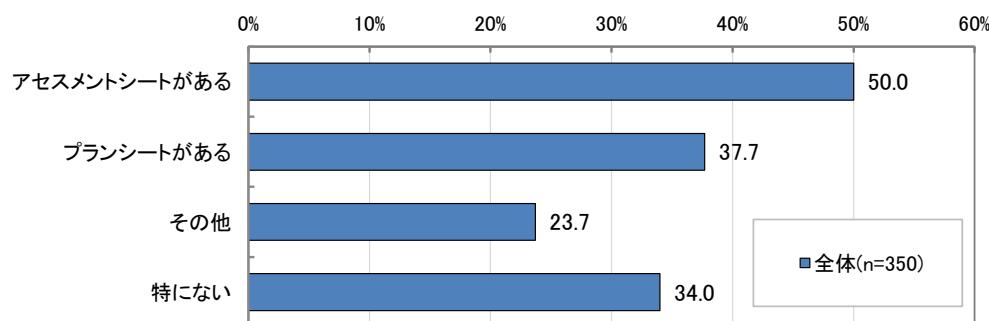
(2)事業方法について

問. 利用者の基本情報を記載するアセスメントシートや個別の支援内容を記載するプランシートはありますか。ある場合は、具体的な記録内容について教えてください。(あてはまるものすべてを選択。ある場合は具体的に記入)

<都道府県調査 問5、市区町村調査 問5>

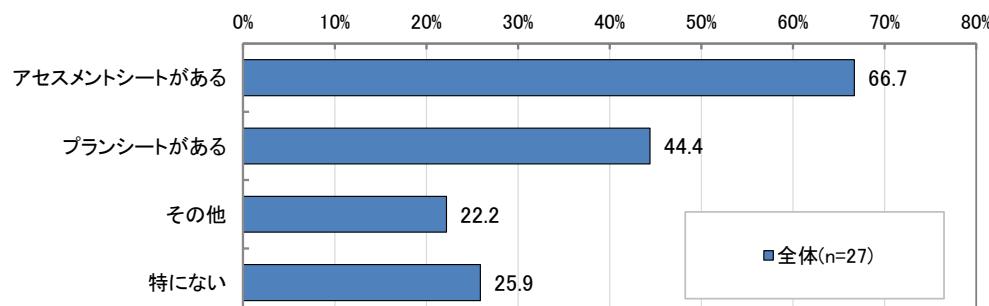
全体

全体では、「アセスメントシートがある」が50.0%、「プランシートがある」が37.7%となっている。また「特ない」(34.0%)となっている。



都道府県

都道府県では、「アセスメントシートがある」が66.7%、「プランシートがある」が44.4%となっている。また「特ない」(25.9%)となっている。



「アセスメントシートがある」の内容 ※主なものを抜粋

基本情報(氏名・住所・連絡先・生年月日等)

保護者氏名、住所、職業、連絡先、世帯構成、課税状況、参加会場、児童氏名、学校名、学年、性別、進学希望校

性格・能力・趣味

委託事業者で管理。生徒個別の学習状況の進捗や特性を管理。現場支援員と共有している。

月例の実績報告にて実施状況を県へ報告

健康状態(持病、アレルギー・障害の有無等)

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先、学校名、学校生活、将来像、家族状況、生活リズム、社会とのつながり、通所方法、医療の状況(服薬、アレルギー)通所の希望内容、勉強

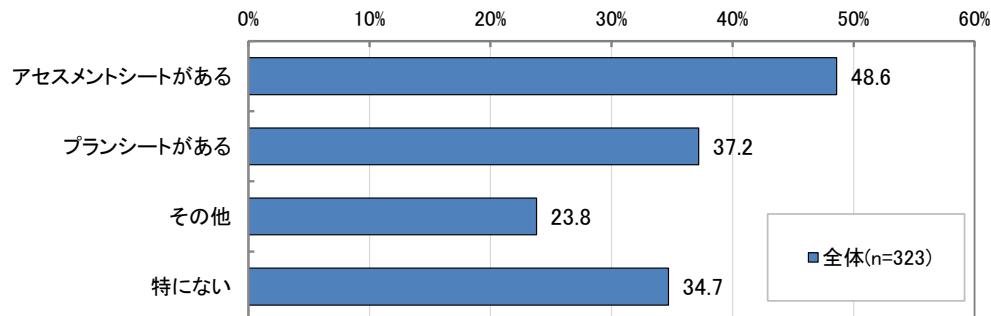
について(得意、不得意、目標)、生活について(得意、不得意、目標)、担当者の気づき等
家族構成・世帯構成・家庭環境(保護者、家庭の状況、家計)
申請時に住所、氏名、家族構成、家庭状況などを記載
友人関係・交友関係・相談相手・エコマップ
子どもと保護者それぞれに、成績評価、宿題などの日々学習の様子、得意・不得意科目、学校での様子(出欠遅刻早退含む)、学校での人間関係、学習支援時間目標、志望高校、家族構成、学習・生活支援事業参加希望目的、アレルギーなど25項目
進路の意向・意欲、希望進路、志望校
子どもについては、事業に参加するにあたっての意気込み、学習面(得意教科や授業の理解度など)、生活習慣(睡眠時間など)、進路確認。保護者については、子どもへの期待、子どもの学習状況や進路、心配していること
出席状況、学習状況・学習時間
子どもの成育歴や学習面・生活面の特徴、保護者の就労状況や健康状況を含む家庭環境、支援者や関連機関とのつながりなど多角的な視点で情報を記録している
学習成績、課題、得意科目・苦手科目
アセスメントで単元別の学力の把握や日常生活で困っていること、日常生活の内容の確認を行う
学校生活・部活動・習い事等
子どもの成育歴や学習面・生活面の特徴、保護者の就労状況や健康状況を含む家庭環境、支援者や関連機関とのつながりなど多角的な視点で情報を記録している
生活状況・生活習慣・生活態度
家庭の状況、子どもの学習と生活状況に関して作成している
本人の希望・要望・課題
希望する支援内容、最終的な目標設定及び支援内容、支援開始時の子ども、保護者等の状況と課題
保護者の希望・要望・課題
子どもについては、事業に参加するにあたっての意気込み、学習面(得意教科や授業の理解度など)、生活習慣(睡眠時間など)、進路確認。保護者については、子どもへの期待、子どもの学習状況や進路、心配していること
申込・利用に至った経緯・理由・初回の状況
子どもと保護者それぞれに、成績評価、宿題などの日々学習の様子、得意・不得意科目、学校での様子(出欠遅刻早退含む)、学校での人間関係、学習支援時間目標、志望高校、家族構成、学習・生活支援事業参加希望目的、アレルギーなど25項目
経過・近況、本人の悩み事、担当者の意見・留意点
氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先、学校名、学校生活、将来像、家族状況、生活リズム、社会とのつながり、通所方法、医療の状況(服薬、アレルギー)通所の希望内容、勉強について(得意、不得意、目標)、生活について(得意、不得意、目標)、担当者の気づき 等

連携機関、関連機関、他との情報交換
子どもの成育歴や学習面・生活面の特徴、保護者の就労状況や健康状況を含む家庭環境、支援者や関連機関とのつながりなど多角的な視点で情報を記録している
他機関が資料作成・保管・流用・共有
各実施自治体により作成されているが、詳細は不明
その他
委託先の裁量により実施している
氏名、学校名、学年、連絡先、住所、家庭の状況、家庭に整備されている機器(スマホやWi-Fi等)

「プランシートがある」の内容 ※主なものを抜粋
基本情報(氏名・住所・連絡先・生年月日等)
その子に対しての担当協力員、支援基本情報、親や本人・学校の希望、支援方法等
出席状況、学習状況・学習時間
出欠、学習状況記録
生活状況・生活習慣・生活態度
アセスメントにより集めた情報をもとにして、子ども一人ひとりの状況に応じて学習面や生活面に関する長期目標や支援計画を立てている
本人の希望・要望・課題
利用者・家族の生活に対する意向、支援を要する背景など、総合的な支援の方針、具体的な到達目標、支援内容、本人の役割、支援のポイント、目標達成度、支援継続の適否、判断の経緯・理由等
保護者の希望・要望・課題
その子に対しての担当協力員、支援基本情報、親や本人・学校の希望、支援方法等
申込・利用に至った経緯・理由・初回の状況
利用者・家族の生活に対する意向、支援を要する背景など、総合的な支援の方針、具体的な到達目標、支援内容、本人の役割、支援のポイント、目標達成度、支援継続の適否、判断の経緯・理由等
支援計画・目標、自立計画
実施する科目的選定。支援方針及び支援方法について、子どもごとに作成している
支援の状況・内容・効果
支援実施日、支援内容、子ども、保護者の状況、評価(振り返り、次月以降の方針、利用者の感想、気づいたこと)
支援プロセス、経過の把握
経過・近況、本人の悩み事、担当者の意見・留意点
その子に対しての担当協力員、支援基本情報、親や本人・学校の希望、支援方法等

市区町村

市区町村では、「アセスメントシートがある」が48.6%、「プランシートがある」が37.2%となっている。また「特ない」(34.7%)となっている。



「アセスメントシートがある」の内容 ※主なものを抜粋	
基本情報(氏名・住所・連絡先・生年月日等)	
基本情報、世帯概要	
氏名、学校名、学年、住所、通所手段	
氏名(保護者含む)、住所、電話番号、学校名	
性格・能力・趣味	
名前、年齢、性別などの基本情報や、趣味、嗜好、アレルギーなどの情報を収集している	
勉強へのやる気、普段の学習、苦手な教科・得意な教科、趣味、好きなこと日頃何をしているのか、就寝時間、通学状況、部活、配慮が必要なこと、教材の学年、志望校	
健康状態(持病、アレルギー・障害の有無等)	
生徒氏名、生年月日、保護者氏名、在籍学校、学年、連絡先、アレルギー等	
通学状況・アレルギー・障害・部活等	
世帯構成(続柄・年齢・学校)、傷病を記載	
家族構成・世帯構成・家庭環境(保護者、家庭の状況、家計)	
生活環境や家庭環境などの基本情報	
世帯分類、保護者名、性別、支援対象者名、続柄、学校名、学年	
事前登録制で、面談等を経て登録生徒を決定するため、生徒の家族構成・特性等を記載したもののを作成している	
友人関係・交友関係・相談相手・エコマップ	
個別の支援(相談支援)対象者について作成している。家庭状況(環境)、利用している社会資源(エコマップ)、主訴、支援計画	
子どもの基礎情報(性別、年齢、家族構成、家族の所属等)、子どもの様子・意向(学校、家庭)、家族の状況・意向、学力・得意不得意、エコマップ、ライフヒストリー、地域の状況	
進路の意向・意欲、希望進路、志望校	
基本情報(氏名・住所・学校名・電話番号・家族構成等)、学習に関すること(得意/苦手科目、進	

路希望先、塾での目標、定期テストの結果等)を記載
利用者の氏名、住所、生年月日等、利用者の進学希望、就学状況、家庭学習状況
進路傾向、生徒の出席状況、学習状況、関係機関との連携、支援計画
学習成績、課題、得意科目・苦手科目
本人、家族の希望進路、家庭での様子(学習時間、学習内容、睡眠時間、趣味)、学校での様子(登校状況、友人関係、得意教科、学業成績、部活動)、知りたいこと、心配なこと
保護者及び利用児童との面談を行い、家庭の状況や学習・生活面の課題など
世帯構成、学習・生活面についての課題、アレルギーの有無
進路の意向、意欲、悩み、登校状況、学習状況、得意科目、不得意科目
学校生活・部活動・習い事等
部活動や習い事等、1週間の予定、睡眠時間や食事時間などのライフスタイル、要配慮事項
本人の様子(学習面・生活面・課題)、学校の様子(授業・進路・友達・部活)、家庭の様子(生活状況・保護者・緊急連絡先・世帯構成・収入・課題)、既往症・通院歴、参加時間・手段、要配慮事項
生活状況・生活習慣・生活態度
支援を必要とする理由(進路、将来／過去の相談状況／生活態度／学習環境、学力状況)
事前アセスメント(保護者向け)、児童の現況(登校状況・生活リズム・自宅学習習慣等)、参加にあたっての要望等
対象児童及び生徒の氏名、学校名、学年、保護者氏名・進路方針、意向、学力・意欲、生活態度、生活時間、本事業の意向や課題、方向性について
本人の希望・要望・課題
学校の出席状況、学習状況(課題提出・家庭学習の有無)、子ども・保護者が希望する支援内容
参加するにあたっての目標、得意科目、苦手科目、普段の学習状況、将来の夢、志望校、学習会への要望、気を付けること
支援対象者の世帯および対象者本人の概要や課題、将来的な展望等を記載
学習支援については、支援対象者名、学校学年、家族構成、自己性格分析、保護者から見た性格分析、趣味・特技、生活リズム(平日・土日)、通学状況、通学手段、部活動(頻度含む)、5教科の好き嫌い、5教科の得意不得意、直近の学校のテストの点数、家庭学習の時間、将来の夢、志望校、学習支援でがんばりたいこと。生活支援については、生活保護開始日、支援開始年月、氏名、生年月日、性別、年齢、学校学年、住所、世帯主氏名、世帯主生年月日・年齢・性別・年齢、電話番号、担当CW名、世帯類型、世帯状況
保護者の希望・要望・課題
初回面談時に登校状況、学習状況、配慮事項、世帯の希望を聴き取り、アセスメントシートに記入している
本人、保護者の意向、進学先での状況、支援方針、家族関係・家族構成、保護者の成育歴・学歴、親の就労状況、医療機関・連携機関、現在の状況等
保護者の意見、生徒の意見、世帯の状況等をアセスメントした上で生活困窮者自立支援統計システムに入力している

申込・利用に至った経緯・理由・初回の状況	
学校・学年、連携先、開始状態(支援を受けるまでの経緯)	
氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先及び緊急連絡先、その他(特筆すべき理由)、事業に期待すること、利用までの経過	
支援計画・目標、自立計画	
学習面や生活習慣等の課題を記載し、支援の目標を定める様式を設けており、アセスメントとプランを兼ねている	
現況、目標(短期・長期)、支援計画(短期・長期)	
就学状況、進路希望、生徒や家庭にかかる特記事項や必要な支援内容、生徒自身の努力目標、支援目標等	
支援の状況・内容・効果	
出席状況を中間・1年間で振り返り、目標を都度確認して達成状況を確認、目標再設定を行うようにしている	
子どもごとに支援実施日と支援内容、子ども、保護者の状況を記入し、月ごとに評価を行う	
経過・近況、本人の悩み事、担当者の意見・留意点	
'支援方針シート兼報告書'という書式を使用し、新規利用時、6月及び12月に委託事業者が作成。利用者及び保護者の現状の課題や状況、支援方針や目標に対する経過状況等を記録している	
家族構成・既往歴・本人の困り感・関係機関など	
連携機関、関連機関、他との情報交換	
生徒氏名、学校名、進路の意向、出席・学習状況、就学状況、学力意欲生活態度、学校との情報交換の可否、保護者について、そのほかの情報、他機関からの提供情報	
子どもの成育歴や学習面・生活面の特徴、保護者の就労状況や健康状況を含む家庭環境、支援者や関連機関とのつながりなど多角的な視点で情報を記録している	
他機関が資料作成・保管・流用・共有	
生活困窮世帯については、自立相談支援機関が世帯の課題を整理している	
その他	
事業者で使用している初回面談シートがある	
生活困窮者自立支援統計システムの帳票を活用している	
保護者・学校とのやりとりの記録など	

「プランシートがある」の内容 ※主なものを抜粋	
基本情報(氏名・住所・連絡先・生年月日等)	
名前等の基本情報・支援目標(短期・中期・長期)・具体的支援内容(短期・中期・長期)・事務所間の連携事項	
支援者氏名・性別・生年月日、保護者氏名、主たる問題、支援方針、長期目標、支援機関、短期目標	

性格・能力・趣味
学習以外に取り組んでいること、部活・習い事等、熱中していることや趣味、理想の講師像、学習以外の悩み、アレルギーの有無、生活リズム、スマホの使い方、自宅のWi-Fi環境等
健康状態(持病、アレルギー・障害の有無等)
前回の問題、現在の問題、支援方針、発達障害・病歴・手帳の有無、連携機関、家族図、登校状況、困り感、進路意識、仲間形成、家族関係、基本的生活習慣、学習状況等
家族構成・世帯構成・家庭環境(保護者、家庭の状況、家計)
ケース概要・世帯総収入と変化・世帯総支出と変化・負債額と変化・プラン概要・目標達成状況と変化・残された課題・終結後のフォローアップ・引き続き連携する機関
友人関係・交友関係・相談相手・エコマップ
現状と課題(学習面、環境面や対人関係、その他)、支援目標(学習面、環境面や対人関係)
進路の意向・意欲、希望進路、志望校
実績報告書に、次回の予定・今後の課題、志望校等を記載している
課題の達成状況、高校進学の可否
出席状況、学習状況・学習時間
月日・来所時間・活動の様子・着座での勉強時間
学習成績、課題、得意科目・苦手科目
IDもしくは世帯番号・生徒氏名・世帯主名・学校名・学年・学力向上・進学についての保護者・生徒意見・学習支援の利用希望の有無・特記事項・養育相談実施日・生徒の自己評価・委託先の評価(学力の変化、学習意欲・興味の変化)・進路・継続参加の意思確認
学校生活・部活動・習い事等
本人の現在の状況、生活環境詳細、学校生活詳細
生活状況・生活習慣・生活態度
学習・生活支援状況記録簿に学習進捗状況や生活態度の変化やカウンセリング内容を記録している
本人の希望・要望・課題
子どもの声・頑張りたいこと・困っていること・希望すること、子どもの状況及び課題、支援期間、支援内容、必要だと思われる支援
目標(学習支援、勉強、生活)、自己分析、自己評価、協力員・保護者からの評価
本人の目標、支援内容、成長した部分、残された課題
保護者の希望・要望・課題
子ども・保護者が希望する支援内容、最終的な目標設定および支援方針、支援開始時の子ども・保護者の状況と課題、子ども・保護者それぞれの長期目標～短期目標を記入している
IDもしくは世帯番号・生徒氏名・世帯主名・学校名・学年・学力向上・進学についての保護者・生徒意見・学習支援の利用希望の有無・特記事項・養育相談実施日・生徒の自己評価・委託先の評価(学力の変化、学習意欲・興味の変化)・進路・継続参加の意思確認

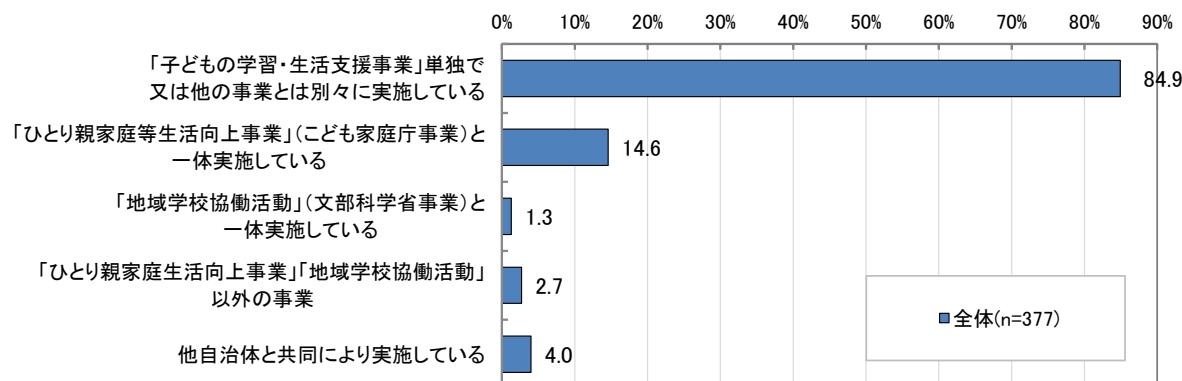
支援計画・目標、自立計画
学習支援員記載の支援目標と支援内容を記載したもの(毎月)
本人の意思を十分に勘案し、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだ支援計画
アセスメントにより集めた情報をもとにして、子ども一人ひとりの状況に応じて学習面や生活面に関する長期目標や支援計画を立てている
解決したい課題、目標、プラン(期間、支援内容)
1年間の目標を学習・生活・その他で分類し目標を記載する
進学・就職希望に沿った支援計画
支援の状況・内容・効果
学習支援のほか、生活支援として日常生活習慣の形成、社会性の育成を目標に、体験活動を通じて身に付くよう活動記録を更新し支援を行っている
支援当日の課題や成長事項、1週間の学習計画、その他特記事項
訪問記録、学習の目標
毎回の学習内容、利用者の様子
プログラム計画書(短期・長期目標、支援状況など)、各事業者で作成したもの
個別の支援内容を記録する支援記録や支援の状況や方針などをまとめた支援検討票を作成している
経過・近況、本人の悩み事、担当者の意見・留意点
個別具体的な支援内容や支援結果、課題などを記録している
中期目標、目標達成(終了)基準、支援経過(現状)、支援意見
支援方針及び経過
中期・長期支援目標や翌月の支援内容、今月の支援に対する振り返りと翌月支援方針
学習会での様子を担当スタッフが一人ひとりの生徒の現在の課題、当該生徒や保護者、学校の希望、今後の方向性について記載
連携機関、関連機関、他との情報交換
名前等の基本情報・支援目標(短期・中期・長期)・具体的支援内容(短期・中期・長期)・事務所間の連携事項
他機関が資料作成・保管・流用・共有
毎月、事業の支援に関する報告書を委託事業者が委託元に提出している。報告書には次回受講日の予定・目標を記載する欄がある
その他
通塾先から定期的に受領している
生活困窮者自立支援事業の支援ツールを活用している
自立相談支援に基づく、アセスメントおよびプラン作成を行う

問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の実施方法を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問6、市区町村調査 問6>

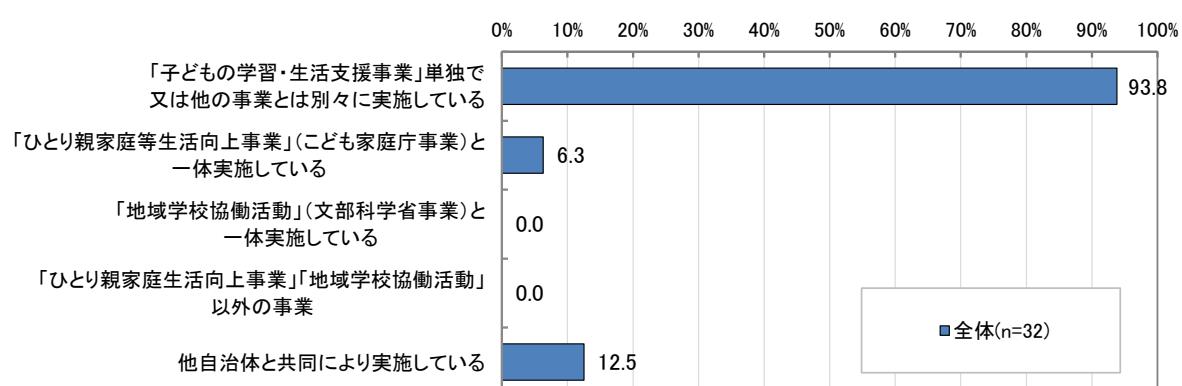
全体

全体では、「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が84.9%と最も高く、次いで「ひとり親家庭等生活向上事業」(こども家庭庁事業)と一体実施している」が14.6%、「他自治体と共同により実施している」が4.0%、「ひとり親家庭生活向上事業」「地域学校協働活動」以外の事業」が2.7%、「地域学校協働活動」(文部科学省事業)と一体実施している」が1.3%となっている。



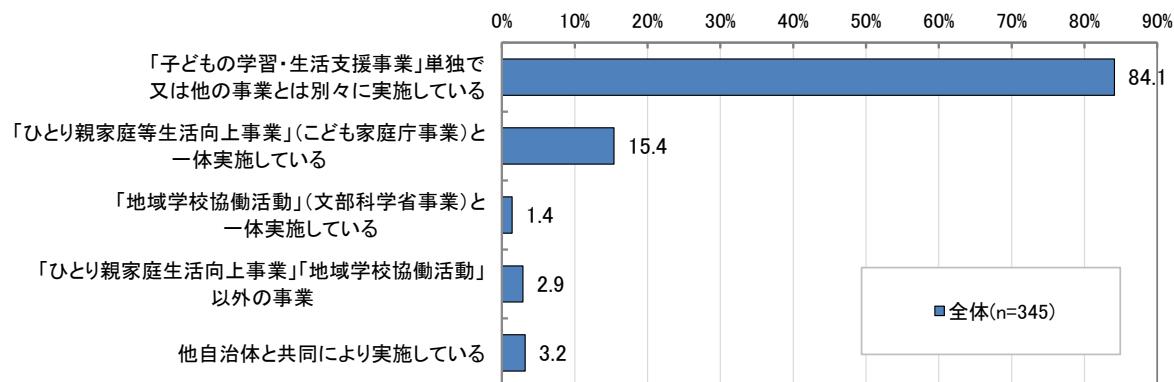
都道府県

都道府県では、「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が93.8%と最も高く、次いで「他自治体と共同により実施している」が12.5%、「ひとり親家庭等生活向上事業」(こども家庭庁事業)と一体実施している」が6.3%となっている。



市区町村

市区町村では、「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施しているが84.1%と最も高く、次いで「ひとり親家庭等生活向上事業」(こども家庭庁事業)と一体実施しているが15.4%、「他自治体と共同により実施している」が3.2%、「ひとり親家庭生活向上事業」「地域学校協働活動」以外の事業が2.9%、「地域学校協働活動」(文部科学省事業)と一体実施しているが1.4%となっている。



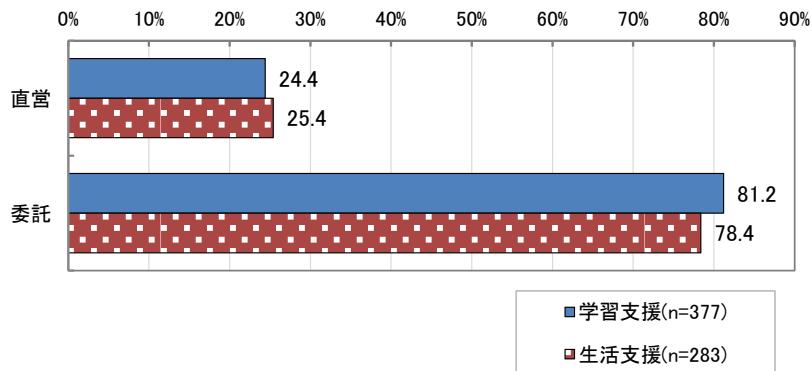
問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の①運営形態と②実施形態を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)
 ※「直営」だが一部は「委託」などの場合は、両方をお選びください。

<都道府県調査 問7①運営形態、市区町村調査 問7①運営形態>

全体

学習支援では、「委託」が81.2%、「直営」が24.4%となっている。

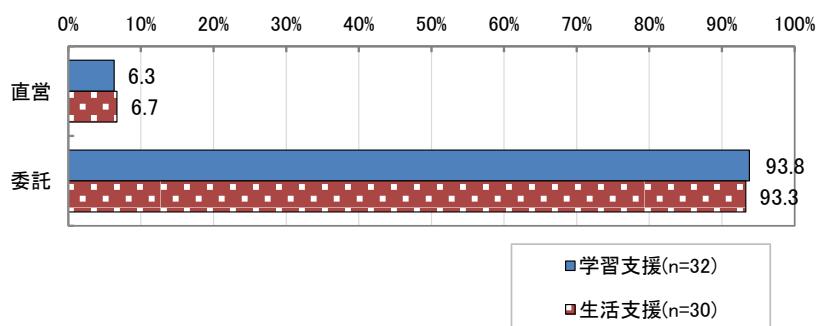
生活支援では、「委託」が78.4%、「直営」が25.4%となっている。



都道府県

学習支援では、「委託」が93.8%、「直営」が6.3%となっている。

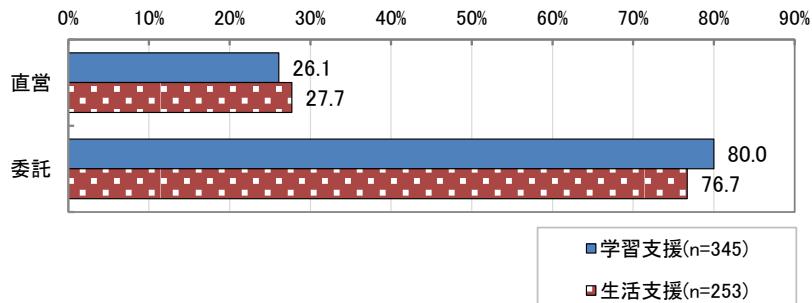
生活支援では、「委託」が93.3%、「直営」が6.7%となっている。



市区町村

学習支援では、「委託」が80.0%、「直営」が26.1%となっている。

生活支援では、「委託」が76.7%、「直営」が27.7%となっている。

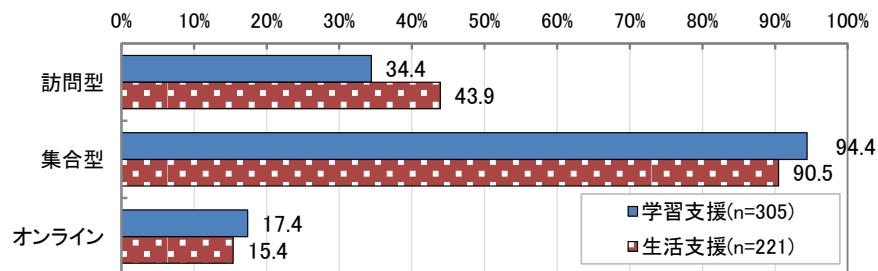


<都道府県調査 問7②実施形態、市区町村調査 問7②実施形態>

全体

学習支援では、「集合型」が94.4%、「訪問型」が34.4%、「オンライン」が17.4%となっている。

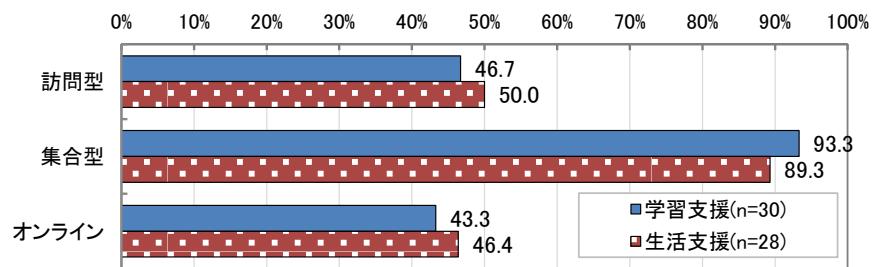
生活支援では、「集合型」が90.5%、「訪問型」が43.9%、「オンライン」が15.4%となっている。



都道府県

学習支援では、「集合型」が93.3%、「訪問型」が46.7%、「オンライン」が43.3%となっている。

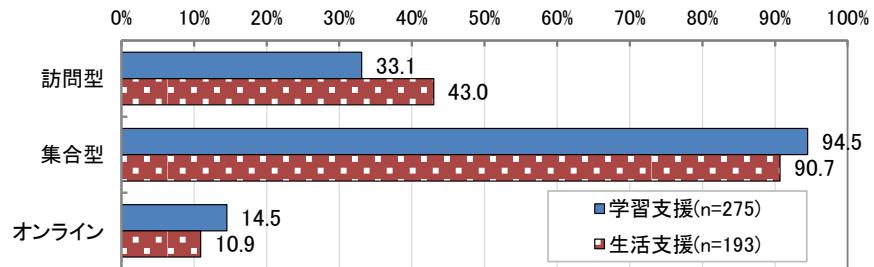
生活支援では、「集合型」が89.3%、「訪問型」が50.0%、「オンライン」が46.4%となっている。



市区町村

学習支援では、「集合型」が94.5%、「訪問型」が33.1%、「オンライン」が14.5%となっている。

生活支援では、「集合型」が90.7%、「訪問型」が43.0%、「オンライン」が10.9%となっている。



<問7-1～問7-11は問7①運営形態で「2. 委託」を選択した自治体に伺います>

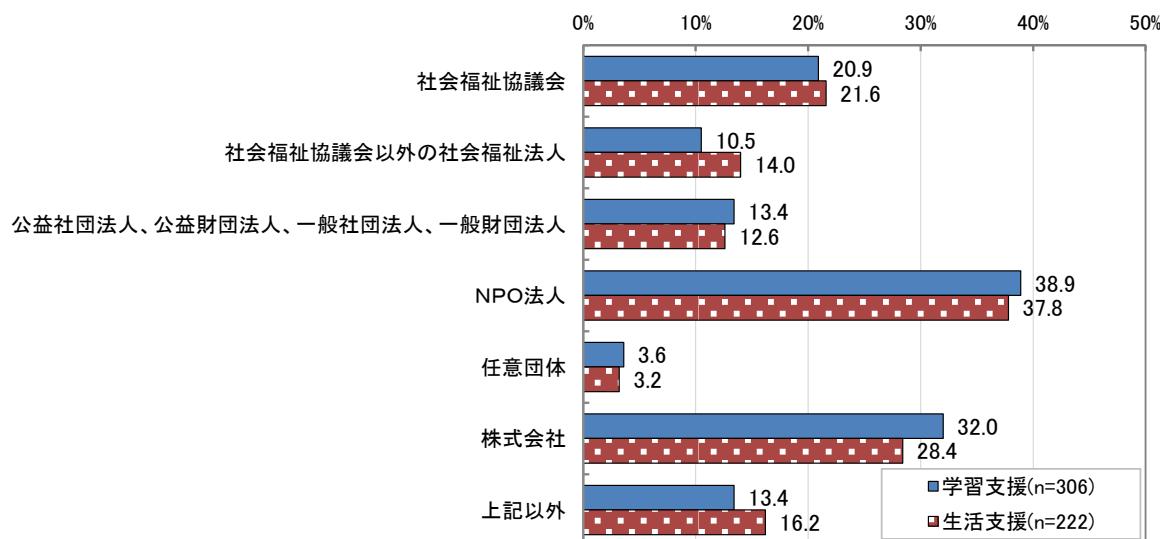
問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の委託先を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問7-1、市区町村調査 問7-1>

全体

学習支援では、「NPO法人」が38.9%と最も高く、次いで「株式会社」が32.0%、「社会福祉協議会」が20.9%、「公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人」が13.4%と続いている。

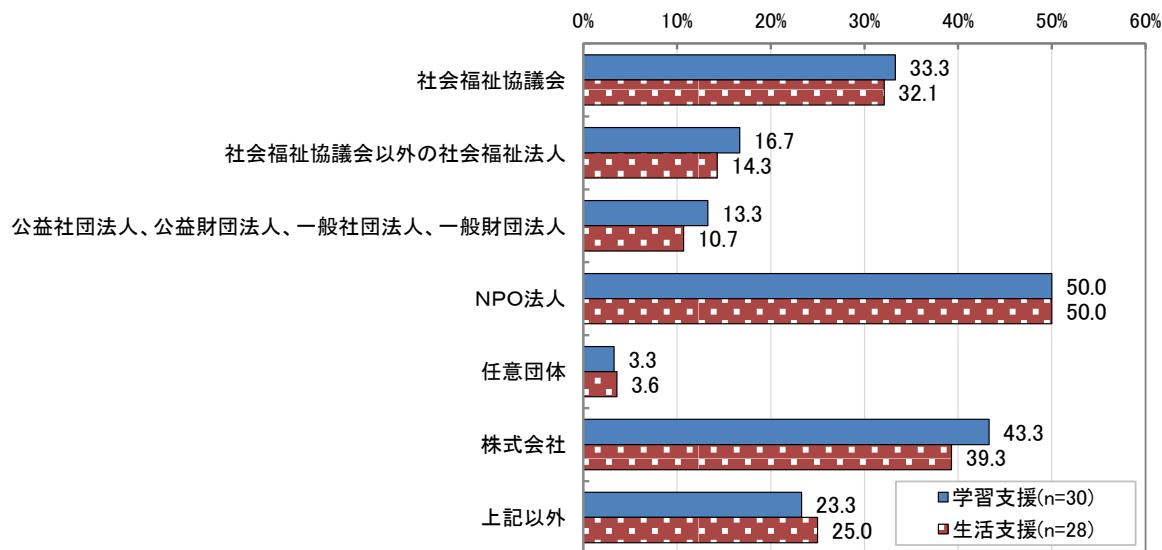
生活支援では、「NPO法人」が37.8%と最も高く、次いで「株式会社」が28.4%、「社会福祉協議会」が21.6%、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」が14.0%と続いている。



都道府県

学習支援では、「NPO法人」が50.0%と最も高く、次いで「株式会社」が43.3%、「社会福祉協議会」が33.3%、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」が16.7%と続いている。

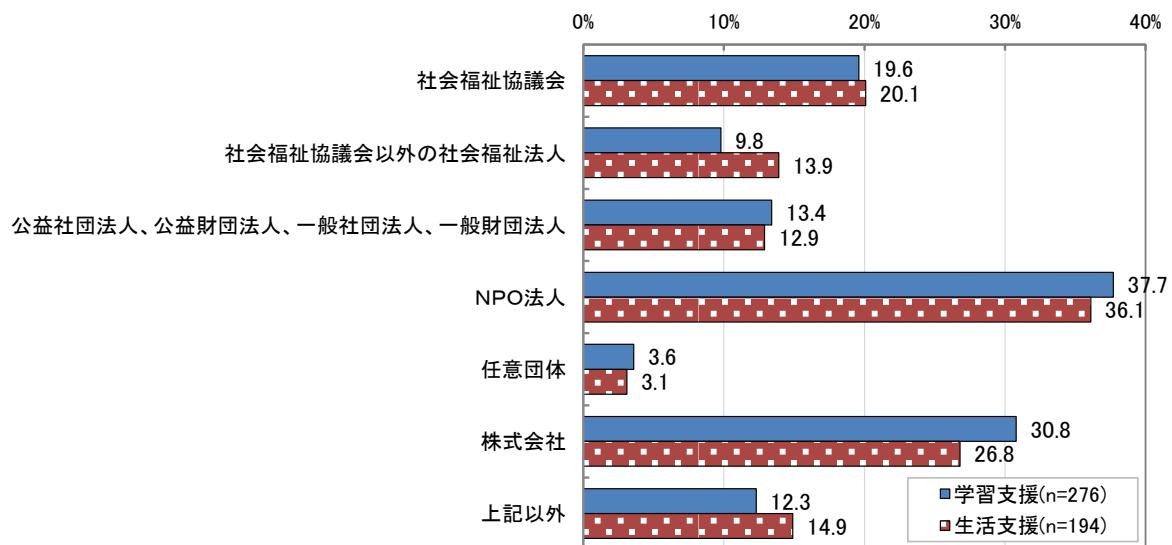
生活支援では、「NPO法人」が50.0%と最も高く、次いで「株式会社」が39.3%、「社会福祉協議会」が32.1%、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」が14.3%と続いている。



市区町村

学習支援では、「NPO法人」が37.7%と最も高く、次いで「株式会社」が30.8%、「社会福祉協議会」が19.6%、「公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人」が13.4%と続いている。

生活支援では、「NPO法人」が36.1%と最も高く、次いで「株式会社」が26.8%、「社会福祉協議会」が20.1%、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」が13.9%と続いている。



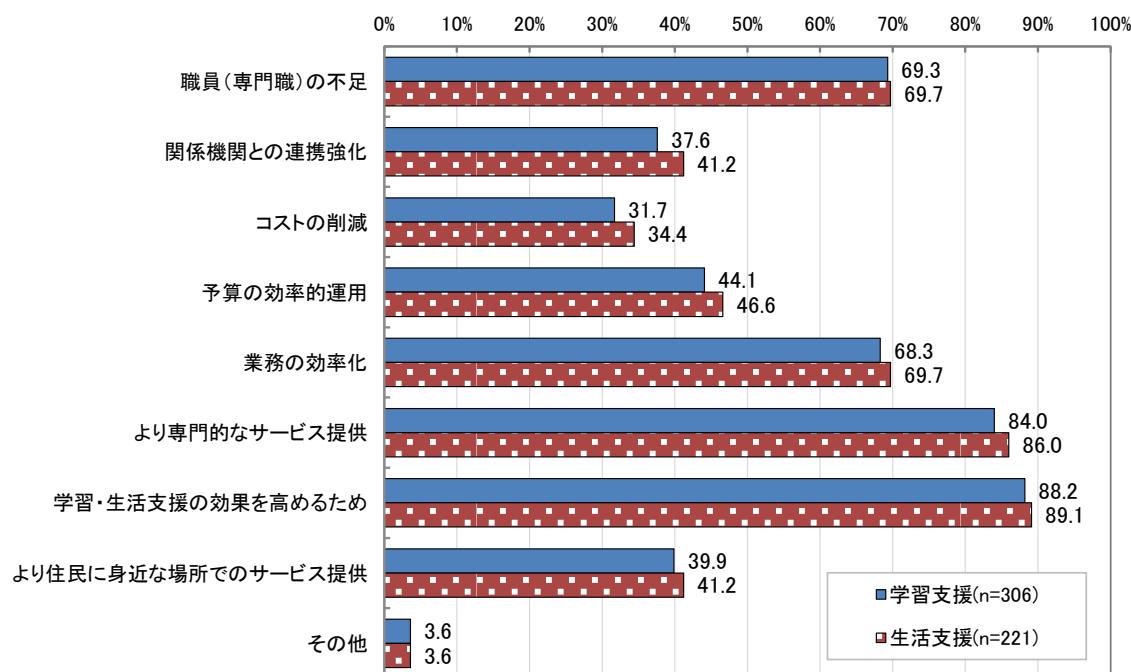
問. 委託する理由を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問7-2、市区町村調査 問7-2>

全体

学習支援では、「学習・生活支援の効果を高めるため」が88.2%と最も高く、次いで「より専門的なサービス提供」が84.0%、「職員(専門職)の不足」が69.3%、「業務の効率化」が68.3%と続いている。

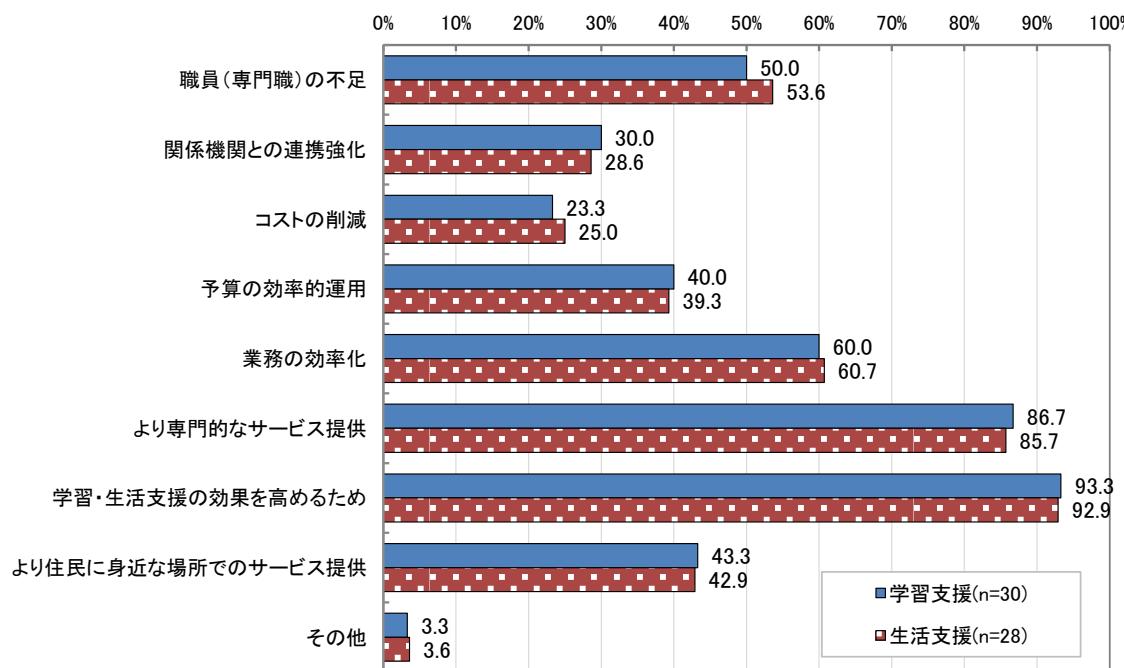
生活支援では、「学習・生活支援の効果を高めるため」が89.1%と最も高く、次いで「より専門的なサービス提供」が86.0%、「職員(専門職)の不足」「業務の効率化」がともに69.7%と続いている。



都道府県

学習支援では、「学習・生活支援の効果を高めるため」が93.3%と最も高く、次いで「より専門的なサービス提供」が86.7%、「業務の効率化」が60.0%、「職員(専門職)の不足」が50.0%と続いている。

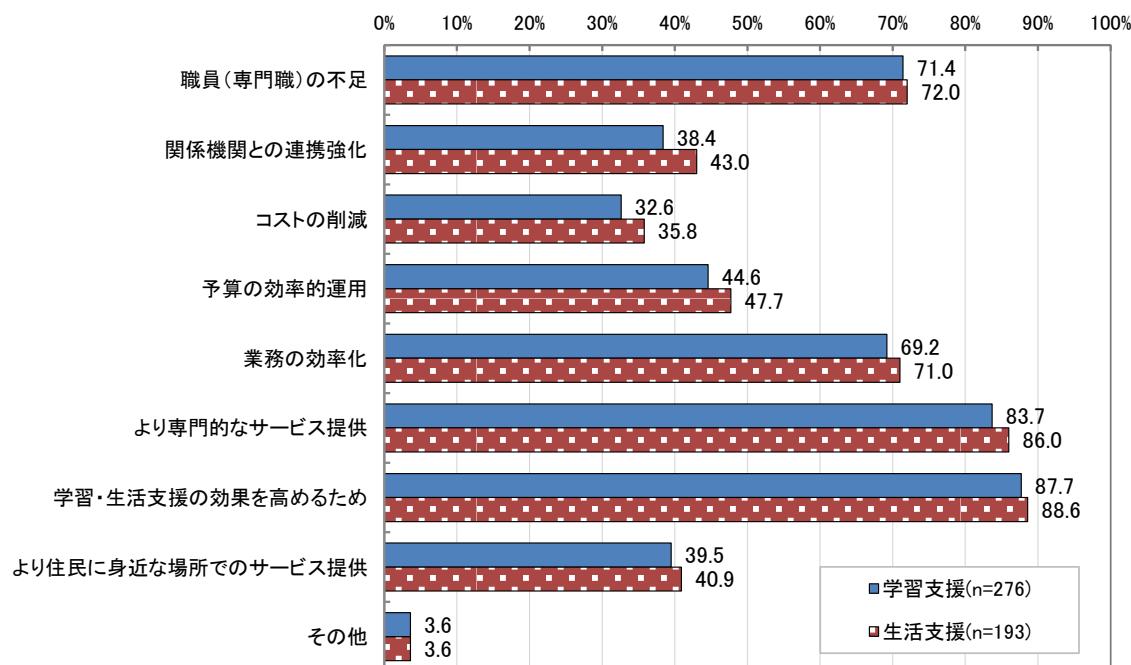
生活支援では、「学習・生活支援の効果を高めるため」が92.9%と最も高く、次いで「より専門的なサービス提供」が85.7%、「業務の効率化」が60.7%、「職員(専門職)の不足」が53.6%と続いている。



市区町村

学習支援では、「学習・生活支援の効果を高めるため」が87.7%と最も高く、次いで「より専門的なサービス提供」が83.7%、「職員(専門職)の不足」が71.4%、「業務の効率化」が69.2%と続いている。

生活支援では、「学習・生活支援の効果を高めるため」が88.6%と最も高く、次いで「より専門的なサービス提供」が86.0%、「職員(専門職)の不足」が72.0%、「業務の効率化」が71.0%と続いている。



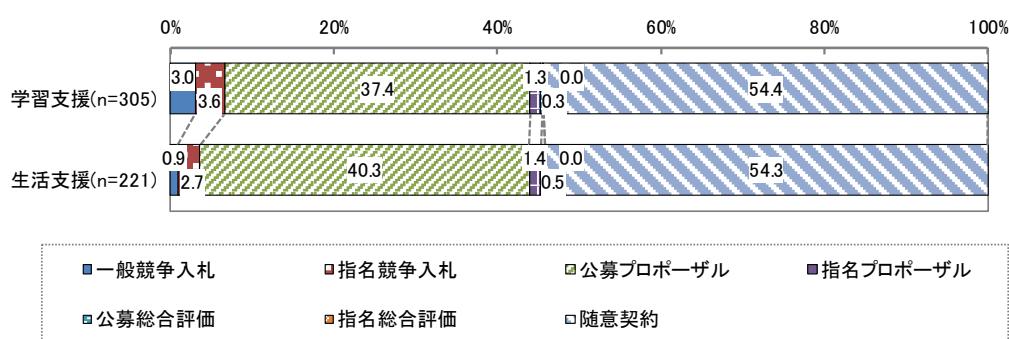
問. 委託先の選定方法を教えてください。(いずれかを選択)

<都道府県調査 問7-3、市区町村調査 問7-3>

全体

学習支援では、「随意契約」が54.4%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が37.4%、「指名競争入札」が3.6%、「一般競争入札」が3.0%、「指名プロポーザル」が1.3%、「公募総合評価」が0.3%、「指名総合評価」が0%となっている。

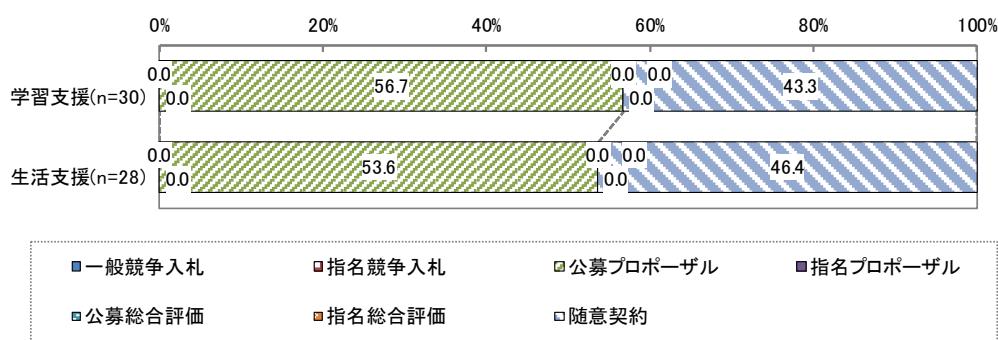
生活支援では、「随意契約」が54.3%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が40.3%、「指名競争入札」が2.7%、「指名プロポーザル」が1.4%、「一般競争入札」が0.9%、「公募総合評価」が0.5%、「指名総合評価」が0%となっている。



都道府県

学習支援では、「公募プロポーザル」が56.7%と最も高く、次いで「随意契約」が43.3%、「一般競争入札」「指名競争入札」「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

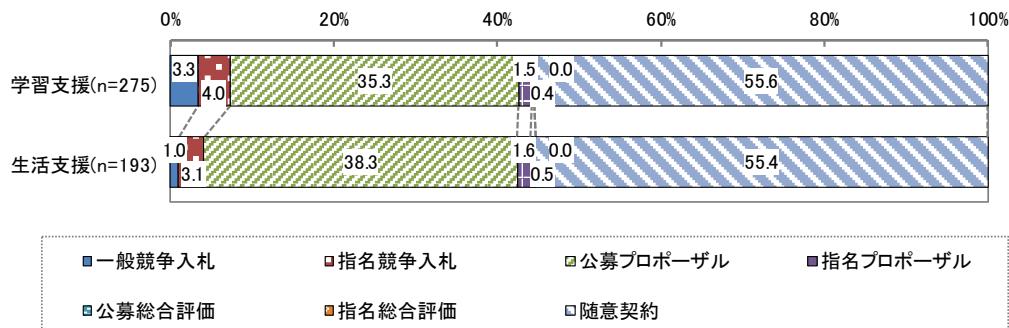
生活支援では、「公募プロポーザル」が53.6%と最も高く、次いで「随意契約」が46.4%、「一般競争入札」「指名競争入札」「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。



市区町村

学習支援では、「随意契約」が55.6%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が35.3%、「指名競争入札」が4.0%、「一般競争入札」が3.3%、「指名プロポーザル」が1.5%、「公募総合評価」が0.4%、「指名総合評価」が0%となっている。

生活支援では、「随意契約」が55.4%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が38.3%、「指名競争入札」が3.1%、「指名プロポーザル」が1.6%、「一般競争入札」が1.0%、「公募総合評価」が0.5%、「指名総合評価」が0%となっている。



■学習支援・市区町村・人口規模別

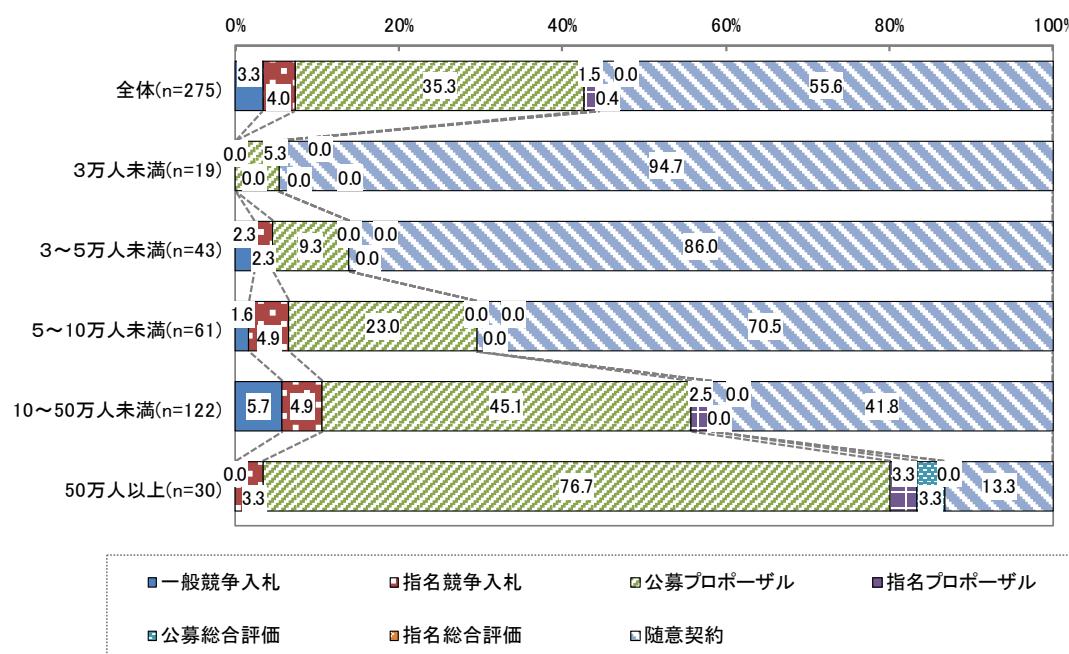
学習支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「随意契約」が94.7%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が5.3%、「一般競争入札」「指名競争入札」「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

3～5万人未満では、「随意契約」が86.0%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が9.3%、「一般競争入札」「指名競争入札」がともに2.3%、「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

5～10万人未満では、「随意契約」が70.5%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が23.0%、「指名競争入札」が4.9%、「一般競争入札」が1.6%、「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

10～50万人未満では、「公募プロポーザル」が45.1%と最も高く、次いで「随意契約」が41.8%、「一般競争入札」が5.7%、「指名競争入札」が4.9%、「指名プロポーザル」が2.5%、「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

50万人以上では、「公募プロポーザル」が76.7%と最も高く、次いで「随意契約」が13.3%、「指名競争入札」が3.3%、「指名プロポーザル」「公募総合評価」がともに3.3%、「一般競争入札」「指名総合評価」が0%となっている。



■生活支援・市区町村・人口規模別

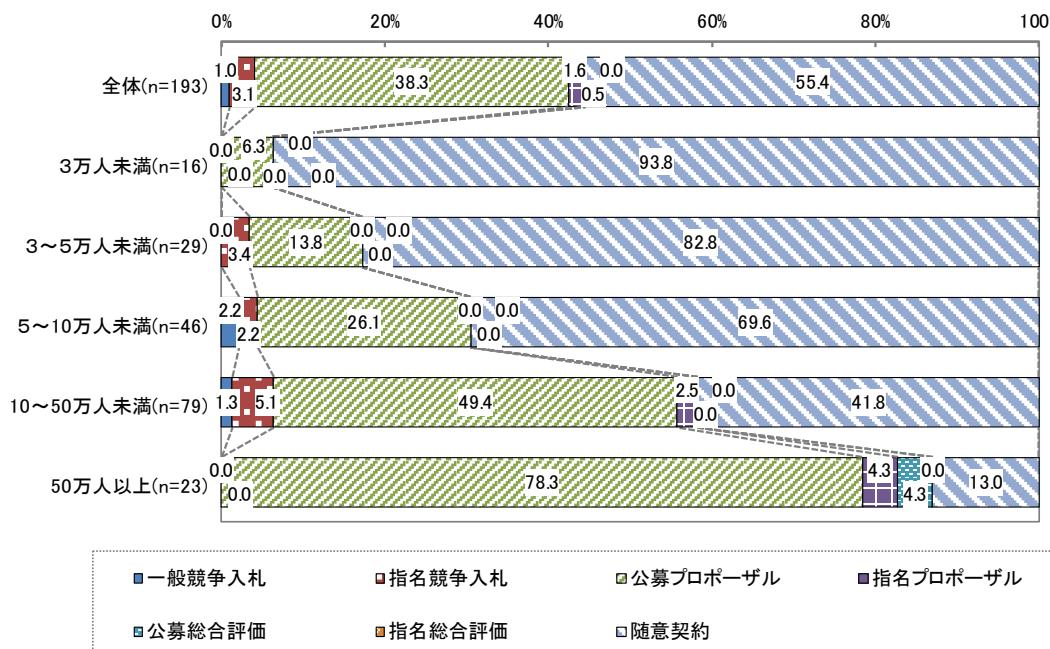
生活支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「随意契約」が93.8%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が6.3%、「一般競争入札」「指名競争入札」「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

3～5万人未満では、「随意契約」が82.8%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が13.8%、「指名競争入札」が3.4%、「一般競争入札」「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

5～10万人未満では、「随意契約」が69.6%と最も高く、次いで「公募プロポーザル」が26.1%、「一般競争入札」「指名競争入札」がともに2.2%、「指名プロポーザル」「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

10～50万人未満では、「公募プロポーザル」が49.4%と最も高く、次いで「随意契約」が41.8%、「指名競争入札」が5.1%、「指名プロポーザル」が2.5%、「一般競争入札」が1.3%、「公募総合評価」「指名総合評価」が0%となっている。

50万人以上では、「公募プロポーザル」が78.3%と最も高く、次いで「随意契約」が13.0%、「指名プロポーザル」が4.3%、「公募総合評価」が4.3%、「一般競争入札」「指名競争入札」「指名総合評価」が0%となっている。



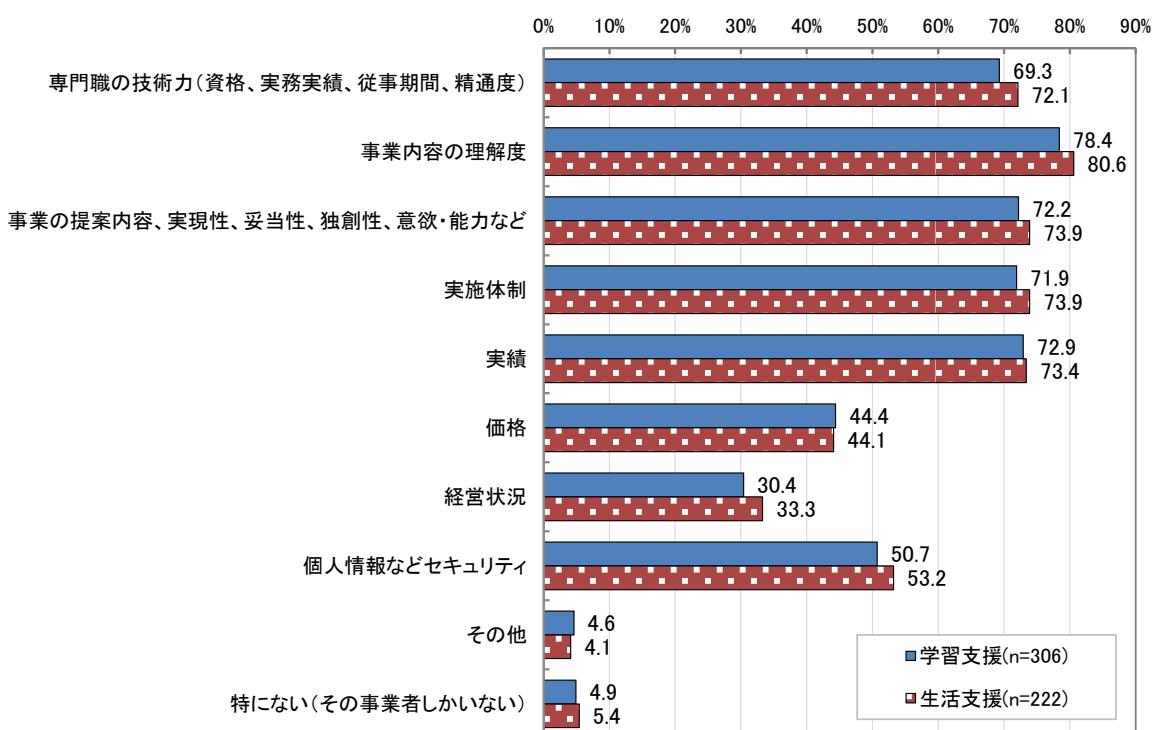
問. 委託先を選定するにあたり、特に重視した点を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問7-4、市区町村調査 問7-4>

全体

学習支援では、「事業内容の理解度」が78.4%と最も高く、次いで「実績」が72.9%、「事業の提案内容、実現性、妥当性、独創性、意欲・能力など」が72.2%、「実施体制」が71.9%と続いている。また「特にない(その事業者しかいない)」(4.9%)となっている。

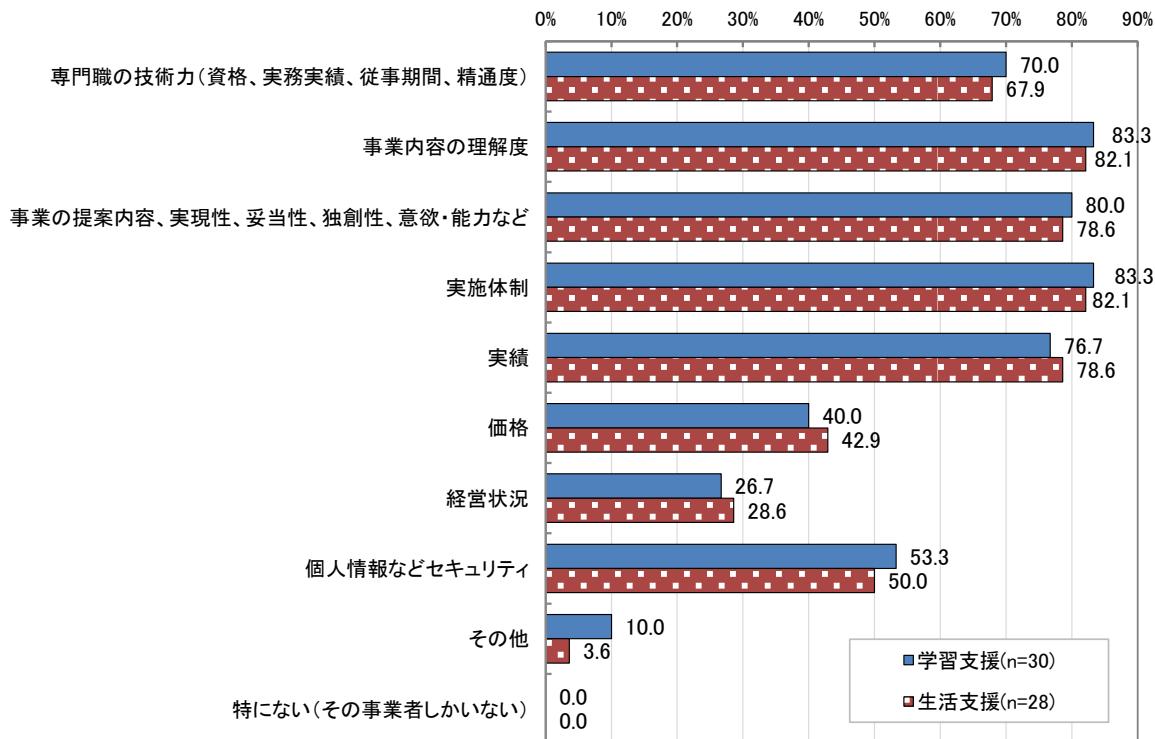
生活支援では、「事業内容の理解度」が80.6%と最も高く、次いで「事業の提案内容、実現性、妥当性、独創性、意欲・能力など」「実施体制」がともに73.9%、「実績」が73.4%と続いている。また「特にない(その事業者しかいない)」(5.4%)となっている。



都道府県

学習支援では、「事業内容の理解度」「実施体制」がともに83.3%と最も高く、次いで「事業の提案内容、実現性、妥当性、独創性、意欲・能力など」が80.0%、「実績」が76.7%と続いている。

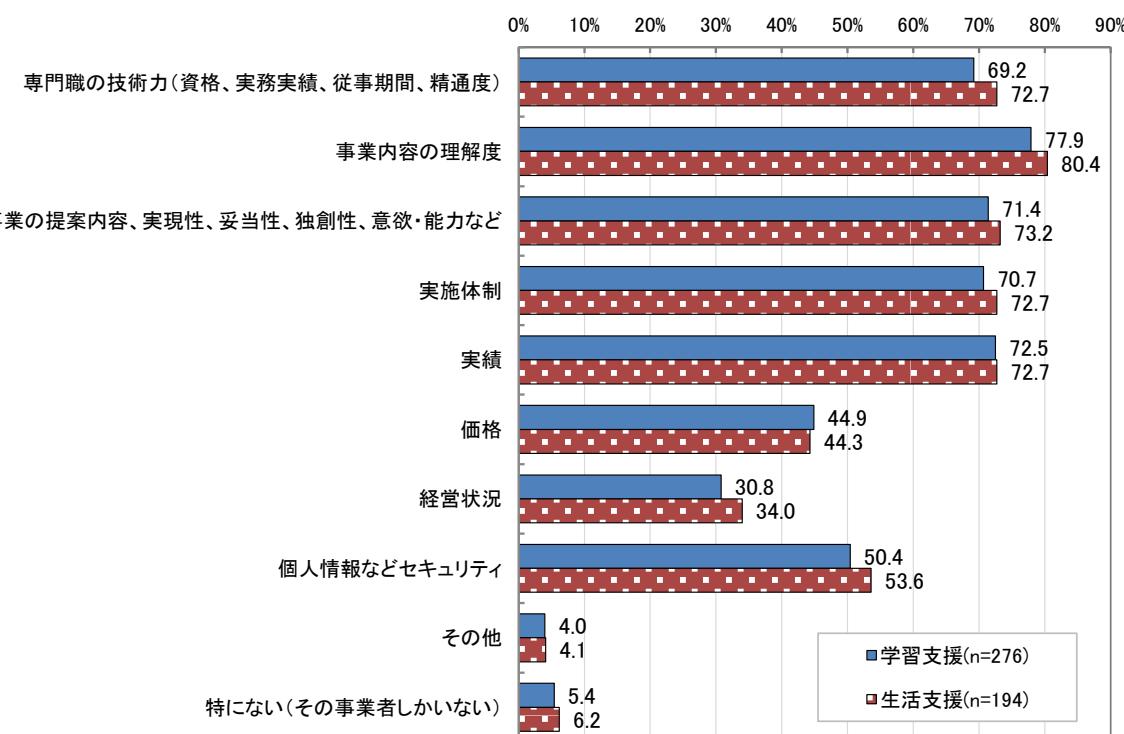
生活支援では、「事業内容の理解度」「実施体制」がともに82.1%と最も高く、次いで「事業の提案内容、実現性、妥当性、独創性、意欲・能力など」「実績」がともに78.6%と続いている。



市区町村

学習支援では、「事業内容の理解度」が77.9%と最も高く、次いで「実績」が72.5%、「事業の提案内容、実現性、妥当性、独創性、意欲・能力など」が71.4%、「実施体制」が70.7%と続いている。また「特にない(その事業者しかいない)」(5.4%)となっている。

生活支援では、「事業内容の理解度」が80.4%と最も高く、次いで「事業の提案内容、実現性、妥当性、独創性、意欲・能力など」が73.2%、「専門職の技術力(資格、実務実績、従事期間、精通度)」「実施体制」「実績」がともに72.7%と続いている。また「特にない(その事業者しかいない)」(6.2%)となっている。



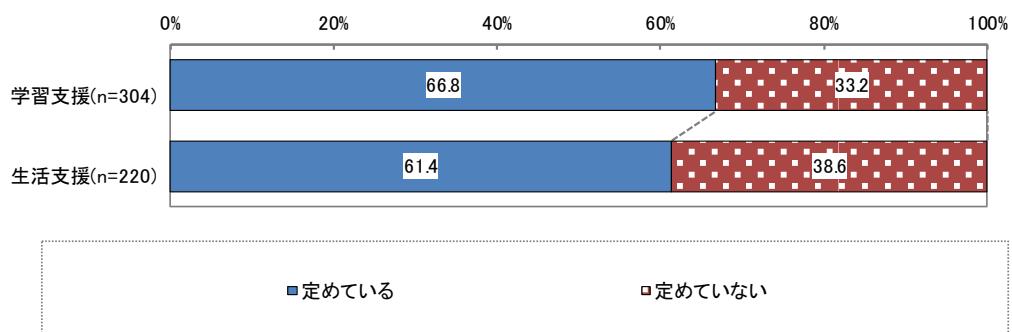
問. 委託にあたり、配置人員について定めていますか。(いずれかを選択)

<都道府県調査 問7-5、市区町村調査 問7-5>

全体

学習支援では、「定めている」が66.8%、「定めていない」が33.2%となっている。

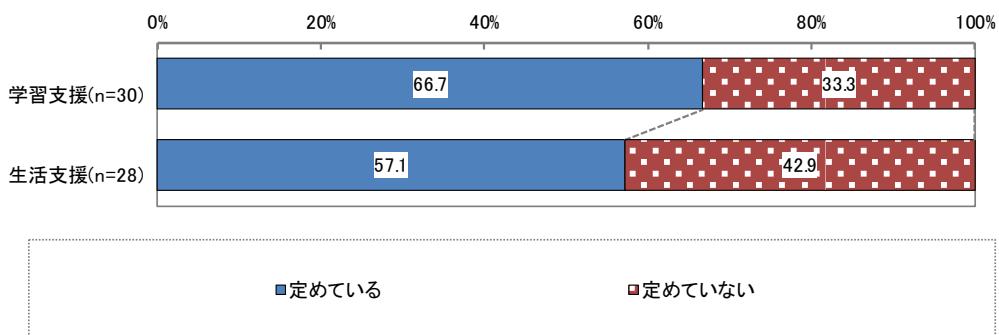
生活支援では、「定めている」が61.4%、「定めていない」が38.6%となっている。



都道府県

学習支援では、「定めている」が66.7%、「定めていない」が33.3%となっている。

生活支援では、「定めている」が57.1%、「定めていない」が42.9%となっている。



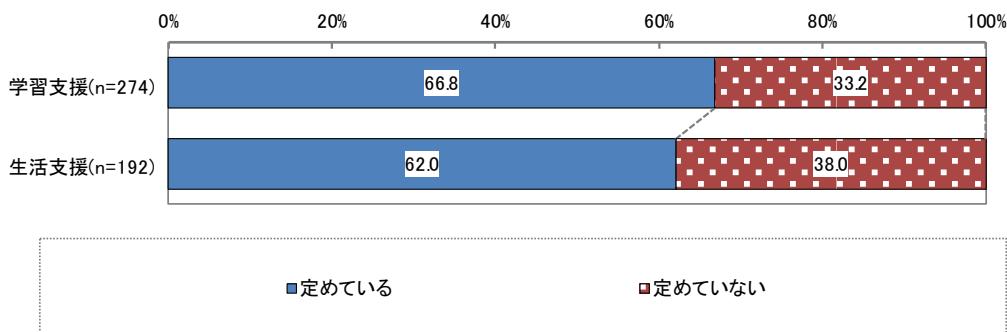
「学習支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
利用者数に対して比率を定めている
各市町村に1名。原則支援者25名に対し1名
概ね3~4人に1人の支援員の配置を義務づけている
最低人数を定めている
1会場につき2人配置
1教室当たり原則3名配置
役割に応じた人数を定めている
集合型では、統括責任者1名、サポートリーダー1名、サポーター2名以上。訪問型では、学習・生活支援員2名配置
責任者1名及び支援員1名以上
自立相談支援員等との兼務を可とし、1名以上子どもの学習・生活支援事業を担当する職員を配置するよう業務委託仕様書にて定めている

「生活支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
利用者数に対して比率を定めている
各市町村に1名。原則支援者25名に対し1名
最低人数を定めている
1会場につき2人配置
3.5人(学習支援と兼任)
役割に応じた人数を定めている
訪問型で学習・生活支援員2名配置
責任者1名及び支援員1名以上
学習支援・生活支援合わせて、教室運営責任者1名、教育支援員7名以上(3拠点にそれぞれ1名以上)

市区町村

学習支援では、「定めている」が66.8%、「定めていない」が33.2%となっている。

生活支援では、「定めている」が62.0%、「定めていない」が38.0%となっている。



「学習支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
利用者数に対して比率を定めている
小学校4～6年生に2名、中学校1～3年生に2名、計4名の配置
こども5～7人に一人の割合で支援員の配置を求めている
概ね対象者6人に対して支援員1名以上
児童・生徒おおよそ5名につきサポートー1名配置
最低人数を定めている
生活支援と合わせて2名以上の配置
常時2人
会場ごとに2人から3人の配置を指定(生活支援と兼務)
事業の実施にあたり、支援員を最低2名以上配置
1教室あたり7人
役割に応じた人数を定めている
運営責任者1名、支援員1名以上、ボランティアスタッフは対象者の支援に必要とされる人数
責任者1名、学習支援アドバイザー1名以上
学習支援コーディネーター1人、学習支援員2人以上
統括ディレクター、学習支援コーディネーター、相談支援スタッフそれぞれ1名以上。その他、本事業に必要となる者を配置する
責任者1名及び支援員2名を常時配置
業務管理者1名、学習支援員2名以上、教室参加者3～5名に対して学習支援ボランティア1名
事業統括者1名、会場ごとに監督責任者1名、学習・生活支援員を2名以上、学習・生活カウンセラーを各会場月1回以上配置
監督責任者1名、学習支援員1名、学習サポートー1名以上
施設管理者を専任で配置することという条件のみ規定
その他
他業務と一体的に実施しているため一事業としての配置人員を明記していない

「生活支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
利用者数に対して比率を定めている
小学生及び中学生については概ね1人から2人までの児童・生徒に対し支援員を1人配置する
教室型支援は、子ども2人に対し1人を配置。訪問型支援は、1家庭に対し1人以上を配置
1回の利用者数9名、講師3名で指導している。生徒3名に対して1人の講師が指導しているため
最低人数を定めている
学習支援と合わせて2名以上の配置
3人
役割に応じた人数を定めている
運営責任者1名以上、学習支援員1名以上、学習補助員を必要に応じて配置
訪問型について、事業統括者・事業責任者・行政連絡担当者を各1名、コーディネーターを1名以上、専門支援員15人以上としている。通所型は主任学習支援員1名以上、学習支援員2名以上、実務員1名、福祉的助言者1名としている
業務統括者1名、指導員1名、相談支援員12名
コーディネーター1人(学習支援・生活支援)兼務
その他
他業務と一体的に実施しているため一事業としての配置人員を明記していない

■学習支援・市区町村・人口規模別

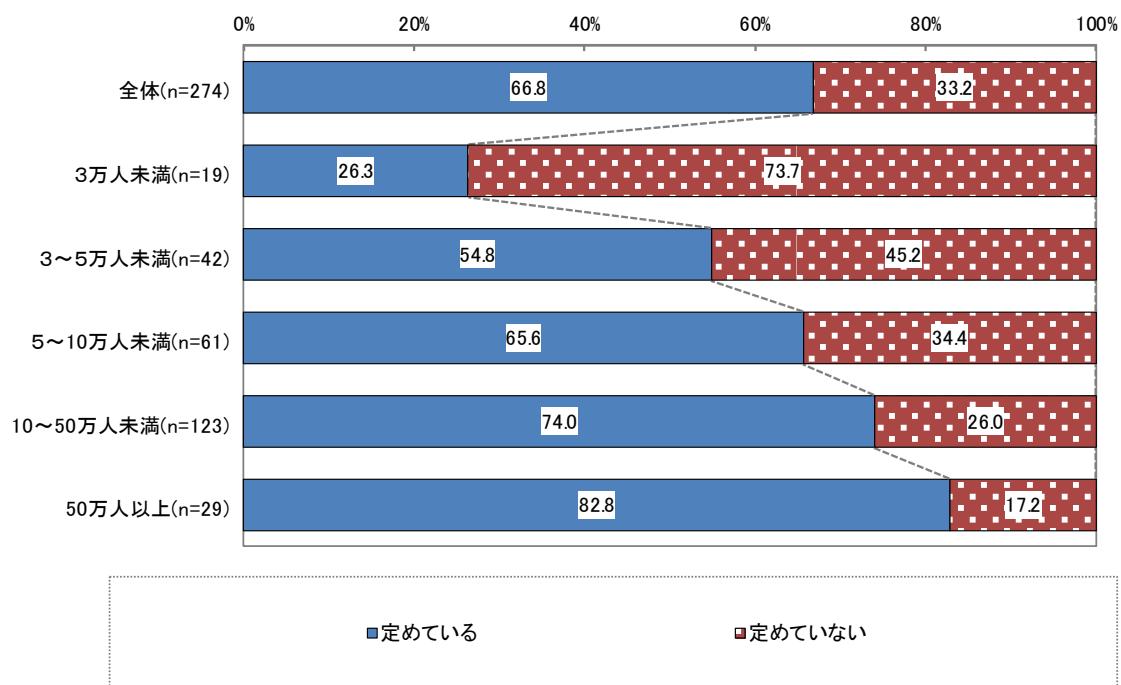
学習支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「定めていない」が73.7%、「定めている」が26.3%となっている。

3～5万人未満では、「定めている」が54.8%、「定めていない」が45.2%となっている。

5～10万人未満では、「定めている」が65.6%、「定めていない」が34.4%となっている。

10～50万人未満では、「定めている」が74.0%、「定めていない」が26.0%となっている。

50万人以上では、「定めている」が82.8%、「定めていない」が17.2%となっている。



■生活支援・市区町村・人口規模別

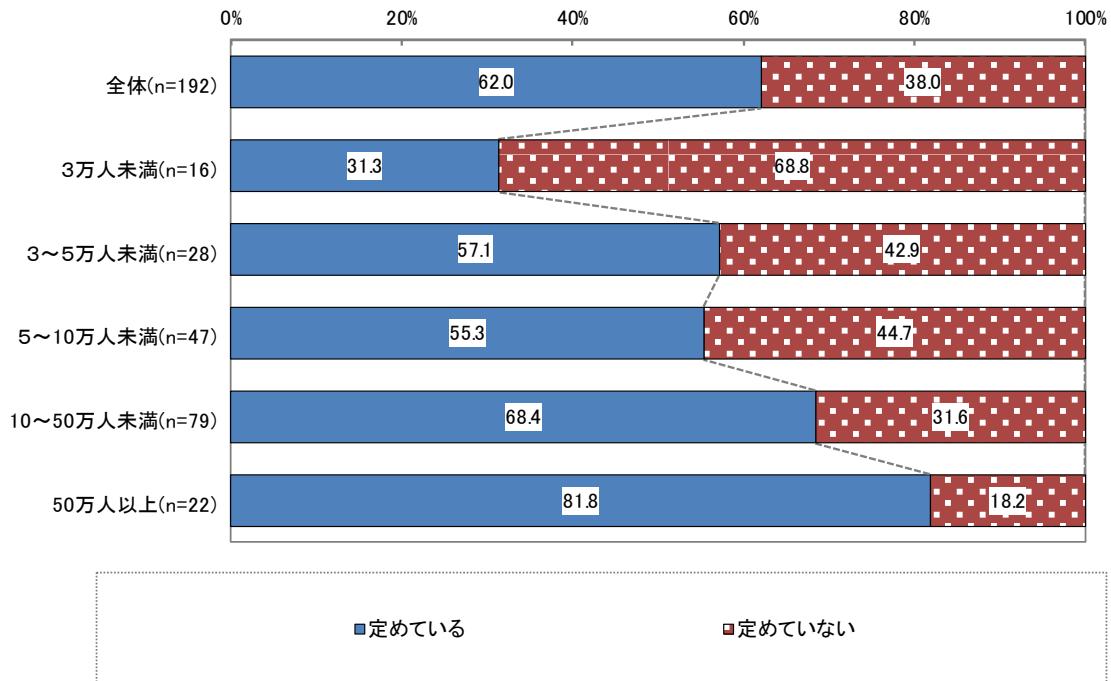
生活支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「定めていない」が68.8%、「定めている」が31.3%となっている。

3～5万人未満では、「定めている」が57.1%、「定めていない」が42.9%となっている。

5～10万人未満では、「定めている」が55.3%、「定めていない」が44.7%となっている。

10～50万人未満では、「定めている」が68.4%、「定めていない」が31.6%となっている。

50万人以上では、「定めている」が81.8%、「定めていない」が18.2%となっている。



問. 委託にあたり、資格要件について定めていますか。(いずれかを選択)

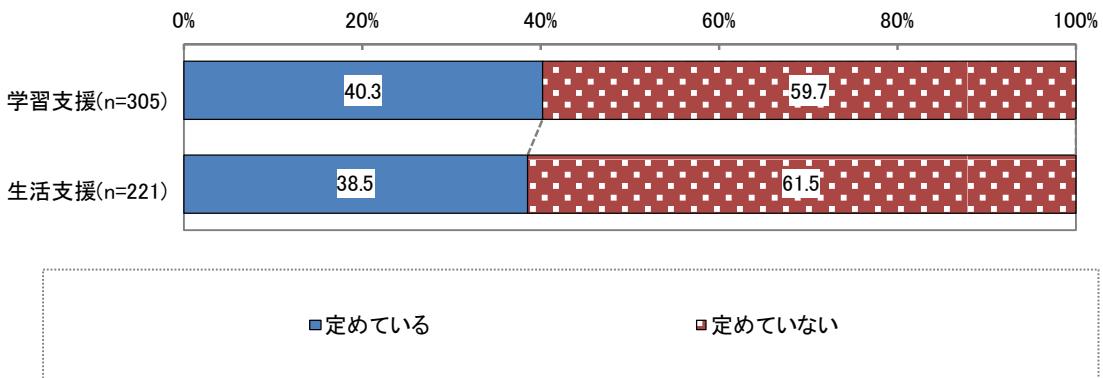
例)正社員に限定している。教員免許所持者、心理士や社会福祉士、子育て支援員の有資格者などを配置している。塾での講師経験がある。

<都道府県調査 問7-6、市区町村調査 問7-6>

全体

学習支援では、「定めていない」が59.7%、「定めている」が40.3%となっている。

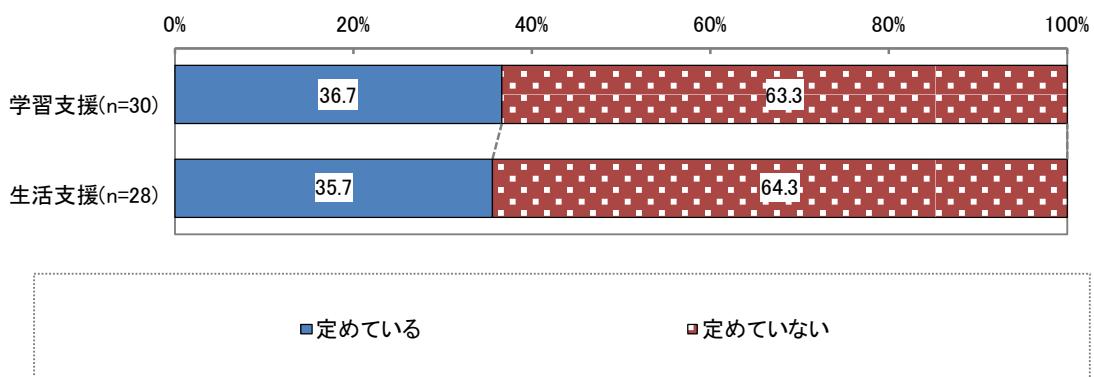
生活支援では、「定めていない」が61.5%、「定めている」が38.5%となっている。



都道府県

学習支援では、「定めていない」が63.3%、「定めている」が36.7%となっている。

生活支援では、「定めていない」が64.3%、「定めている」が35.7%となっている。



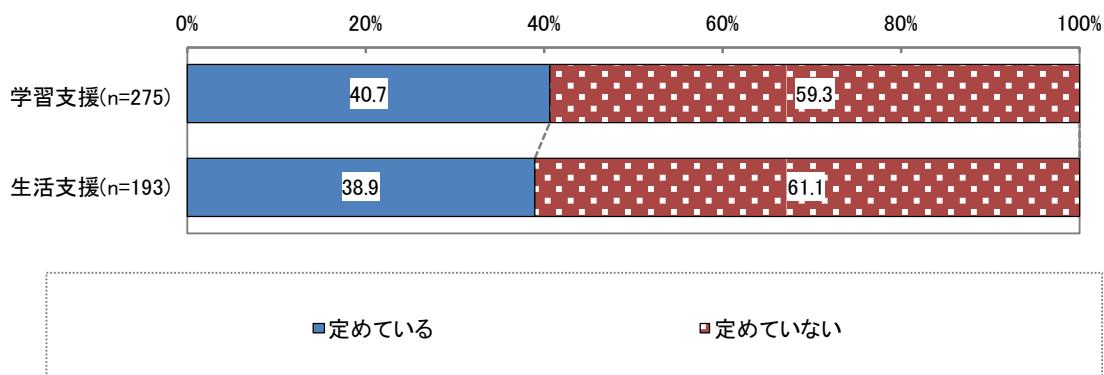
「学習支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
教育系の資格・経験
教員OB、学習塾講師等経験者等
業務委託仕様書において、「教員OB等の学習支援ができるスタッフ」としている
福祉系の資格・経験
社会福祉士や教育経験者等、福祉や教育に関する専門的な知識を有する者
教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有する者
その他
特に定めてはいないが、プロポーザルの審査内容として加味する

「生活支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
教育系の資格・経験
教育やボランティア活動に関心がある方で、教職経験者・教員免許を有する者又は大学生等 教科指導が可能な方とし、年齢は20歳以上とする
教育や福祉に関する専門的な知識を有し、会場の運営、参加者及び保護者への支援、指導員 の統括を適切に行うことができる者(例:教員経験者や社会福祉士資格を所持する者等)
福祉系の資格・経験
運営責任者として、教職員経験者、社会福祉士等、教育や福祉に対して専門的知識を有するも のであること
教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有する者

市区町村

学習支援では、「定めていない」が59.3%、「定めている」が40.7%となっている。

生活支援では、「定めていない」が61.1%、「定めている」が38.9%となっている。



「学習支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋	
教育系の資格・経験	
塾での講師経験	
教員免許保持者など有資格者を配置している	
教諭免許、教育カウンセラーの資格を有する事業所であること	
教員免許を有する者、教育関連事業における職務経験を2年以上有する者、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、福祉関連事業における職務経験を2年以上有する者などを配置している	
福祉系の資格・経験	
責任者だけ資格要件あり(生活に困窮する子ども、その家族に対する支援経験が3年以上ある者、ひきこもり地域支援センター等の公的機関において支援業務に従事した経験がある者)	
社会福祉士等の福祉系の有資格者、教員免許等の教育系の有資格者、困窮世帯の子どもやその保護者の相談支援等の経験がある者	
児童福祉又は青少年自立支援、健全育成等について活動実績があること	
生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に1年以上従事した経験を有する者	
心理系の資格・経験	
臨床心理士等の資格を有する者あるいは子どもへのカウンセリング等について一定の知識や経験を有する者が望ましい	
臨床心理士等の資格を持つ専任支援員を1名以上配置	
その他	
学習支援事業の事業実績がある	
サポートーや運営責任者について、対象世帯の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者等の要件は定めているが、具体的な資格の有無は要件としていない	
現場責任者は学習会を行う適性を有する者。支援員は大学生または大学院生で支援員として必要な研修を受けた者	

「生活支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
教育系の資格・経験
教諭免許、教育力ウンセラーの資格を有する事業所であること
コーディネーターについては、教育、進路及び生活相談業務を担当した経験を有する者と要件を定めている。
教員免許所持者又はそれと同等の経験を有する者
本市の小・中学校において教育、進路相談及び生活指導の経験を有する者、もしくは、子どもの進路や日常生活支援に関する経験を有する者
福祉系の資格・経験
原則として、養成研修における「就労準備支援事業従事者養成研修」を受講し、修了証の交付を受けた者であって社会福祉士又は大学、短期大学若しくは専門学校において社会福祉専門課程を修了したもの若しくはこれと同等の能力若しくは実務経験を有するものとする
学習支援員については、社会福祉士や教育経験者等福祉や教育に関する専門的な知識を有する者。学習支援ボランティアについては、大学で教育や福祉を学ぶ学生等で、支援対象者に対しマンツーマンで学習支援等ができると判断される者
監督責任者は学習支援事業又は相談支援業務に従事した経験が2年以上。主任学習支援員は学習支援事業又は相談支援業務に従事した経験が1年以上あることが望ましいとしている。
社会福祉事業に2年以上従事したもの、民間企業等で支援員業務に関する職務経験を5年以上有するもの、教員免許の資格を有するもの、精神保健福祉士の資格を有するもの、社会教育主事の資格を有するもの等
社会福祉士等の福祉に関する資格を有する者
心理系の資格・経験
臨床心理士等の資格を有する者あるいは子どもへのカウンセリング等について一定の知識や経験を有する者が望ましい
下記いずれかの者を配置することとしています。ア:臨床心理士、もしくは学校心理士の資格を有する者、イ:精神保健福祉士、もしくは社会福祉士の資格を有する者で、児童福祉施設、子育て支援事業、子どもに対する相談事業等で通算1年以上の相談業務経験を有する者、ウ:児童福祉施設、子育て支援事業、子どもに対する相談事業等で、通算2年以上の相談業務経験を有する者
その他
本業務の管理・運営に必要な知識・技能・資格および経験を有する者を業務責任者として選任している
事業を適切に行うことができる知識や経験を有する者
常勤1名。支援対象者やその家族の生活全般について初步的な相談を受けることができる者

■学習支援・市区町村・人口規模別

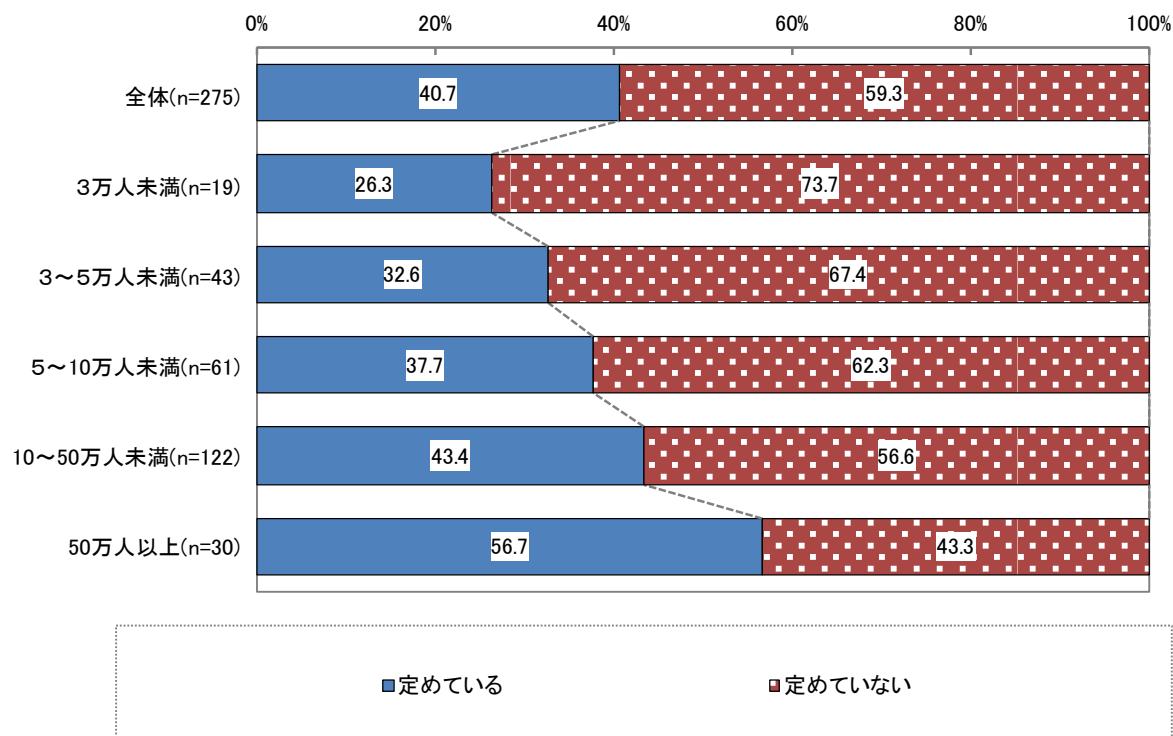
学習支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「定めていない」が73.7%、「定めている」が26.3%となっている。

3～5万人未満では、「定めていない」が67.4%、「定めている」が32.6%となっている。

5～10万人未満では、「定めていない」が62.3%、「定めている」が37.7%となっている。

10～50万人未満では、「定めていない」が56.6%、「定めている」が43.4%となっている。

50万人以上では、「定めている」が56.7%、「定めていない」が43.3%となっている。



■生活支援・市区町村・人口規模別

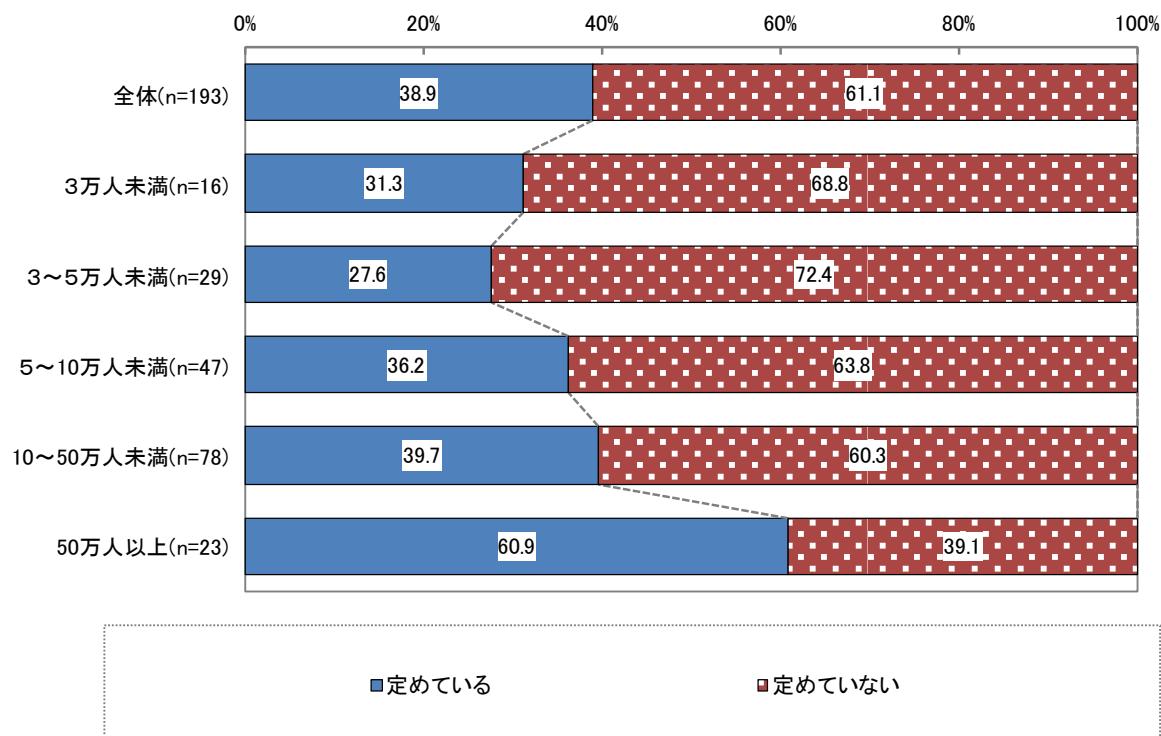
生活支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「定めていない」が68.8%、「定めている」が31.3%となっている。

3～5万人未満では、「定めていない」が72.4%、「定めている」が27.6%となっている。

5～10万人未満では、「定めていない」が63.8%、「定めている」が36.2%となっている。

10～50万人未満では、「定めていない」が60.3%、「定めている」が39.7%となっている。

50万人以上では、「定めている」が60.9%、「定めていない」が39.1%となっている。



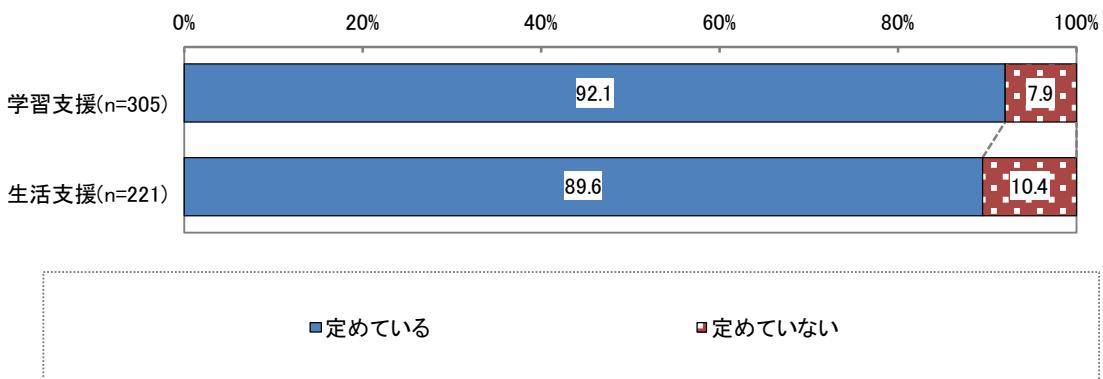
問. 委託にあたり、実施期間について定めていますか。(いずれかを選択)

<都道府県調査 問7-7、市区町村調査 問7-7>

全体

学習支援では、「定めている」が92.1%、「定めていない」が7.9%となっている。

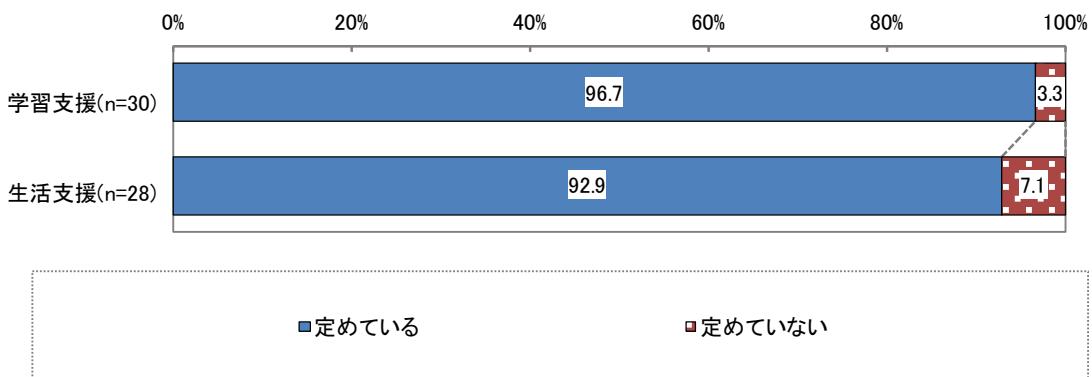
生活支援では、「定めている」が89.6%、「定めていない」が10.4%となっている。



都道府県

学習支援では、「定めている」が96.7%、「定めていない」が3.3%となっている。

生活支援では、「定めている」が92.9%、「定めていない」が7.1%となっている。



「学習支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋

1年以内

4月1日～3月31日(1年間)

1年間(年度ごとに実施)

その他

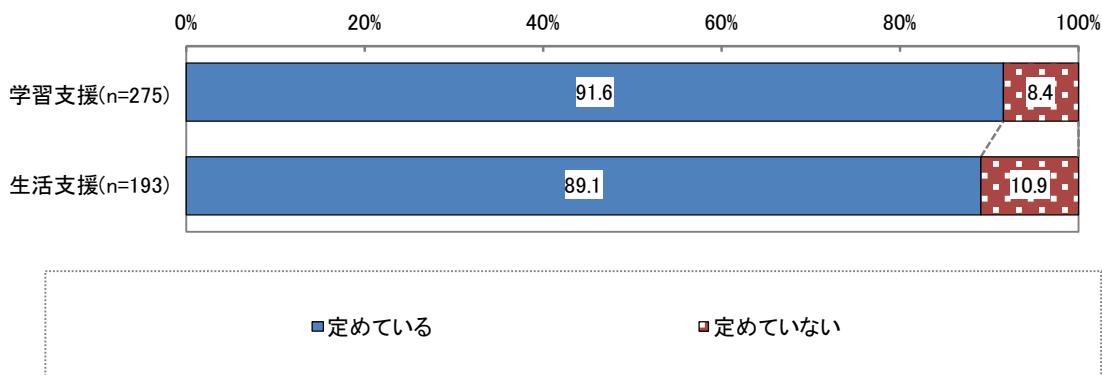
月曜日から金曜日までの間に最低週1回実施することとし、開設時間は午後4時30分から午後8時までとする。ただし、夏季休暇などの長期休暇期間中の開設時間は、児童等の状況やイベントの実施等により柔軟に対応できるものとする

「生活支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
1年以内
単年度
4月から翌年3月までの1年間

市区町村

学習支援では、「定めている」が91.6%、「定めていない」が8.4%となっている。

生活支援では、「定めている」が89.1%、「定めていない」が10.9%となっている。



「学習支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋
1年以内
1年間(1年ごとに更新)
毎年5~3月
1会計年度(当年4月1日~3月31日)
1年以上
3年間
5年間
3年毎のプロポーザルの結果に基づき単年度で契約
その他
原則1年間であるが、実績が良好である場合最長で5年間、年度ごとの更新による随意契約を行う場合があります。

「生活支援で定めている」の内容 ※主なものを抜粋	
1年以内	
年度初め(4月1日)から年度終わり(3月31日)まで	
最長1年で実施	
契約締結の日から年度末日	
1年以上	
3年間	
定めていませんが、プロポーザルの選定効力の有効期間を5年で設定しています(長期の支援が必要であり、児童が安心して通えるようにするために設定しています)。契約は毎年度実施しています。なお、選定効力の有効期間の設定については、財政・法政部局等から疑義が示されています。	
3年契約で実施	

■学習支援・市区町村・人口規模別

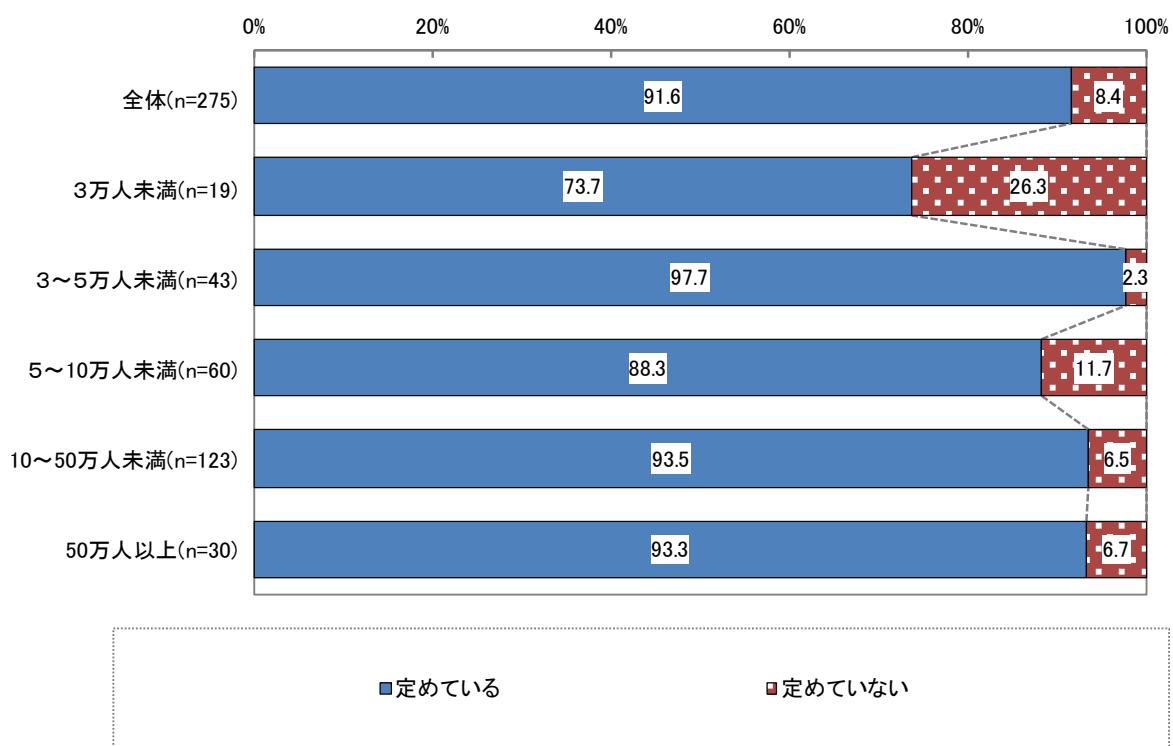
学習支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「定めている」が73.7%、「定めていない」が26.3%となっている。

3～5万人未満では、「定めている」が97.7%、「定めていない」が2.3%となっている。

5～10万人未満では、「定めている」が88.3%、「定めていない」が11.7%となっている。

10～50万人未満では、「定めている」が93.5%、「定めていない」が6.5%となっている。

50万人以上では、「定めている」が93.3%、「定めていない」が6.7%となっている。



■生活支援・市区町村・人口規模別

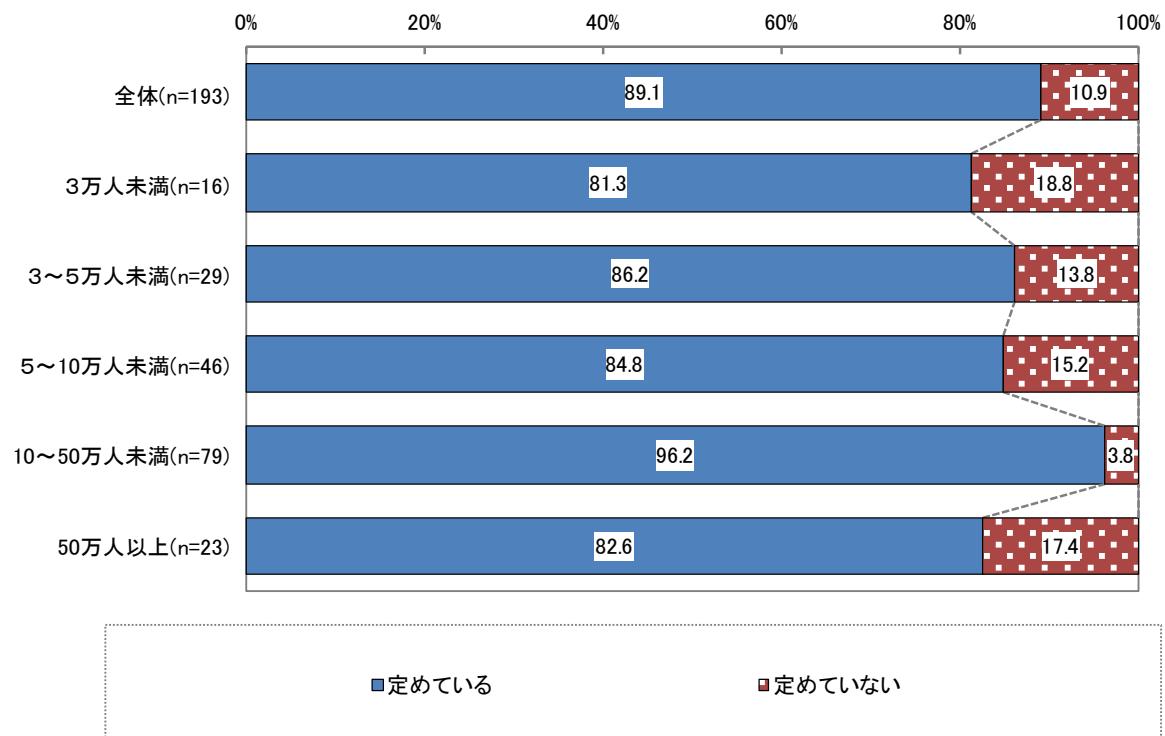
生活支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「定めている」が81.3%、「定めていない」が18.8%となっている。

3～5万人未満では、「定めている」が86.2%、「定めていない」が13.8%となっている。

5～10万人未満では、「定めている」が84.8%、「定めていない」が15.2%となっている。

10～50万人未満では、「定めている」が96.2%、「定めていない」が3.8%となっている。

50万人以上では、「定めている」が82.6%、「定めていない」が17.4%となっている。



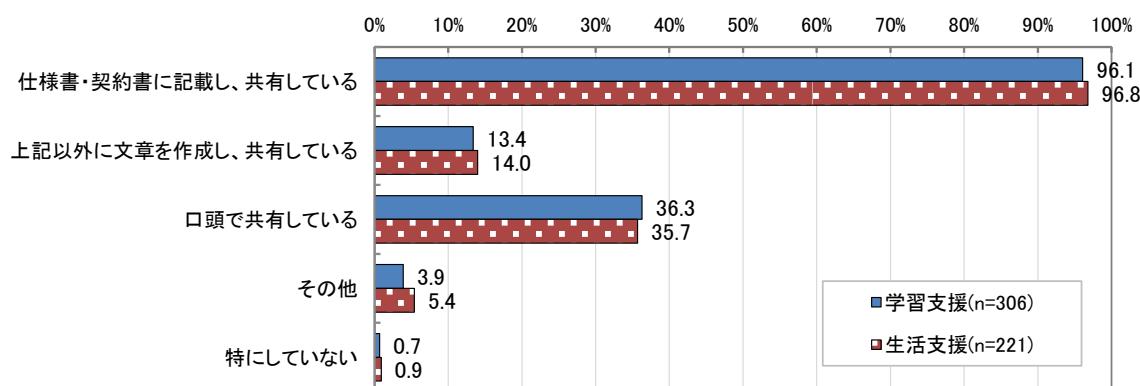
問.「子どもの学習・生活支援事業」の目的(目指していること)について、委託先と共有していますか。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問7-8、市区町村調査 問7-8>

全体

学習支援では、「仕様書・契約書に記載し、共有している」が96.1%と最も高く、次いで「口頭で共有している」が36.3%、「上記以外に文章を作成し、共有している」が13.4%となっている。

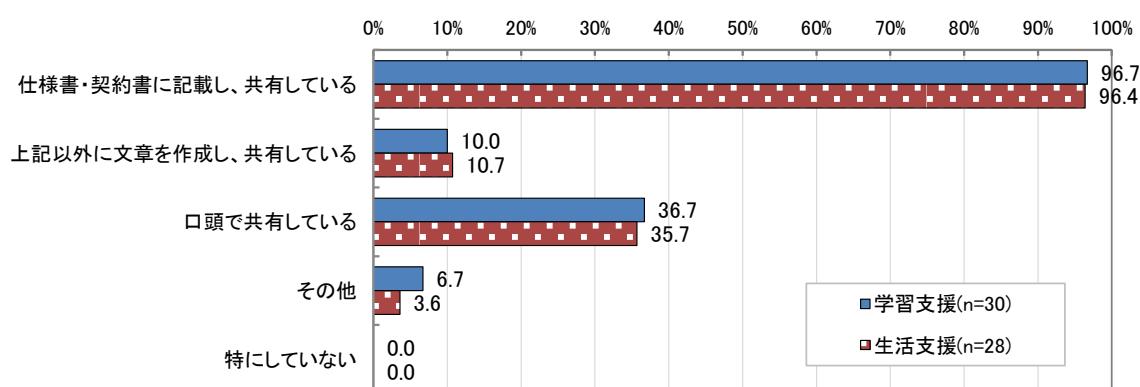
生活支援では、「仕様書・契約書に記載し、共有している」が96.8%と最も高く、次いで「口頭で共有している」が35.7%、「上記以外に文章を作成し、共有している」が14.0%となっている。



都道府県

学習支援では、「仕様書・契約書に記載し、共有している」が96.7%と最も高く、次いで「口頭で共有している」が36.7%、「上記以外に文章を作成し、共有している」が10.0%となっている。

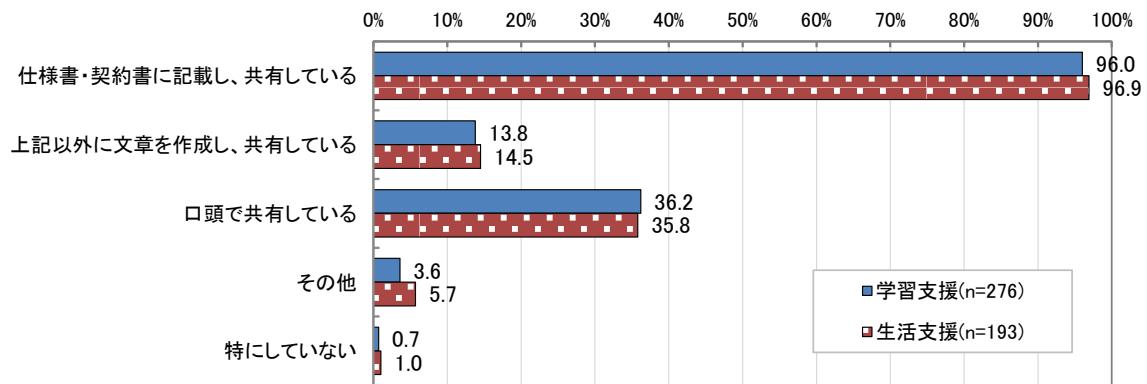
生活支援では、「仕様書・契約書に記載し、共有している」が96.4%と最も高く、次いで「口頭で共有している」が35.7%、「上記以外に文章を作成し、共有している」が10.7%となっている。



市区町村

学習支援では、「仕様書・契約書に記載し、共有している」が96.0%と最も高く、次いで「口頭で共有している」が36.2%、「上記以外に文章を作成し、共有している」が13.8%となっている。

生活支援では、「仕様書・契約書に記載し、共有している」が96.9%と最も高く、次いで「口頭で共有している」が35.8%、「上記以外に文章を作成し、共有している」が14.5%となっている。



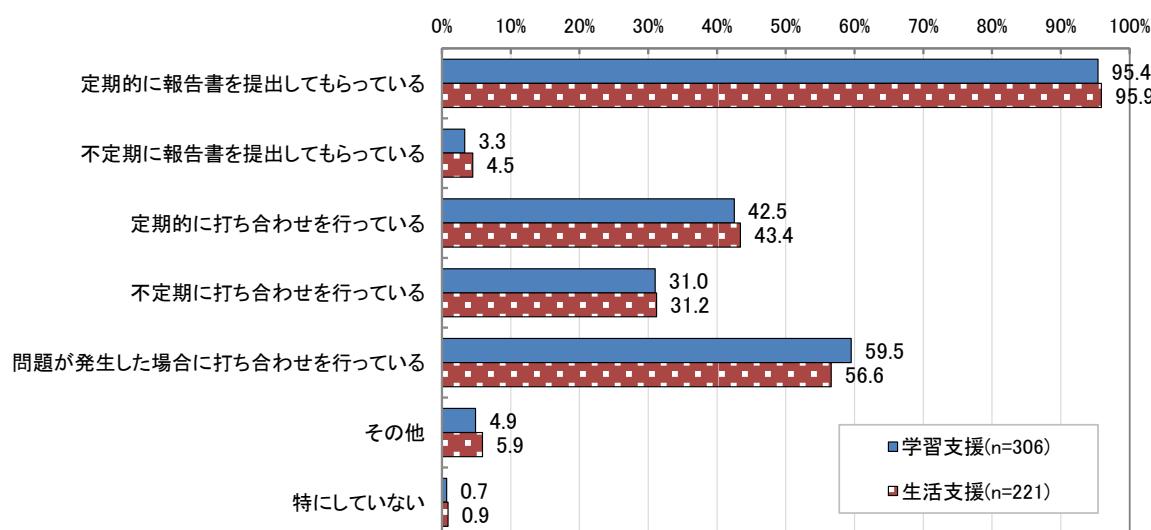
問. 委託先について、どのように進捗管理を行っていますか。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問7-9、市区町村調査 問7-9>

全体

学習支援では、「定期的に報告書を提出してもらっている」が95.4%と最も高く、次いで「問題が発生した場合に打ち合わせを行っている」が59.5%、「定期的に打ち合わせを行っている」が42.5%と続いている。

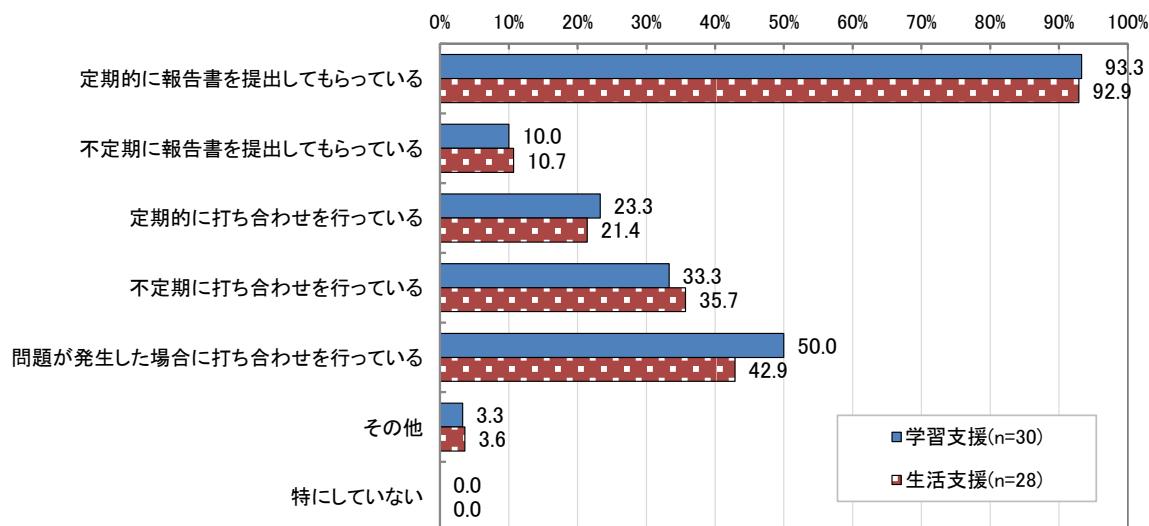
生活支援では、「定期的に報告書を提出してもらっている」が95.9%と最も高く、次いで「問題が発生した場合に打ち合わせを行っている」が56.6%、「定期的に打ち合わせを行っている」が43.4%と続いている。



都道府県

学習支援では、「定期的に報告書を提出してもらっている」が93.3%と最も高く、次いで「問題が発生した場合に打ち合わせを行っている」が50.0%、「不定期に打ち合わせを行っている」が33.3%と続いている。

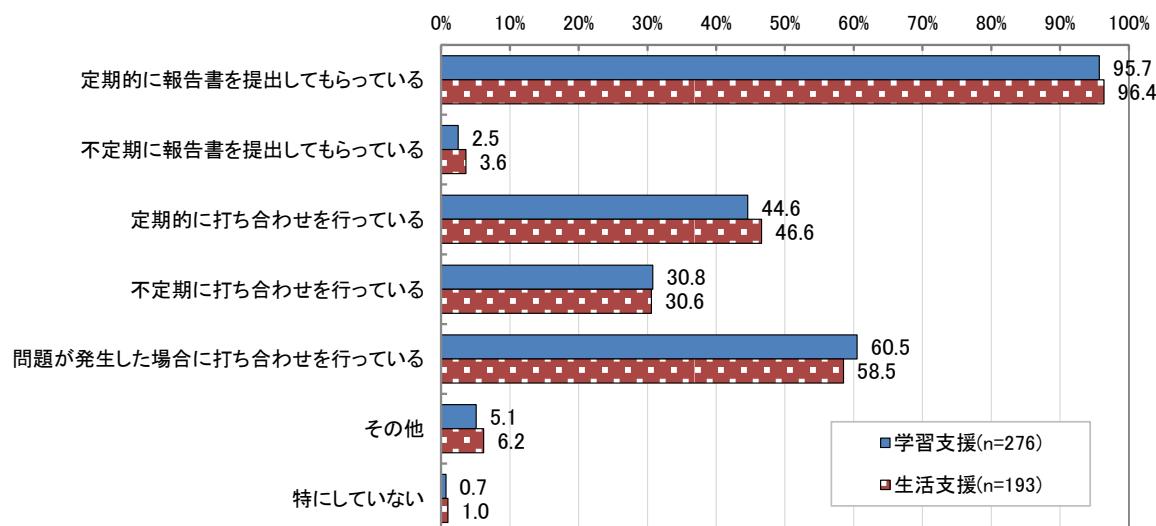
生活支援では、「定期的に報告書を提出してもらっている」が92.9%と最も高く、次いで「問題が発生した場合に打ち合わせを行っている」が42.9%、「不定期に打ち合わせを行っている」が35.7%と続いている。



市区町村

学習支援では、「定期的に報告書を提出してもらっている」が95.7%と最も高く、次いで「問題が発生した場合に打ち合わせを行っている」が60.5%、「定期的に打ち合わせを行っている」が44.6%と続いている。

生活支援では、「定期的に報告書を提出してもらっている」が96.4%と最も高く、次いで「問題が発生した場合に打ち合わせを行っている」が58.5%、「定期的に打ち合わせを行っている」が46.6%と続いている。



問. 委託するにあたり、想定外の問題が起った際をふまえ、事前に取り決めしたこと等(リスクマネジメント)をご記入ください。

<都道府県調査 問7-10、市区町村調査 問7-10>

都道府県

「事前に取り決めしたこと」の内容 ※主なものを抜粋
連絡・協議体制の明確化
契約書において、必要に応じて委託者と受託者とで協議することとしている。問題が起った場合には、速やかに委託者と共有する
学校教員に事業概要と3者(県、事業者及び教員)の役割分担を明確化した上で、有事の際に速やかに情報共有を行っている
本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実に行うこと
緊急時対応(災害・事故・感染症など)
機器等の障害が発生した場合だけでなく、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、本業務の遂行に支障を来すことがないよう十分な対応策を整備することを委託先に求めている
個人情報の保護・情報セキュリティ
個人情報の取扱について、情報漏洩が発生した場合は、速やかに県に報告するよう周知している
個人情報保護に係る責任体制報告書の提出
保険・賠償責任の取り決め
支援の中で事故にあったり、けがをした場合に備えて、ボランティア保険に加入してもらっており、委託料の中に保険料を含んでいる
都度協議する
契約書の仕様書で明示していない事項や業務遂行上疑義が生じた場合については、県と協議の上、業務を進めるものと仕様書で定めている
その他
委託契約書において、契約内容の変更等について定めている

市区町村

「事前に取り決めしたこと」の内容 ※主なものを抜粋

連絡・協議体制の明確化

想定外の問題が起こった際の連絡・報告の徹底、情報共有体制の構築

委託先のみの判断とせず、市と情報を共有する

想定外の問題が起こった際は、速やかに本市に報告を行い、本市・委託先双方で協議して対応を検討すること

普段から自立支援機関以外と連絡をとり、緊急時には連絡がとれる体制となっている

想定外の問題(利用者とのトラブルを想定)が起こった際、市への報告・連絡体制を整備し、併せて対応フローを共有した

仕様書に、業務上必要な会議は適宜行うことができるものとすること、仕様書に記載のない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定することを明記している

緊急時対応(災害・事故・感染症など)

緊急時に備え、委託先と利用者(保護者)との連絡体制を整える

不測の事態(震災等)に対して対応マニュアルを作成する

委託事業者においては、暴風・大雨などの天候要因、現場での火事や地震、不審者の侵入等の非常時が起きた際の対応マニュアルについて作成いただいている

事件、事故その他緊急事態が生じた場合には、受講者の安全を確保し、直ちに市へ報告すること。また、必要に応じて関係機関へ通報するよう仕様書に明記している。また、他の想定外の問題が起きた場合には、市と協議することになっている

個人情報の保護・情報セキュリティ

個人情報の保護・管理、セキュリティ対策、トラブル時の報告方法等

個人情報の取扱いに係る特記事項を契約書に添付している。その他、想定外の問題が起きた際には受注者と発注者の協議により対応する旨を契約書・仕様書に定めている

個人情報の取り扱い等、市で統一している取り決めを契約時に取り交わしている

保険・賠償責任の取り決め

契約書に記載している契約の解除権及び損害賠償等の取り決め

事業実施要領に準拠して、業務委託仕様書に苦情対応、損害賠償の管理を定めており、受注者に事業契約書と一緒に渡している

事業に参加する対象者について、賠償保険への加入を義務付けている

苦情・トラブル発生時の対応

契約書や仕様書には記載していないが、利用世帯や関係機関とのトラブルが生じた際は、些細なことであってもすぐに口頭で事業担当課へ報告するよう指示している

問題が発生した場合に報告書を提出してもらい、状況に応じて区職員が対応している

仕様書には、「支援対象者及びその保護者等と受注者とのトラブルへの対応は、原則として受注者の責任で行うとともに、その概要を発注者へ報告すること。」と記載している。また、「仕

様にない事項や仕様について生じた疑義等については、発注者と受注者の双方で協議を行つた上で決定するものとする。」と取り決めをしている
受注者が苦情処理にあたっての対応マニュアルを整備することと、責任者の明示を行うことを取り決めている
都度協議する
速やかに情報共有を行い、その後の対応について検討する
受託にあたっての留意事項を仕様書に添付し、定めのない事項については、市と受託者との協議により決定するものとした
想定外の問題が発生した場合は、直ちに委託元の本市に連絡した上で対応を協議する
対応前に連絡をもらい、対応方法について協議するようにしている。また、現地での判断が必要な際は適切に判断してもらい、後日報告をもらうようにしている
仕様書に記載のない事項が発生した場合には、協議をして決める
その他
事業を円滑に進めるために、スタッフの研修会を行い組織の役割体制、支援内容、守秘義務の厳守等について資質向上を図り、トラブルの未然防止に努め、問題が起った場合には速やかに報告し、課題把握と懇切丁寧な対応に努めることとしている
問題が起った際には早急に連絡をするよう依頼、対象世帯の担当CWへも情報提供を行い対応する。被保護者以外の困窮世帯については、必要であれば自立相談支援事業の職員に協力を依頼し対応を行う
口頭にはなるが、子どもしかいない時間に家庭に訪問する際は、ボランティア1人での訪問は行わず、受託者常勤職員とペアで訪問するよう依頼した
夜間や緊急時に備え、必要な関係機関との連絡方法等の対応手順を定めること。また、緊急時の連絡先を市に届け出ること

問. 委託にあたっての工夫・ポイント、課題と課題解決のために取り組んだことをご記入ください。

<都道府県調査 問7-11、市区町村調査 問7-11>

都道府県

「工夫・ポイント、発生した課題と課題解決のための取組」の内容 ※主なものを抜粋

事業者選定・契約方式に関する工夫

プロポーザルにより、当該業務の遂行にあたって必要な能力等について検討を行っている

事業者は子どもや家庭との信頼関係を築く必要があり、多くの利用者は年度をまたいで継続利用が見込まれること等を踏まえ、子どもが安心して通うことができるよう継続的な体制による支援が必要であることから、年度をまたいでも同様の支援体制を取れる事業者へ委託

関係機関との連携・ネットワーク構築

町村の社協等に委託をしているが、社協だけでは、子ども支援を進めることはできないため、契約前に役場の福祉課、教育委員会、学校の校長・教頭等を集め、事業の連携体制を構築するようにしている

12市との共同実施により、単独実施の2市を含め、県下全域での実施体制を整備している。

県福祉事務所に配置している「子どもの学習支援員」との連携

事業運営体制・会場・スケジュールの工夫

県内17町村を6圏域に分け、6圏域ごとに事業者に委託

支援の内容・プログラム上の工夫

委託事業者ごとに強みがあるため、その強みを活かした事業運営ができるように配慮している

単に塾としての機能だけでなく、こどもにとって第3の居場所を提供できるよう、参加者個々の特性に合ったサービス提供の可否を入念に審査している

生活支援・保護者支援との一体化

学習支援だけでなく生活習慣の改善の支援を実施するため、双方の知識や経験を有する支援員の配置が可能な民間事業者へ委託する必要があった

進捗管理・評価・報告体制の工夫

委託後に打ち合わせを行い、改めて事業の趣旨や進め方について確認を行っている

市区町村

「工夫・ポイント、発生した課題と課題解決のための取組」の内容 ※主なものを抜粋

事業者選定・契約方式に関する工夫

教育に携わったことがあり、学習及び生活習慣のそれぞれに理解があること

新規事業者の参入のしやすさや受託後の安定的な運営を確保するため、市内を2地区に分け公募プロポーザルを行った

学習支援の効果を最大限に發揮するため、支援者は教職員のOBなどを配置している。また、そのような人材を用意できる団体に委託している

事業者選定に当たっては、障害福祉に関する相談業務の経験を重視した。利用者の利便性を考慮し、送迎サービスを行うこと

委託事業者の選考委員会を開催し、有識者や教育委員会、PTA等の意見も含めて事業者を決定している

関係機関との連携・ネットワーク構築

学校や放課後学童クラブなどの関係機関と連携し、支援対象となる子どもを把握するとともに、保護者等との現状認識や目標の共有を図りつつ信頼関係を構築している

定期的に連絡会議(年4回)や研修会(年2回)を実施し、事業目的等の共通認識を図るとともに、実際の運営の課題を出し合い改善する取組を行っている

問題が発生した場合は所管課・教育委員会・学校と細かく連携を取り、場合によっては区役所の関係課を巻き込んで支援につなげている

市内及び近隣のNPO法人等の支援団体との連携を進めるため、その旨を委託業務内容に盛り込んだ

事業運営体制・会場・スケジュールの工夫

集合型による事業の実施に当たり、会場を市有施設に限定することで、会場費用を抑えている

委託先ごとに得意分野があるため、各行政区に2か所以上の教室を設置することで、教室ごとの特色を活かせるようにしている

法人独自に学習支援教室をおこなっているので、その事業と連動させて運営している

仕様書を市側で作成し、ある程度の枠組みを設定している。市内全域の生徒が参加できるよう、実施場所を市内数か所に分けて設定し、送迎車を用意している

支援の内容・プログラム上の工夫

令和6年度からは、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観の育成など将来展望につなげることを目的とした座学によらない学習活動や保護者向けの進路相談会を新たに開始した

契約内容に、業務目標として高校進学率100%と検定合格率(各種検定受験者のうち合格した者の割合)が50%以上になることを盛り込んでいること

参加率向上と目的達成のために受験生専門のクラスを設置する

最初は中学3年生～高校3年生を対象に全学年週1回だったが、中学3年生は進学を視野に3

か月間週2、2科目可とした。中学2年生は以前実施をしていなかったが、受験対策を早期に開始したいとの要望を受け、事業対象者を中学2年生まで広げた
生活支援・保護者支援との一体化
学習支援と生活支援を分けることなく生活困窮者自立支援事業の中で、一体実施している
勉強だけでなく、居場所づくりの側面の提案もお願いしている
委託事業者は長く不登校・ひきこもり支援を行っている実績のある事業者を選定した
進捗管理・評価・報告体制の工夫
生徒の様子確認のため毎月事業巡回を行っている。また、事業運営が仕様書どおりにできているか委託側も再確認できるように自己点検シートを記入してもらい、提出を受け、運営状況を確認している
定期的な報告をメールで促し、連絡を密にとっている
事業の中で問題が発生したら早急に連絡をもらうよう伝えている。特段問題なく事業が進められている場合でも月に1回、月次の報告をもらう際に特筆すべきことがあれば情報共有をしている
委託事業者の事業の実施状況を把握するため、月に一度、定例報告の場を設け、委託事業者の責任者から事業の実施状況の報告を受けている
周知・利用者募集・アウトリーチの工夫
貧困の連鎖を断ち切るために学習支援が必要だ、というと学校教育における指導力が不足していることになってしまいかねないため、「塾」の代わりではなく家庭学習のサポートをメインにPRした
当該学習会に参加することで困窮世帯だと周囲に知られ参加がしにくくならないように、学習会への参加は公には募集せず、生活保護の世帯はCWより案内し、就学援助世帯は学校から就学援助決定通知に同封し案内している
その他
支援対象者の年齢(子ども=18歳未満)に対し、学校在学中は支援ができるようにしている。 個人情報管理の徹底に関する指導。単価契約の方法により、実績に対応できるようにしている。

(3)取組内容・連携先について

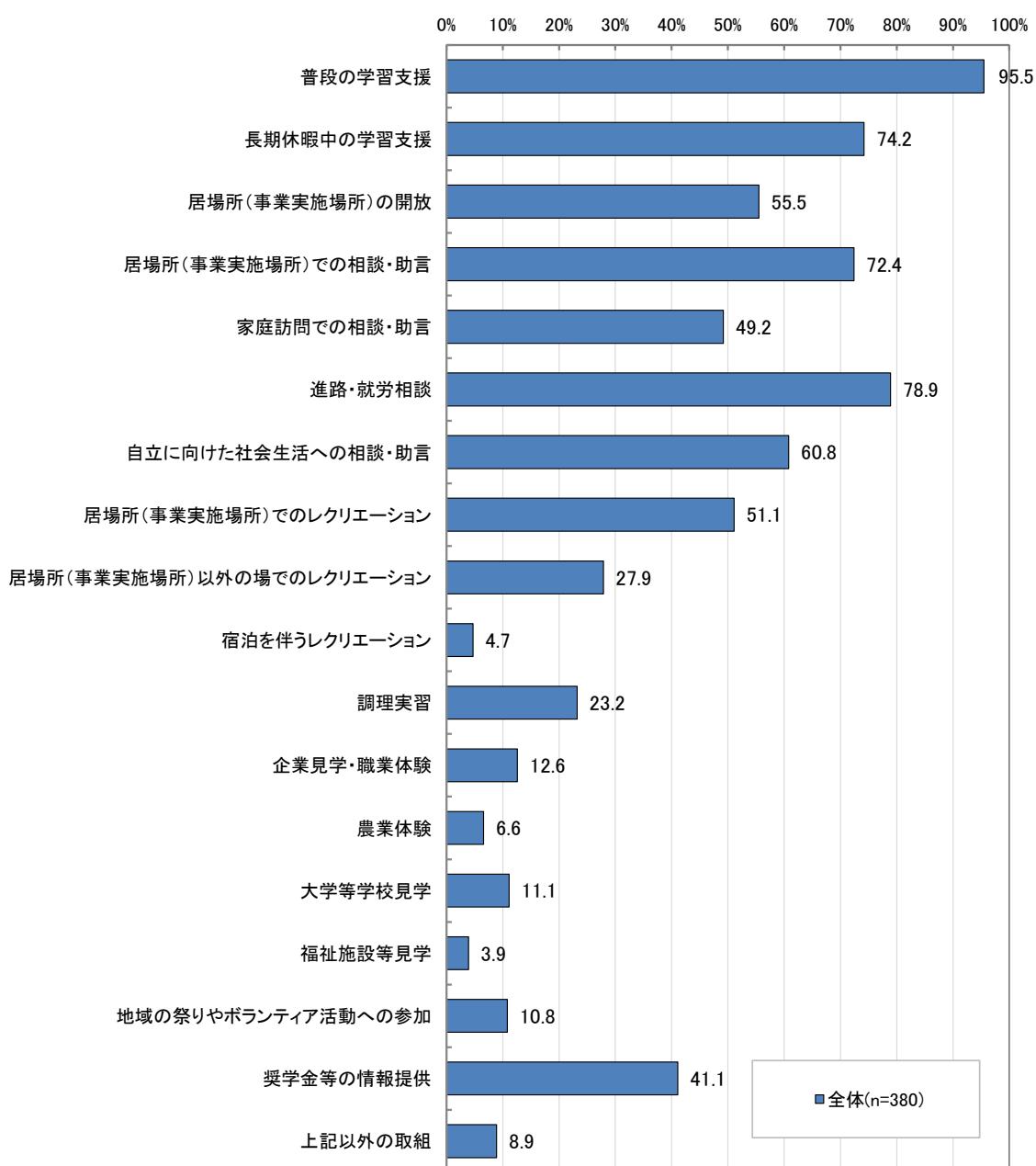
問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の取組内容を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問8主に子どもに対する取組、市区町村調査 問8主に子どもに対する取組>

■主に子どもに対する取組

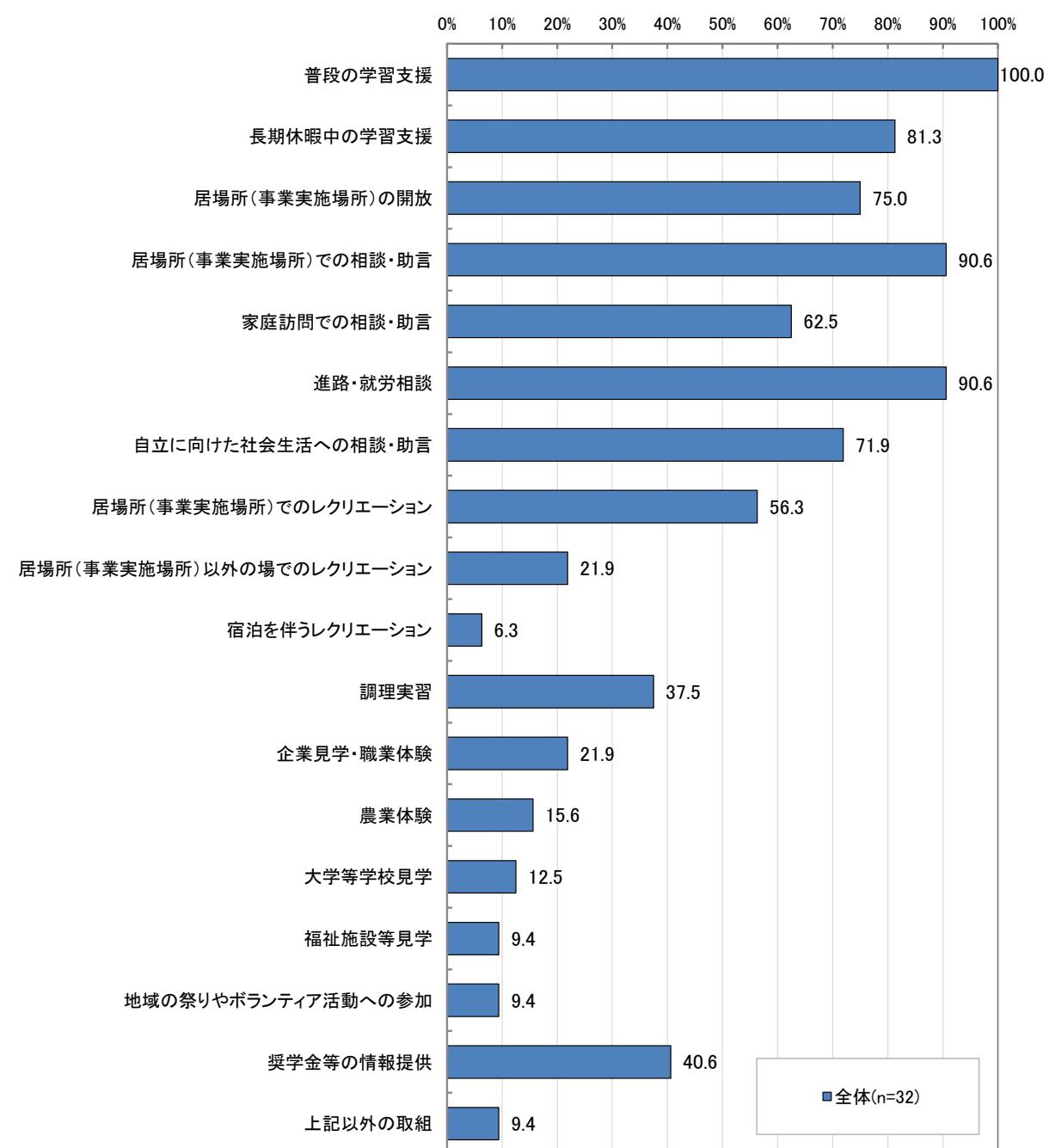
全体

全体では、「普段の学習支援」が95.5%と最も高く、次いで「進路・就労相談」が78.9%、「長期休暇中の学習支援」が74.2%、「居場所(事業実施場所)での相談・助言」が72.4%、「自立に向けた社会生活への相談・助言」が60.8%と続いている。



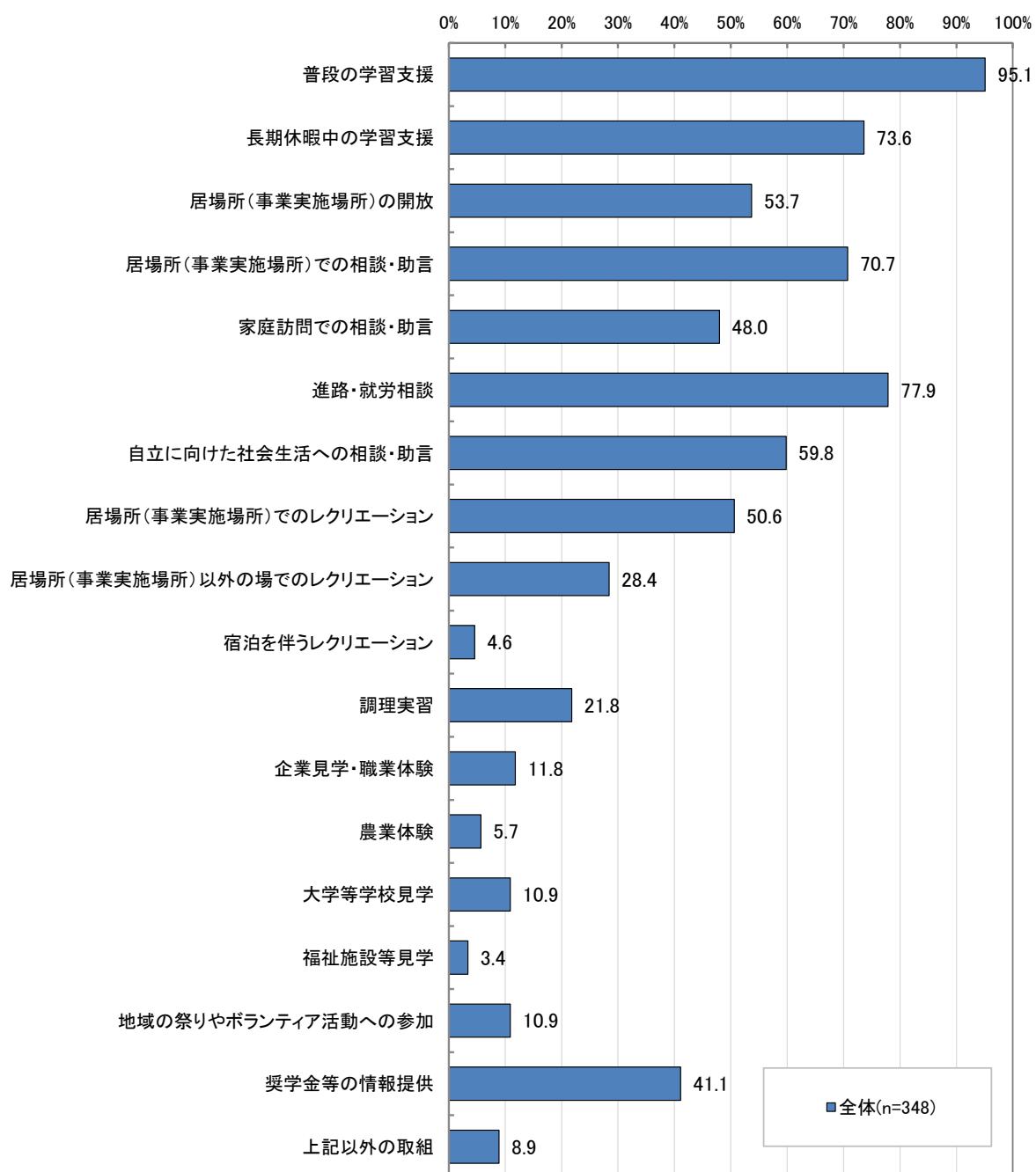
都道府県

都道府県では、「普段の学習支援」が100%と最も高く、次いで「居場所(事業実施場所)での相談・助言」「進路・就労相談」がともに90.6%、「長期休暇中の学習支援」が81.3%と続いている。



市区町村

市区町村では、「普段の学習支援」が95.1%と最も高く、次いで「進路・就労相談」が77.9%、「長期休暇中の学習支援」が73.6%、「居場所(事業実施場所)での相談・助言」が70.7%と続いている。

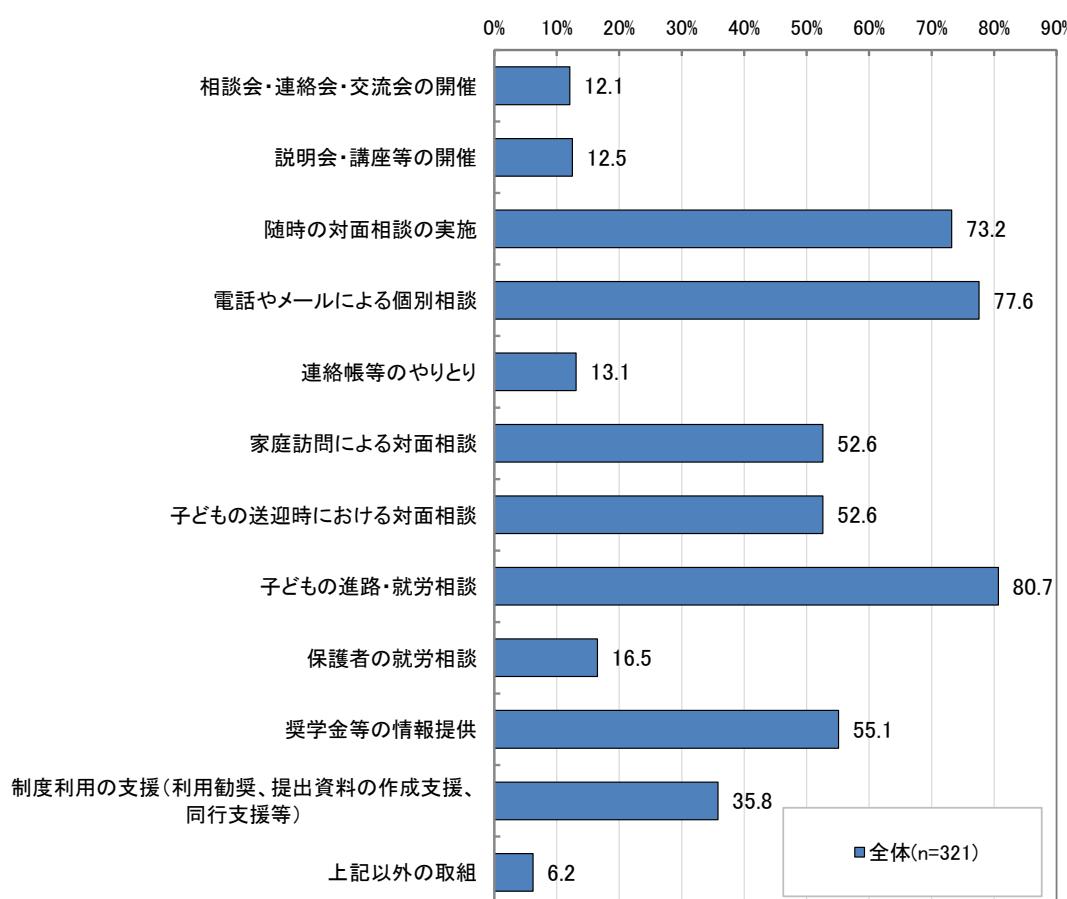


<都道府県調査 問8主に保護者(親等)に対する取組、市区町村調査 問8主に保護者(親等)に対する取組>

■主に保護者(親等)に対する取組

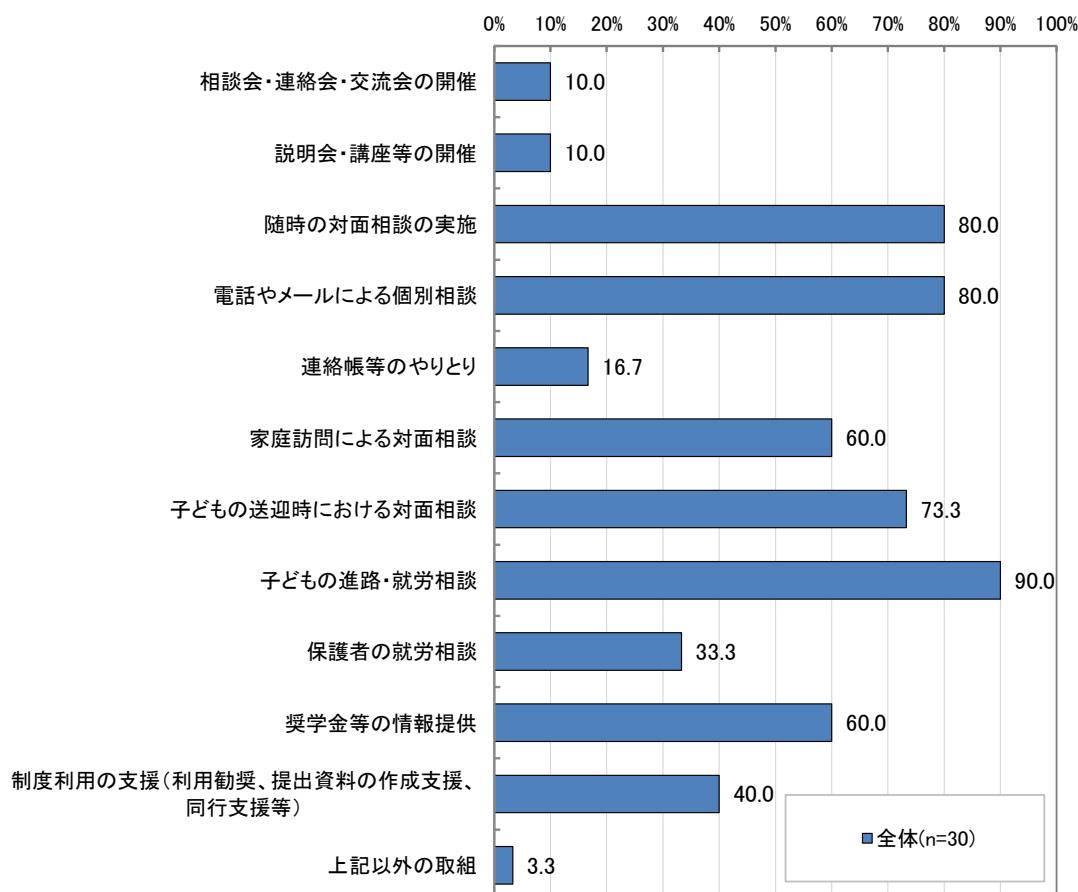
全体

全体では、「子どもの進路・就労相談」が80.7%と最も高く、次いで「電話やメールによる個別相談」が77.6%、「随時の対面相談の実施」が73.2%、「奨学金等の情報提供」が55.1%と続いている。



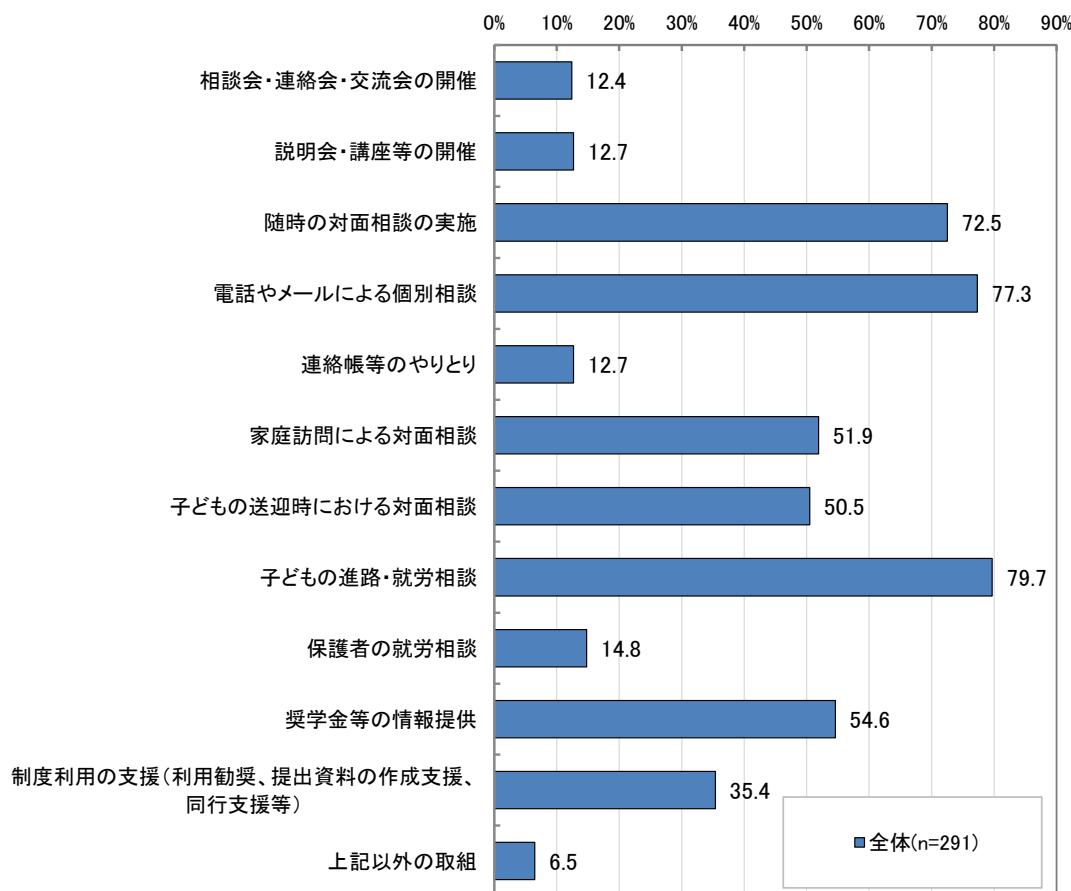
都道府県

都道府県では、「子どもの進路・就労相談」が90.0%と最も高く、次いで「随時の対面相談の実施」「電話やメールによる個別相談」がともに80.0%、「子どもの送迎時における対面相談」が73.3%と続いている。



市区町村

市区町村では、「子どもの進路・就労相談」が79.7%と最も高く、次いで「電話やメールによる個別相談」が77.3%、「随時の対面相談の実施」が72.5%、「奨学金等の情報提供」が54.6%と続いている。



問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の連携先(委託している場合は委託先を除く)を教えてください。

「専門職等の連携先」を選択した場合、所属先・所属部署もあわせて教えてください。

※「教育関係の連携先」「社会福祉六法外の民間の連携先」「行政の連携先」「福祉関係等の連携先」に所属する「専門職等の連携先」と連携している場合、その両方ともに選択肢を選択してください。(例:教育委員会に所属するスクールソーシャルワーカーと連携している場合は、「21 教育委員会」と「48 スクールソーシャルワーカー」を選択し、スクールソーシャルワーカーの所属先に「教育委員会」を記載)

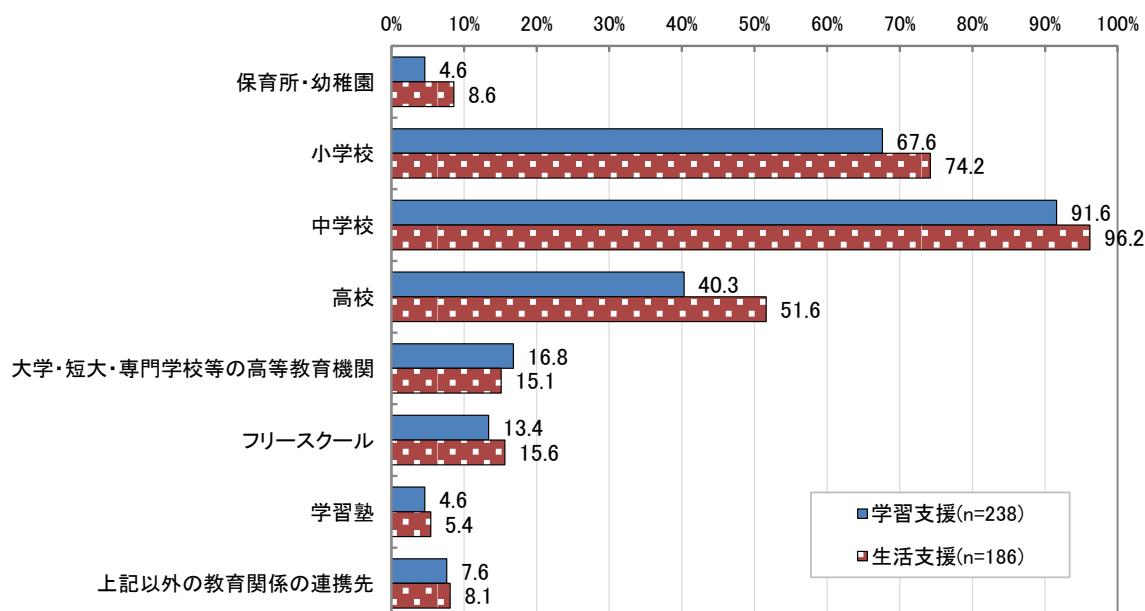
<都道府県調査 問9教育関係の連携先、市区町村調査 問9教育関係の連携先>

■教育関係の連携先

全体

学習支援では、「中学校」が91.6%と最も高く、次いで「小学校」が67.6%、「高校」が40.3%と続いている。

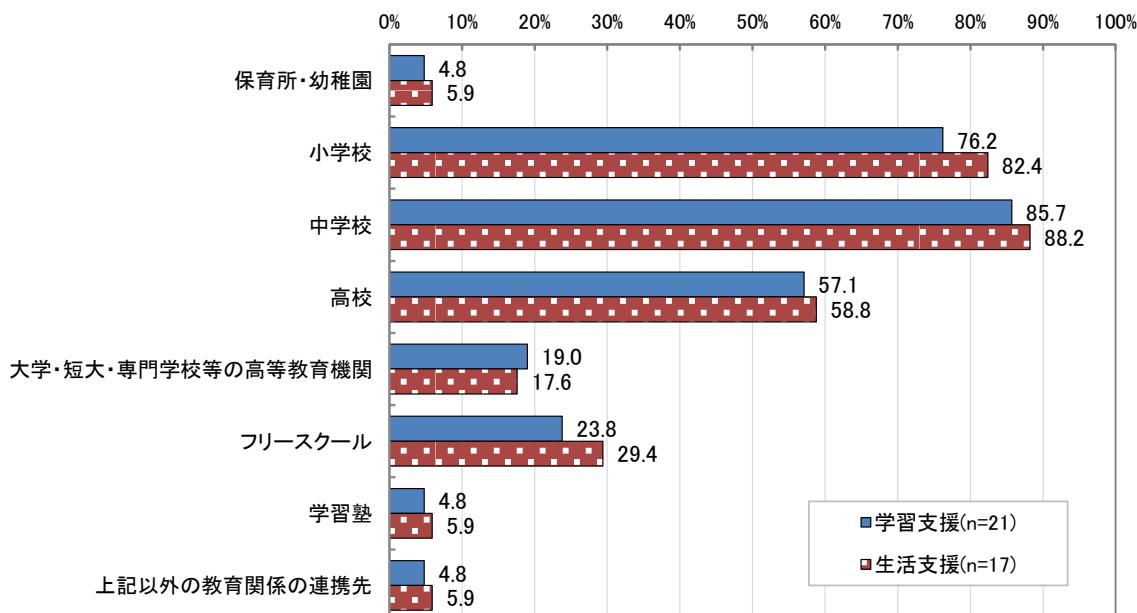
生活支援では、「中学校」が96.2%と最も高く、次いで「小学校」が74.2%、「高校」が51.6%と続いている。



都道府県

学習支援では、「中学校」が85.7%と最も高く、次いで「小学校」が76.2%、「高校」が57.1%、と続いている。

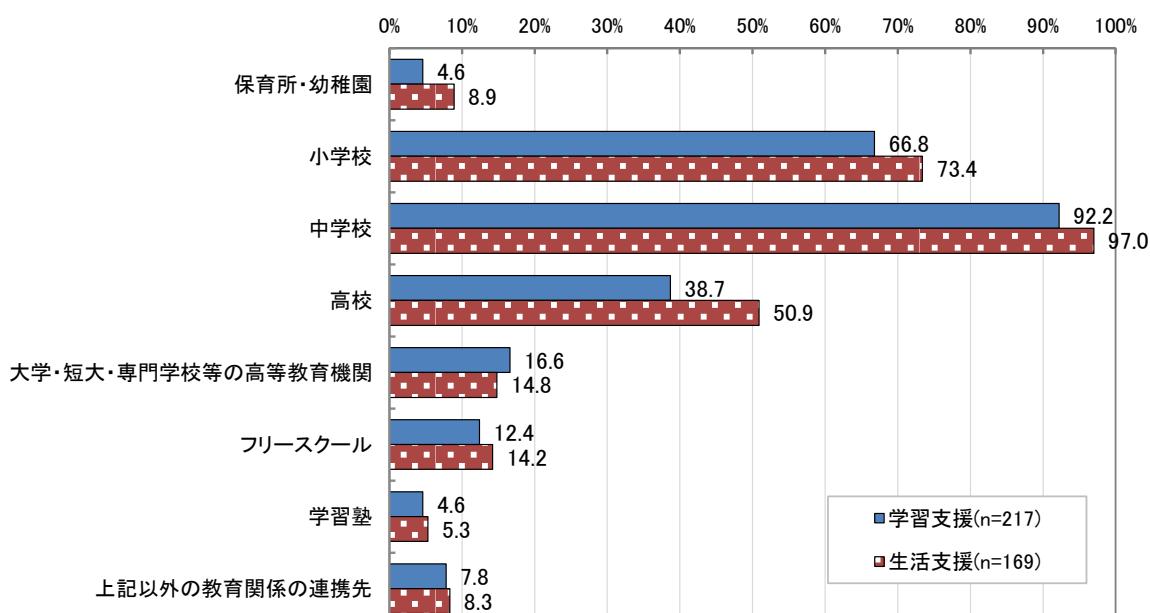
生活支援では、「中学校」が88.2%と最も高く、次いで「小学校」が82.4%、「高校」が58.8%と続いている。



市区町村

学習支援では、「中学校」が92.2%と最も高く、次いで「小学校」が66.8%、「高校」が38.7%と続いている。

生活支援では、「中学校」が97.0%と最も高く、次いで「小学校」が73.4%、「高校」が50.9%と続いている。



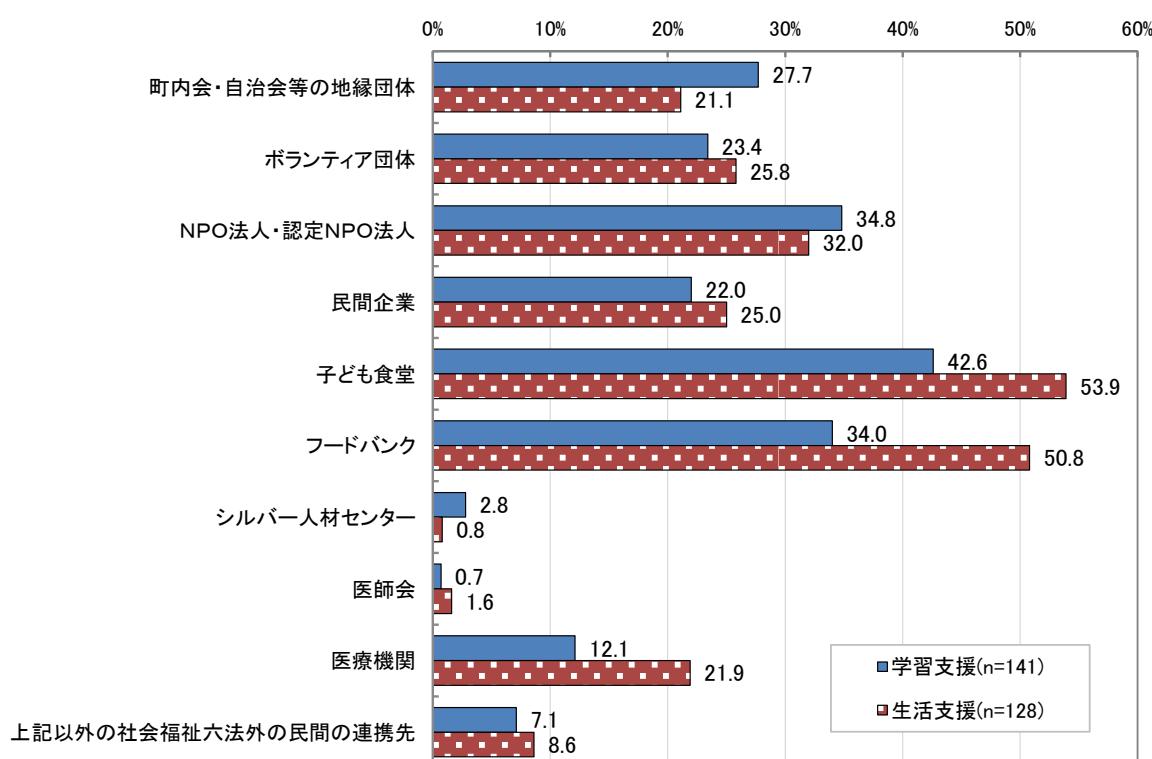
<都道府県調査 問9社会福祉六法外の民間の連携先、市区町村調査 問9社会福祉六法外の民間の連携先>

■社会福祉六法外の民間の連携先

全体

学習支援では、「子ども食堂」が42.6%と最も高く、次いで「NPO法人・認定NPO法人」が34.8%、「フードバンク」が34.0%と続いている。

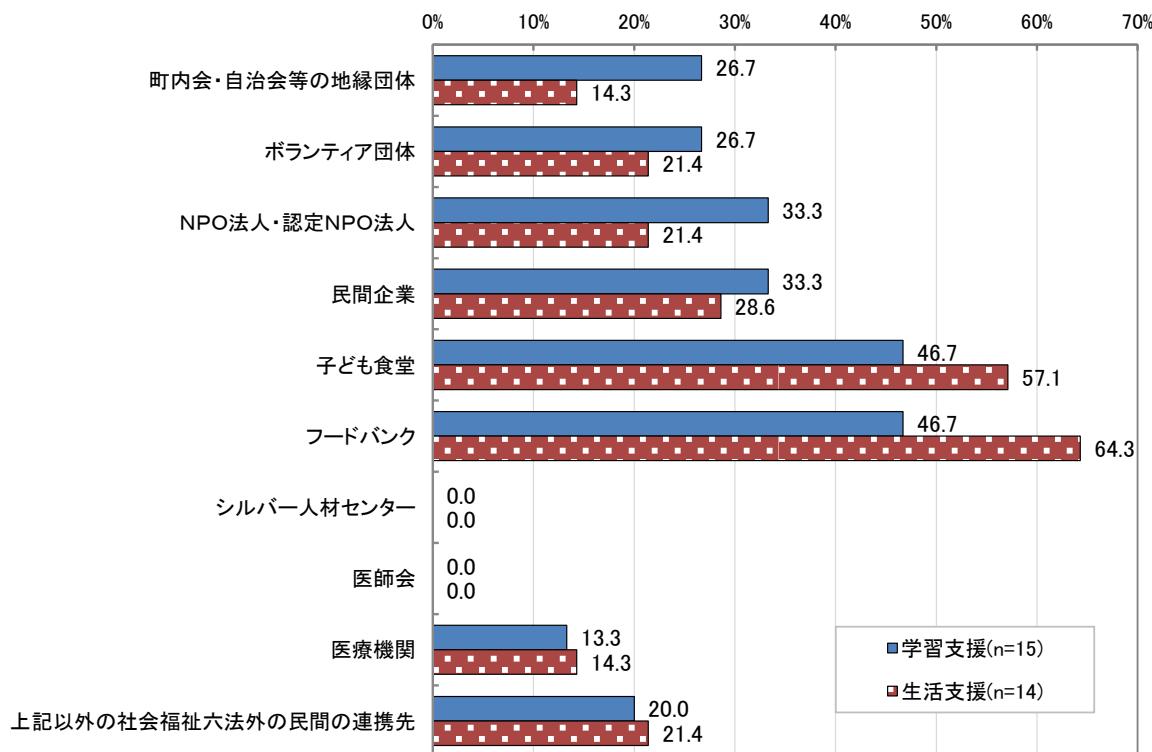
生活支援では、「子ども食堂」が53.9%と最も高く、次いで「フードバンク」が50.8%、「NPO法人・認定NPO法人」が32.0%と続いている。



都道府県

学習支援では、「子ども食堂」「フードバンク」がともに46.7%と最も高く、次いで「NPO法人・認定NPO法人」が33.3%と続いている。

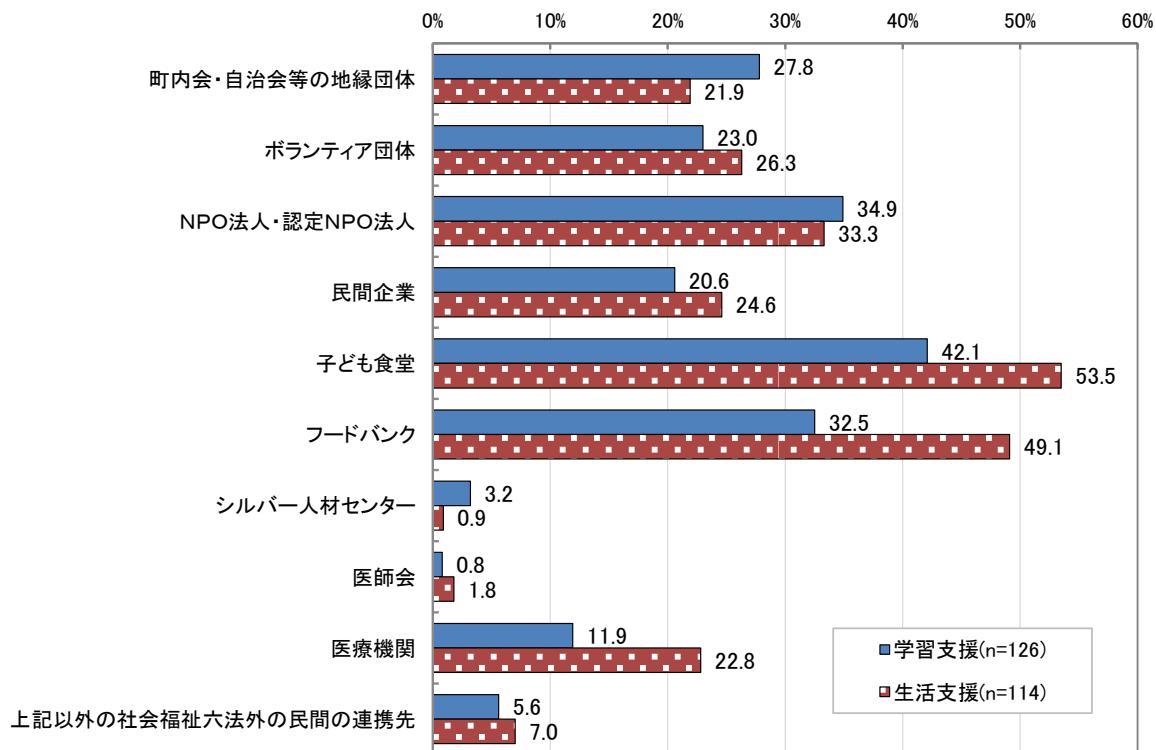
生活支援では、「フードバンク」が64.3%と最も高く、次いで「子ども食堂」が57.1%、「民間企業」が28.6%と続いている。



市区町村

学習支援では、「子ども食堂」が42.1%と最も高く、次いで「NPO法人・認定NPO法人」が34.9%、「フードバンク」が32.5%と続いている。

生活支援では、「子ども食堂」が53.5%と最も高く、次いで「フードバンク」が49.1%、「NPO法人・認定NPO法人」が33.3%と続いている。



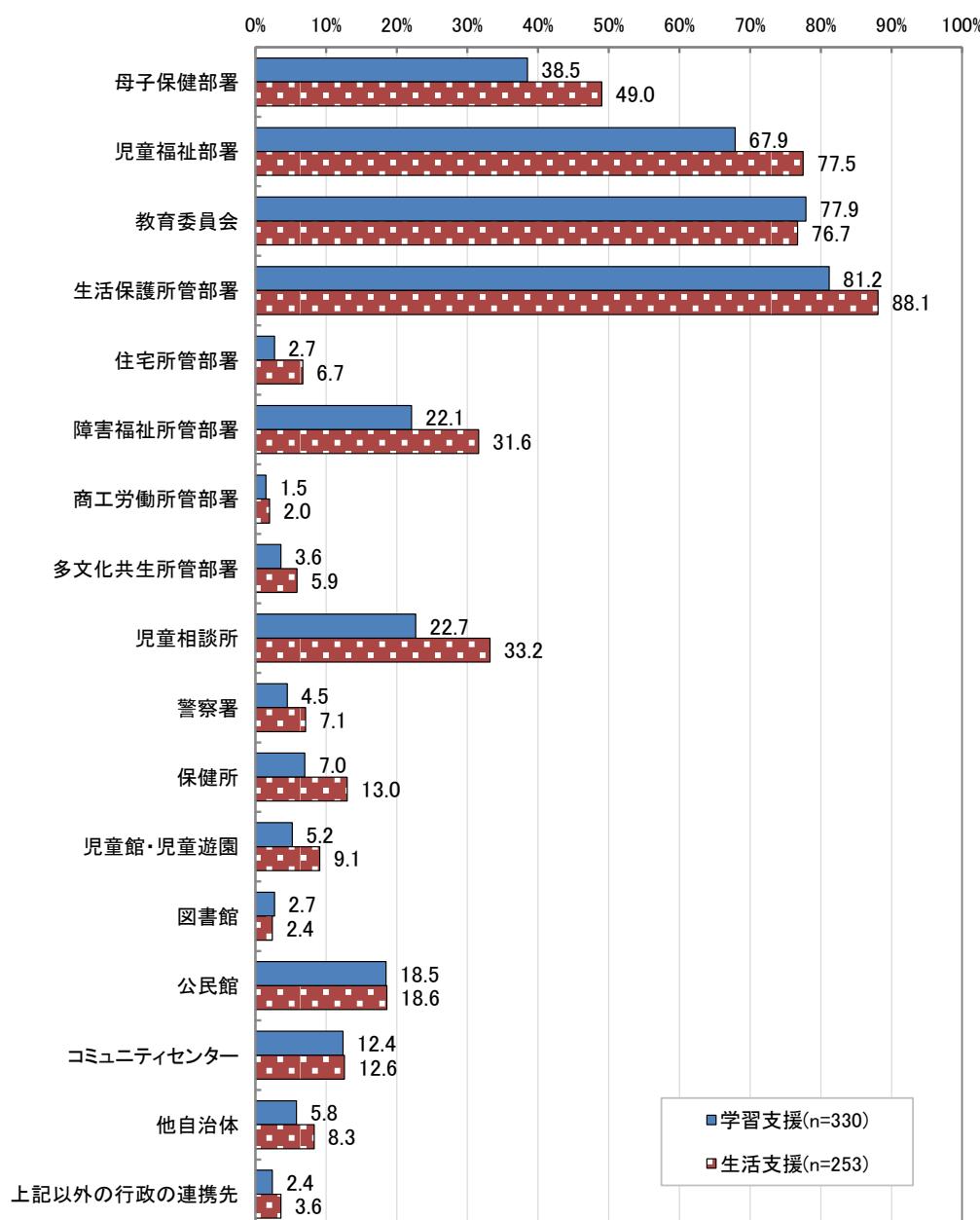
<都道府県調査 問9行政の連携先、市区町村調査 問9行政の連携先>

■行政の連携先

全体

学習支援では、「生活保護所管部署」が81.2%と最も高く、次いで「教育委員会」が77.9%、「児童福祉部署」が67.9%、「母子保健部署」が38.5%と続いている。

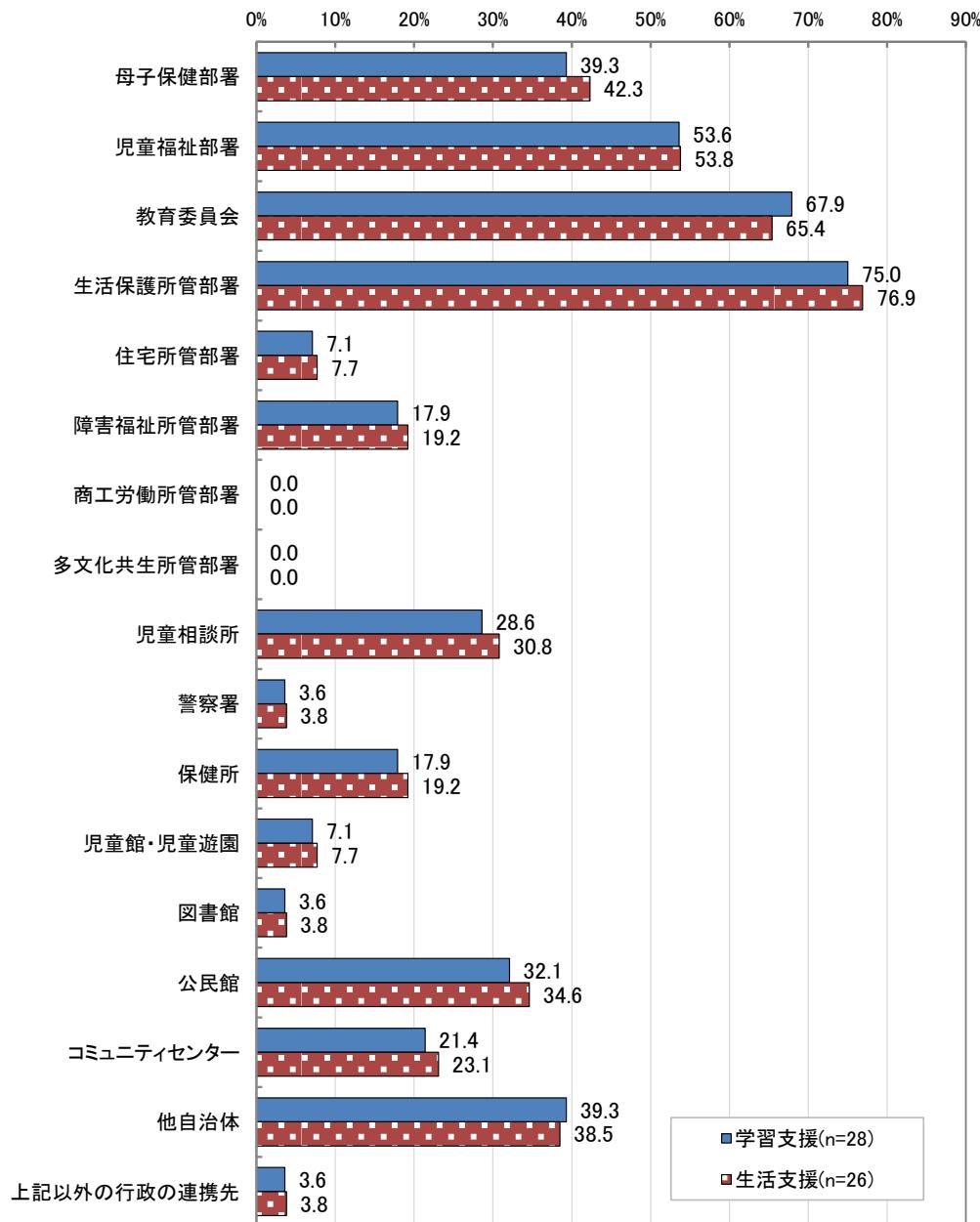
生活支援では、「生活保護所管部署」が88.1%と最も高く、次いで「児童福祉部署」が77.5%、「教育委員会」が76.7%、「母子保健部署」が49.0%と続いている。



都道府県

学習支援では、「生活保護所管部署」が75.0%と最も高く、次いで「教育委員会」が67.9%、「児童福祉部署」が53.6%、「母子保健部署」が39.3%と続いている。

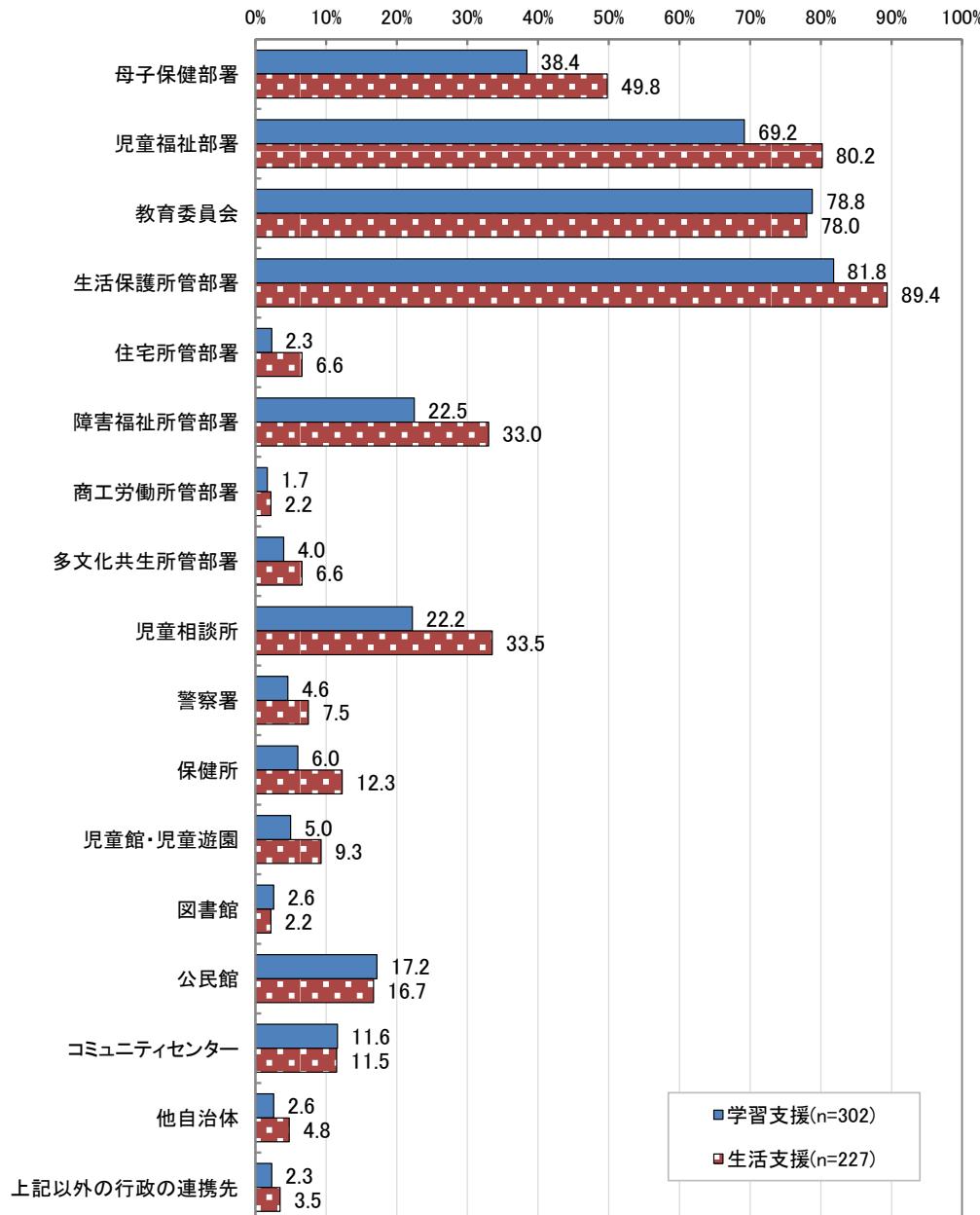
生活支援では、「生活保護所管部署」が76.9%と最も高く、次いで「教育委員会」が65.4%、「児童福祉部署」が53.8%、「母子保健部署」が42.3%と続いている。



市区町村

学習支援では、「生活保護所管部署」が81.8%と最も高く、次いで「教育委員会」が78.8%、「児童福祉部署」が69.2%、「母子保健部署」が38.4%と続いている。

生活支援では、「生活保護所管部署」が89.4%と最も高く、次いで「児童福祉部署」が80.2%、「教育委員会」が78.0%、「母子保健部署」が49.8%と続いている。



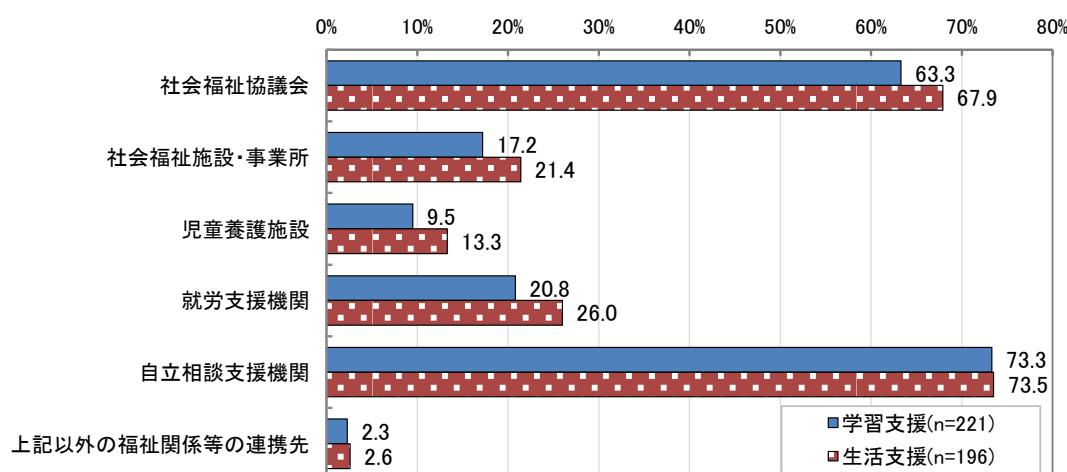
<都道府県調査 問9福祉関係等の連携先、市区町村調査 問9福祉関係等の連携先>

■福祉関係等の連携先

全体

学習支援では、「自立相談支援機関」が73.3%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が63.3%、「就労支援機関」が20.8%と続いている。

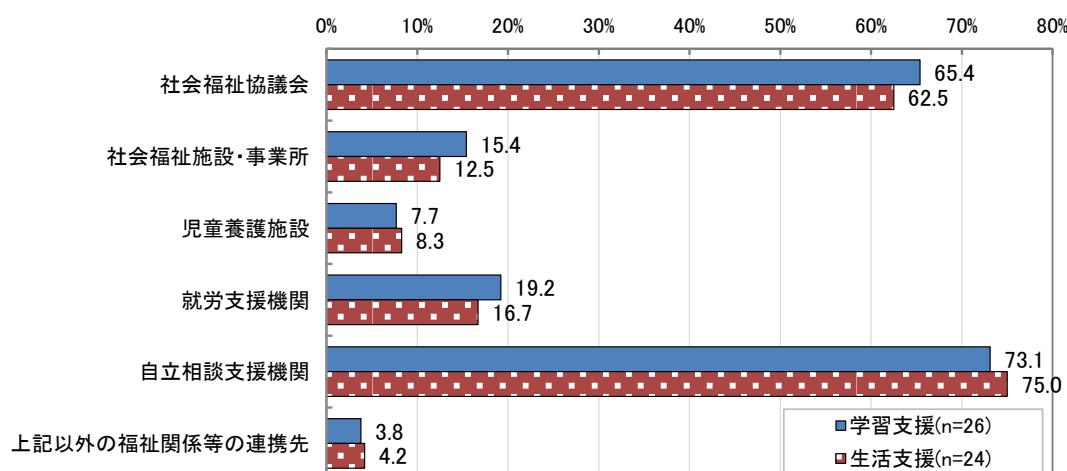
生活支援では、「自立相談支援機関」が73.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が67.9%、「就労支援機関」が26.0%と続いている。



都道府県

学習支援では、「自立相談支援機関」が73.1%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が65.4%、「就労支援機関」が19.2%と続いている。

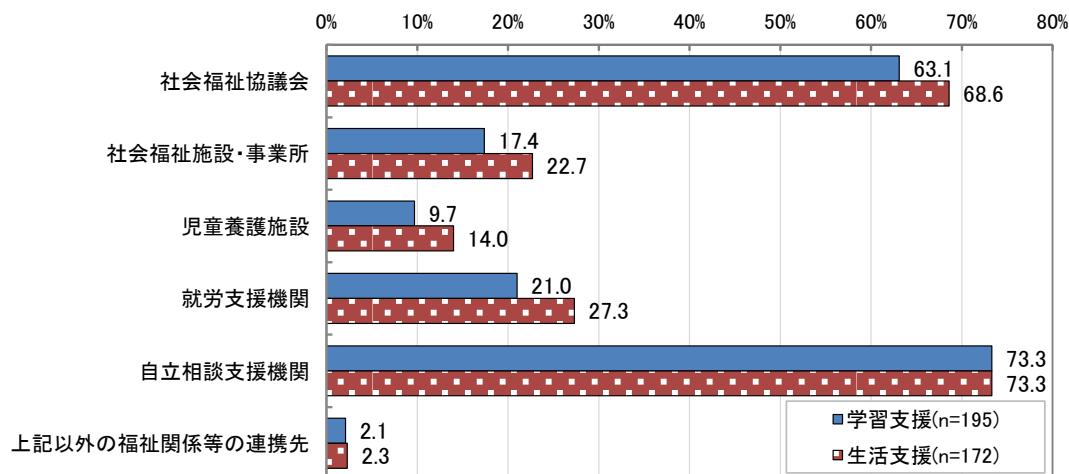
生活支援では、「自立相談支援機関」が75.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が62.5%、「就労支援機関」が16.7%と続いている。



市区町村

学習支援では、「自立相談支援機関」が73.3%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が63.1%、「就労支援機関」が21.0%と続いている。

生活支援では、「自立相談支援機関」が73.3%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が68.6%、「就労支援機関」が27.3%と続いている。



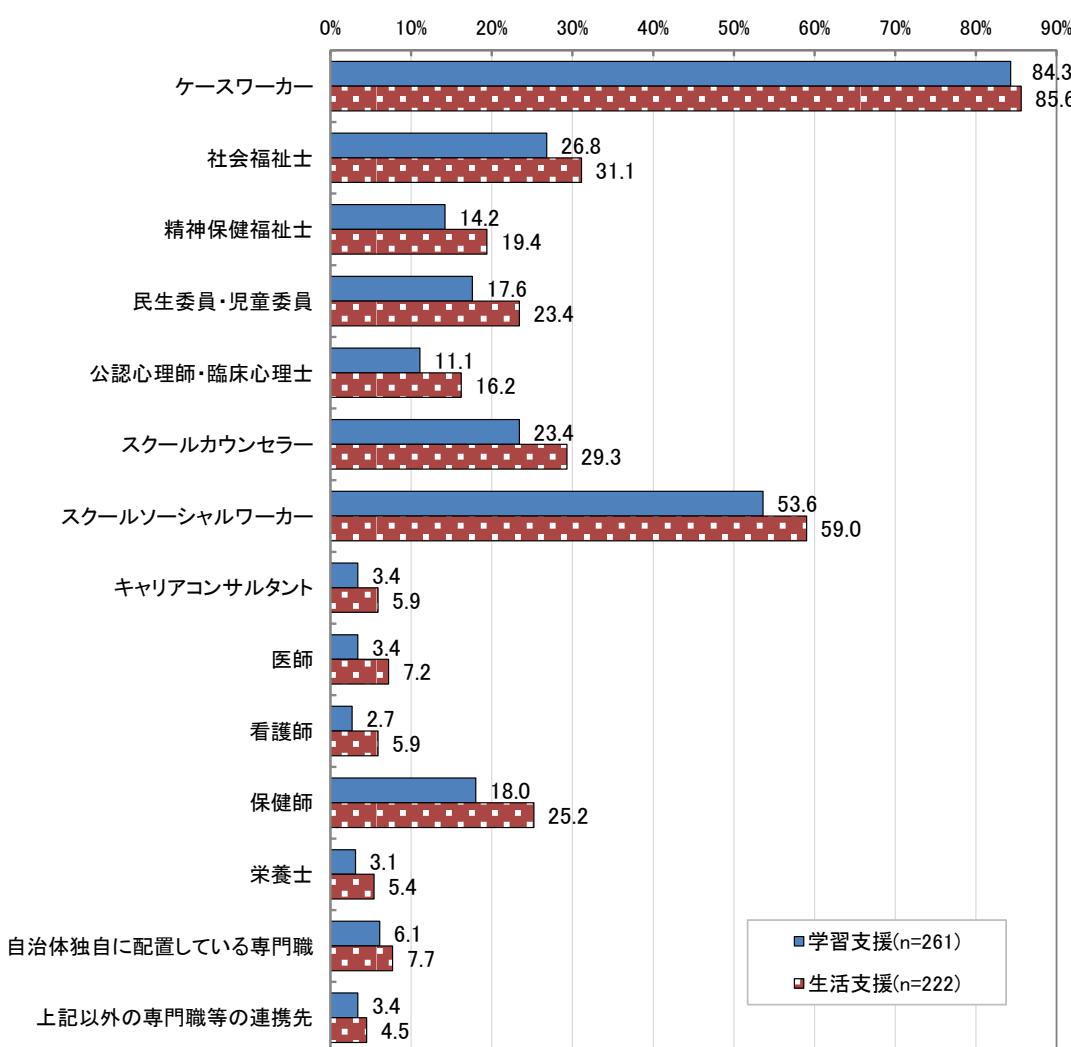
<都道府県調査 問9専門職等の連携先、市区町村調査 問9専門職等の連携先>

■専門職等の連携先

全体

学習支援では、「ケースワーカー」が84.3%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が53.6%、「社会福祉士」が26.8%、「スクールカウンセラー」が23.4%と続いている。

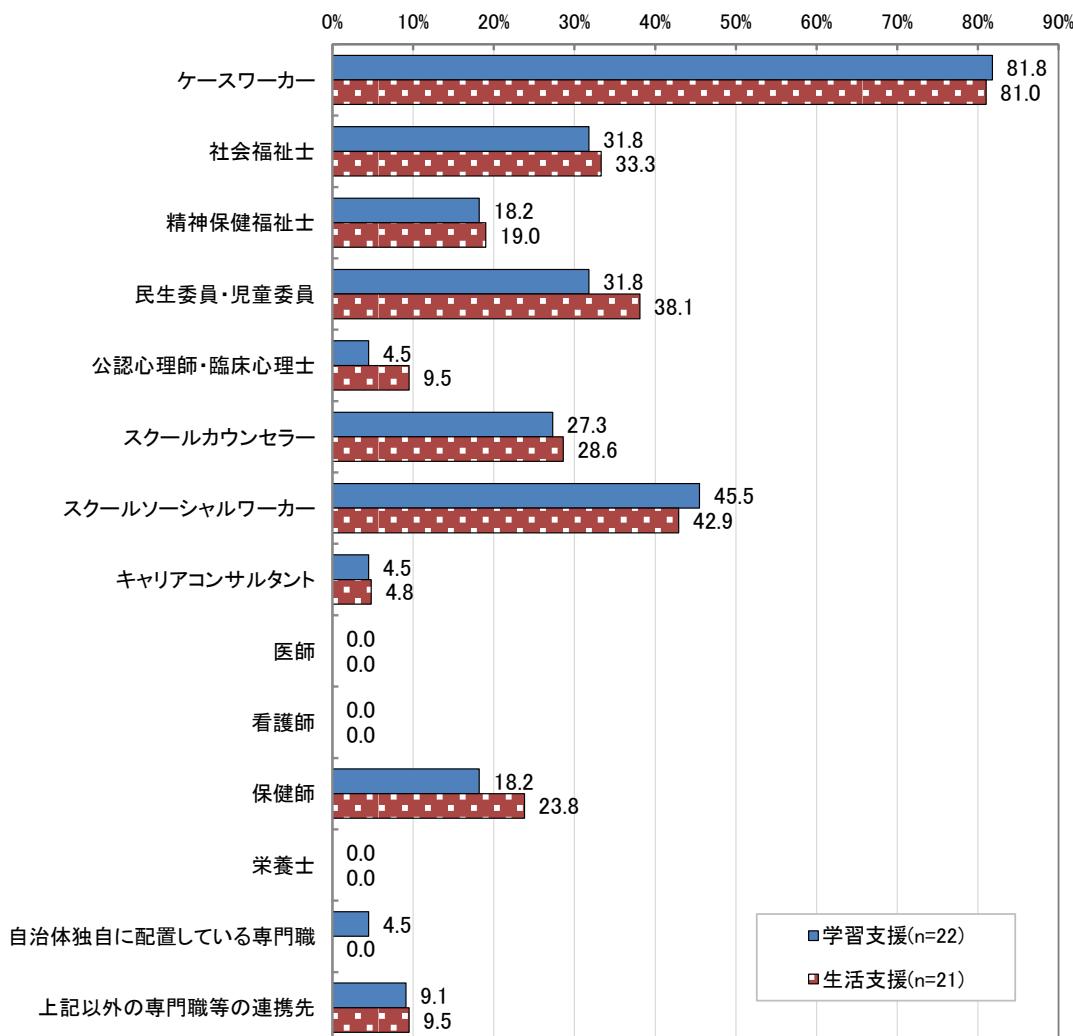
生活支援では、「ケースワーカー」が85.6%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が59.0%、「社会福祉士」が31.1%、「スクールカウンセラー」が29.3%と続いている。



都道府県

学習支援では、「ケースワーカー」が81.8%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が45.5%、「社会福祉士」が31.8%、「民生委員・児童委員」が31.8%と続いている。

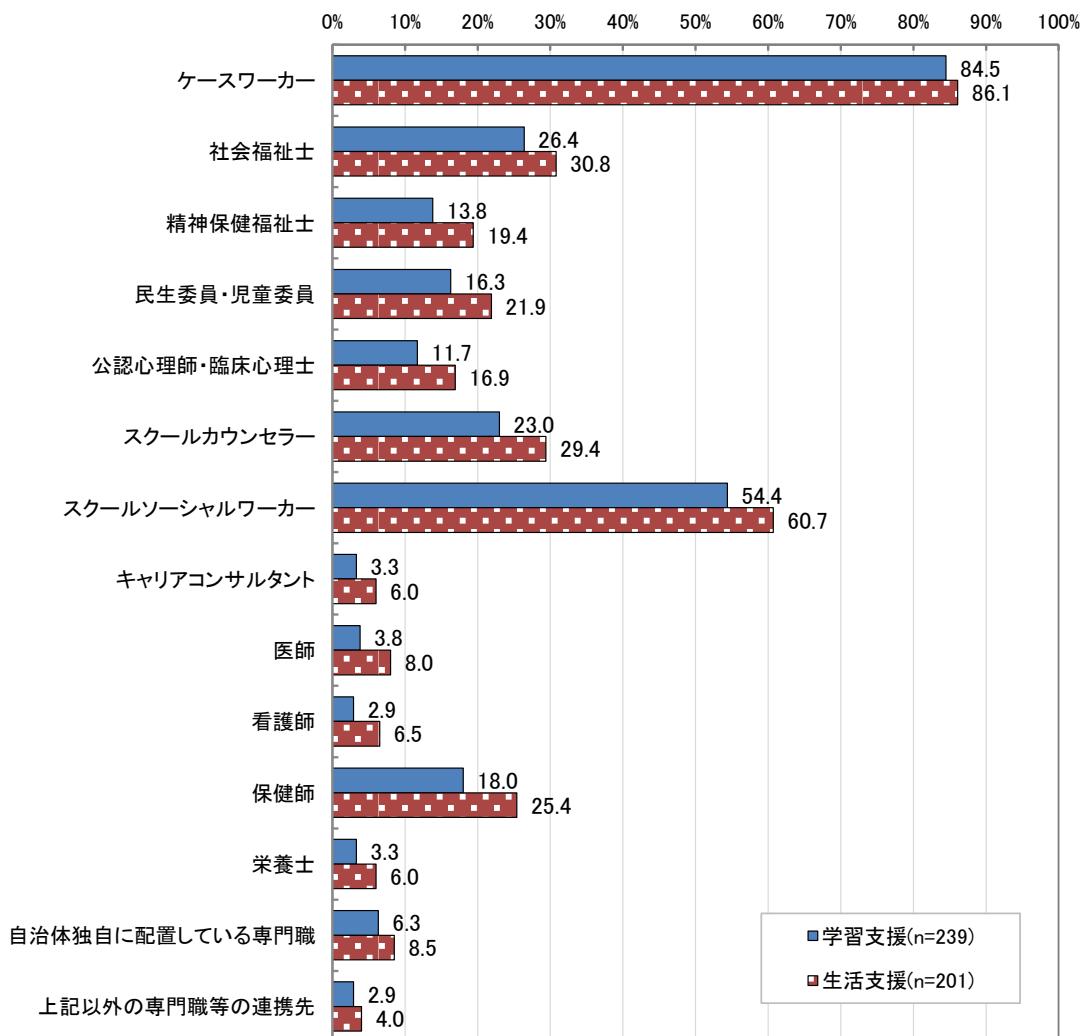
生活支援では、「ケースワーカー」が81.0%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が42.9%、「民生委員・児童委員」が38.1%、「社会福祉士」が33.3%と続いている。



市区町村

学習支援では、「ケースワーカー」が84.5%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が54.4%、「社会福祉士」が26.4%、「スクールカウンセラー」が23.0%と続いている。

生活支援では、「ケースワーカー」が86.1%と最も高く、次いで「スクールソーシャルワーカー」が60.7%、「社会福祉士」が30.8%、「スクールカウンセラー」が29.4%と続いている。



問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」における連携先の取組内容を教えてください。ただし、主として連携先が行っている取組をお答えください。(各々あてはまるもののすべてを選択)

<都道府県調査 問10教育関係の連携先、市区町村調査 問10教育関係の連携先>

■教育関係の連携先

全体

(主に子どもに対する取組)

どの連携機関でも「相談・助言」が最も高い。

	調査数	相談・助言	レクリエーション	食材の提供	食事の提供	調理実習	子ども食堂の利用	職場見学	職業体験	学校等の教育機関見学	地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	左記以外の取組
保育所・幼稚園	12	100.0	25.0	16.7	16.7	8.3	16.7	0.0	0.0	16.7	8.3	0.0
小学校	145	95.2	11.0	3.4	6.2	4.1	5.5	4.1	2.1	6.9	2.8	9.7
中学校	192	96.4	11.5	3.1	5.7	3.6	5.2	4.2	5.2	12.0	3.6	8.9
高校	91	96.7	8.8	5.3	4.4	2.2	6.6	4.4	3.3	17.6	5.5	4.4
大学・短大・専門学校等の高等教育機関	28	57.1	21.4	10.7	7.1	10.7	14.3	7.1	7.1	32.1	7.1	25.0
フリースクール	28	96.4	39.3	25.0	21.4	17.9	21.4	14.3	7.1	25.0	25.0	14.3
学習塾	8	100.0	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0
上記以外の教育関係の連携先	15	93.3	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	6.7	20.0	6.7	33.3

(主に保護者(親等)に対する取組)

どの連携機関でも「相談・助言」が最も高い。

	調査数	説明会・講座等の開催	相談・助言	奨学金紹介等の情報提供	制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)	食材の配達	左記以外の取組
保育所・幼稚園	12	25.0	100.0	16.7	16.7	8.3	0.0
小学校	126	10.3	93.7	30.2	36.5	5.6	4.0
中学校	167	12.6	92.2	49.7	41.3	4.8	5.4
高校	78	12.8	94.9	65.4	52.6	5.1	2.6
大学・短大・専門学校等の高等教育機関	16	31.3	87.5	68.8	43.8	12.5	18.8
フリースクール	28	39.3	85.7	57.1	50.0	21.4	7.1
学習塾	8	50.0	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0
上記以外の教育関係の連携先	13	0.0	100.0	38.5	53.8	0.0	15.4

(主に支援対象者の支援の充実のための取組)

「子どもの情報共有」「保護者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「継続的な見守り・支援の実施」が高い。また、大学・短大・専門学校等の高等教育機関では、「事業の担い手(支援員)の確保」が高い。

	調査数	子どもの情報共有	保護者(親等)の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	事業の周知	事業の担い手(支援員)の確保	事業実施場所の確保	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	日本語の教育(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	支援対象者の母語での支援(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	継続的な見守り・支援の実施	関係部署・関係機関への連絡	左記以外の取組
保育所・幼稚園	16	100.0	93.8	93.8	18.8	12.5	25.0	6.3	12.5	75.0	37.5	0.0	
小学校	158	91.8	71.5	56.9	71.5	20.3	22.8	25.9	8.2	5.1	52.5	32.3	3.2
中学校	214	89.7	72.0	61.2	76.2	18.7	19.6	26.2	7.0	5.6	46.7	26.6	2.8
高校	99	87.9	76.8	72.7	60.6	21.2	18.2	29.3	4.0	4.0	54.5	32.3	3.0
大学・短大・専門学校等の高等教育機関	35	40.0	31.4	34.3	54.3	24.3	17.1	20.0	5.7	5.7	22.9	17.1	11.4
フリースクール	31	93.5	80.6	71.0	58.1	16.1	12.9	54.8	6.5	6.5	54.8	38.7	9.7
学習塾	10	90.0	70.0	50.0	50.0	30.0	30.0	50.0	10.0	10.0	30.0	10.0	0.0
上記以外の教育関係の連携先	15	80.0	80.0	60.0	60.0	6.7	20.0	33.3	20.0	0.0	66.7	46.7	13.3

<都道府県調査 問10社会福祉六法外の民間の連携先、市区町村調査 問10社会福祉六法外の民間の連携先>

■社会福祉六法外の民間の連携先

全体

(主に子どもに対する取組)

ボランティア団体、NPO法人・認定NPO法人、医療機関では「相談・助言」が高い。子ども食堂では「子ども食堂の利用」が高い。

	調査数	相談・助言	レクリエーション	食材の提供	食事の提供	調理実習	子ども食堂の利用	職場見学	職業体験	学校等の教育機関見学	地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	左記以外の取組
町内会・自治会等の地縁団体	39	46.2	33.3	15.4	17.9	12.8	38.5	30.8	30.8	7.7	30.8	7.7
ボランティア団体	33	66.7	54.5	33.3	39.4	15.2	27.3	3.0	3.0	3.0	24.2	6.1
NPO法人・認定NPO法人	47	78.7	48.9	44.7	38.3	19.1	29.8	19.1	14.9	10.6	19.1	14.9
民間企業	32	31.3	50.0	37.5	21.9	12.5	9.4	34.4	37.5	6.3	15.6	12.5
子ども食堂	80	26.3	26.3	38.8	56.3	18.8	72.5	1.3	2.5	2.5	13.8	6.3
フードバンク	58	20.7	8.6	72.4	12.1	22.4	6.9	1.7	1.7	3.4	3.4	3.4
シルバーパートナーシップ	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
医師会	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療機関	25	96.0	4.0	4.0	4.0	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
上記以外の社会福祉六法外の民間の連携先	10	50.0	60.0	20.0	30.0	10.0	10.0	10.0	20.0	0.0	10.0	50.0

(主に保護者(親等)に対する取組)

「相談・助言」が高い。

	調査数	説明会・講座等の開催	相談・助言	奨学金紹介等の情報提供	制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)	食材の配達	左記以外の取組
町内会・自治会等の地縁団体	10	30.0	90.0	40.0	30.0	20.0	10.0
ボランティア団体	14	50.0	85.7	28.6	35.7	35.7	7.1
NPO法人・認定NPO法人	29	27.6	82.8	51.7	58.6	31.0	6.9
民間企業	8	75.0	87.5	75.0	37.5	25.0	12.5
子ども食堂	24	16.7	70.8	25.0	29.2	50.0	12.5
フードバンク	25	8.0	48.0	20.0	16.0	64.0	16.0
シルバーパートナーシップ	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
医師会	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療機関	18	5.6	94.4	11.1	11.1	5.6	5.6
上記以外の社会福祉六法外の民間の連携先	5	40.0	60.0	20.0	20.0	40.0	40.0

(主に支援対象者の支援の充実のための取組)

「子どもの情報共有」「保護者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」が高い。

	調査数	子どもの情報共有	保護者(親等)の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	事業の周知	事業の担い手(支援員)の確保	事業実施場所の確保	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	日本語の教育(日本語を母語とする子どもの支援)	支援対象者の母語での支援(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	継続的な見守り・支援の実施	関係部署への連絡	左記以外の取組
町内会・自治会等の地縁団体	22	59.1	45.5	40.9	40.9	22.7	31.8	22.7	9.1	9.1	54.5	13.6	4.5
ボランティア団体	27	70.4	48.1	48.1	55.6	37.0	29.6	37.0	18.5	18.5	40.7	22.2	3.7
NPO法人・認定NPO法人	38	76.3	71.1	63.2	55.3	39.5	36.8	36.8	13.2	13.2	50.0	31.6	2.6
民間企業	16	62.5	43.8	50.0	62.5	31.3	37.5	25.0	12.5	12.5	37.5	18.8	6.3
子ども食堂	41	51.2	46.3	41.5	65.9	19.5	19.5	26.8	4.9	7.3	41.5	19.5	4.9
フードバンク	23	39.1	43.5	39.1	65.2	13.0	13.0	34.8	8.7	8.7	47.8	17.4	8.7
シルバーパートナーシップ	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
医師会	1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
医療機関	24	87.5	87.5	75.0	37.5	8.3	8.3	16.7	4.2	8.3	25.0	25.0	4.2
上記以外の社会福祉六法外の民間の連携先	8	62.5	37.5	25.0	12.5	12.5	12.5	37.5	37.5	25.0	12.5	37.5	

<都道府県調査 問10行政の連携先、市区町村調査 問10行政の連携先>

■行政の連携先

全体

(主に子どもに対する取組)

「相談・助言」と回答する機関が多い。公民館、コミュニティセンターは「地域活動への参加(祭りや清掃活動等)」が高い。

	調査数	相談・助言	レクリエーション	食材の提供	食事の提供	調理実習	子ども食堂の利用	職場見学	職業体験	学校等の教育機関見学	地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	左記以外の取組
母子保健部署	114	97.4	3.5	7.9	2.6	2.6	5.3	1.8	1.8	3.5	2.6	3.5
児童福祉部署	191	97.9	4.2	6.3	2.1	2.6	6.8	1.6	1.6	5.2	2.1	2.6
教育委員会	187	96.8	3.2	2.1	1.1	1.1	2.1	2.1	2.1	9.1	1.6	5.3
生活保護所管部署	210	98.6	2.9	4.8	1.9	2.4	2.9	2.4	2.9	3.3	1.9	4.8
住宅所管部署	13	100.0	23.1	23.1	7.7	7.7	15.4	0.0	0.0	7.7	7.7	7.7
障害福祉所管部署	78	100.0	3.8	5.1	2.6	2.6	2.6	1.3	1.3	2.6	1.3	2.6
商工労働所管部署	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
多文化共生所管部署	11	100.0	18.2	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	0.0
児童相談所	78	96.2	3.8	3.8	3.8	2.6	3.8	0.0	0.0	3.8	2.6	7.7
警察署	13	92.3	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	15.4
保健所	26	92.3	7.7	7.7	3.8	7.7	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7
児童館・児童遊園	20	80.0	35.0	5.0	5.0	10.0	5.0	10.0	10.0	5.0	15.0	5.0
図書館	3	66.7	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3
公民館	23	34.8	13.0	13.0	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	4.3	4.3	65.2
コミュニティセンター	19	26.3	21.1	5.3	5.3	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	68.4	5.3
他自治体	11	100.0	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	9.1	9.1	18.2	18.2	18.2
上記以外の行政の連携先	5	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0

(主に保護者(親等)に対する取組)

「相談・助言」が高い。

	調査数	説明会・講座等の開催	相談・助言	奨学金紹介等の情報提供	制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)	食材の配達	左記以外の取組
母子保健部署	111	5.4	94.6	39.6	52.3	3.6	4.5
児童福祉部署	174	5.2	95.4	42.5	51.7	2.3	3.4
教育委員会	168	6.5	88.7	39.3	41.1	1.2	6.0
生活保護所管部署	201	4.0	95.0	46.3	53.2	2.5	5.5
住宅所管部署	12	16.7	100.0	33.3	56.3	8.3	8.3
障害福祉所管部署	74	6.8	97.3	37.8	56.8	2.7	4.1
商工労働所管部署	1	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
多文化共生所管部署	10	10.0	100.0	40.0	50.0	10.0	0.0
児童相談所	69	4.3	94.2	33.3	49.3	2.9	5.8
警察署	11	9.1	72.7	27.3	18.2	9.1	18.2
保健所	25	8.0	92.0	32.0	44.0	8.0	12.0
児童館・児童遊園	14	14.3	92.9	35.7	35.7	7.1	7.1
図書館	2	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0
公民館	9	44.4	66.7	44.4	33.3	22.2	11.1
コミュニティセンター	6	16.7	100.0	33.3	33.3	16.7	16.7
他自治体	12	25.0	91.7	25.0	58.3	16.7	16.7
上記以外の行政の連携先	4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0

(主に支援対象者の支援の充実のための取組)

「子どもの情報共有」「保護者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の周知」「継続的な見守り・支援の実施」が高い。

	調査数	子どもの情報共有	保護者(親等)の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	事業の周知	事業の担い手(支援員)の確保	事業実施場所の確保	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	日本語の教育(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	支援対象者の母語(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	継続的な見守り・支援の実施	関係機関への連絡	左記以外の取組
母子保健部署	133	91.0	83.5	75.9	66.2	5.3	15.0	33.1	2.3	3.8	46.6	23.3	2.3
児童福祉部署	222	87.8	80.6	72.5	78.4	7.2	10.8	28.4	1.8	3.2	46.4	18.5	1.4
教育委員会	239	81.2	70.3	61.5	78.2	15.1	14.2	20.1	3.8	1.7	34.7	15.9	2.9
生活保護所管部署	257	87.9	82.1	74.7	77.4	10.1	14.8	26.8	2.3	3.1	44.0	21.4	1.9
住宅所管部署	14	85.7	92.9	92.9	57.1	14.3	14.3	35.7	14.3	14.3	57.1	35.7	7.1
障害福祉所管部署	81	95.1	93.8	88.9	58.0	6.2	6.2	39.5	3.7	2.5	59.3	28.4	1.2
商工労働所管部署	4	25.0	25.0	25.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
多文化共生所管部署	13	69.2	76.9	69.2	46.2	7.7	7.7	15.4	23.1	46.2	30.8	23.1	0.0
児童相談所	75	93.3	92.0	90.7	62.7	6.7	4.0	30.7	2.7	4.0	50.7	32.0	1.3
警察署	14	85.7	85.7	92.9	42.9	7.1	7.1	14.3	7.1	7.1	50.0	14.3	0.0
保健所	29	89.7	86.2	82.8	58.6	13.8	10.3	31.0	6.9	10.3	58.6	31.0	3.4
児童・児童遊園	17	82.4	64.7	58.8	64.7	5.9	23.5	23.5	5.9	5.9	47.1	23.5	5.9
図書館	6	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	100.0	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
公民館	33	15.2	9.1	9.1	42.4	12.1	75.8	18.2	6.1	6.1	15.2	3.0	6.1
コミュニティセンター	20	15.0	15.0	15.0	25.0	10.0	80.0	25.0	5.0	5.0	20.0	5.0	10.0
他自治体	16	93.8	93.8	81.3	81.3	12.5	31.3	37.5	12.5	12.5	50.0	25.0	6.3
上記以外の行政の連携先	6	50.0	50.0	33.3	16.7	0.0	50.0	16.7	0.0	0.0	16.7	33.3	33.3

<都道府県調査 問10福祉関係等の連携先、市区町村調査 問10福祉関係等の連携先>

■福祉関係等の連携先

全体

(主に子どもに対する取組)

どの連携機関でも「相談・助言」が最も高い。

	調査数	相談・助言	レクリエーション	食材の提供	食事の提供	調理実習	子ども食堂の利用	職場見学	職業体験	学校等の教育機関見学	地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	左記以外の取組
社会福祉協議会	118	87.3	11.9	36.4	8.5	3.4	8.5	2.5	4.2	5.1	7.6	5.9
社会福祉施設・事業所	37	94.6	10.8	45.9	10.8	5.4	10.8	10.8	8.1	5.4	5.4	5.4
児童養護施設	20	100.0	30.0	25.0	35.0	20.0	15.0	5.0	5.0	10.0	15.0	5.0
就労支援機関	33	90.9	9.1	18.2	9.1	6.1	9.1	30.3	33.3	9.1	6.1	6.1
自立相談支援機関	128	97.7	7.8	19.5	8.6	3.1	7.0	6.3	6.3	3.9	5.5	1.6
上記以外の福祉関係等の連携先	5	60.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0

(主に保護者(親等)に対する取組)

どの連携機関でも「相談・助言」が最も高い。

	調査数	説明会・講座等の開催	相談・助言	授業金紹介等の情報提供	制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)	食材の配達	左記以外の取組
社会福祉協議会	114	11.4	90.4	46.5	55.3	11.4	4.4
社会福祉施設・事業所	20	10.0	100.0	30.0	35.0	15.0	10.0
児童養護施設	11	18.2	100.0	54.5	54.5	18.2	9.1
就労支援機関	28	21.4	96.4	28.6	35.7	7.1	7.1
自立相談支援機関	133	5.3	96.2	49.6	60.9	10.5	3.8
上記以外の福祉関係等の連携先	4	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	25.0

(主に支援対象者の支援の充実のための取組)

「子どもの情報共有」「保護者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の周知」が高い。

	調査数	子どもの情報共有	保護者(親等)の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	事業の周知	事業の担い手(支援員)の確保	事業実施場所の確保	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	日本語の教育(日本語を母語としない子どもも、保護者(親等)等を対象)	支援対象者の母語での支援(日本語を母語といない子ども・保護者(親等)等を対象)	継続的な見守り・支援の実施	関係部署・関係機関への連絡	左記以外の取組
社会福祉協議会	133	75.2	71.4	65.4	63.9	21.8	26.3	36.1	2.3	3.0	44.4	24.8	3.8
社会福祉施設・事業所	25	80.0	76.0	76.0	52.0	16.0	28.0	28.0	8.0	12.0	40.0	20.0	4.0
児童養護施設	21	90.5	66.7	66.7	81.0	14.3	23.8	38.1	9.5	9.5	33.3	23.8	4.8
就労支援機関	36	80.6	75.0	66.7	66.7	13.9	11.1	33.3	11.1	11.1	44.4	22.2	2.8
自立相談支援機関	150	92.0	86.0	82.0	84.0	18.0	25.3	44.0	2.0	5.3	50.0	28.7	1.3
上記以外の福祉関係等の連携先	4	75.0	75.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0

<都道府県調査 問10専門職等の連携先、市区町村調査 問10専門職等の連携先>

■専門職等の連携先

全体

(主に子どもに対する取組)

どの連携機関でも「相談・助言」が最も高い。

	調査数	相談・助言	レクリエーション	食材の提供	食事の提供	調理実習	子ども食堂の利用	職場見学	職業体験	学校等の教育機関見学	地域活動への参加(祭りや清掃活動等)	左記以外の取組
ケースワーカー	197	98.0	2.5	5.1	2.5	2.0	3.0	1.5	1.5	3.6	2.0	4.1
社会福祉士	69	98.6	10.1	14.5	7.2	5.8	13.0	4.3	4.3	10.1	7.2	5.8
精神保健福祉士	45	100.0	6.7	17.8	8.9	6.7	11.1	4.4	2.2	6.7	4.4	2.2
民生委員・児童委員	52	92.3	9.6	15.4	7.7	5.8	11.5	1.9	1.9	3.8	17.3	5.8
公認心理師・臨床心理士	34	100.0	2.9	8.8	2.9	2.9	5.9	2.9	2.9	8.8	2.9	2.9
スクールカウンセラー	69	100.0	4.3	5.8	2.9	2.9	4.3	1.4	1.4	5.8	2.9	4.3
スクールソーシャルワーカー	129	99.2	4.7	2.3	1.6	1.6	4.7	0.8	0.8	10.1	2.3	3.1
キャリアコンサルタント	12	100.0	16.7	16.7	16.7	16.7	8.3	33.3	33.3	16.7	16.7	8.3
医師	14	100.0	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	0.0
看護師	11	100.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	0.0
保健師	50	100.0	10.0	10.0	10.0	8.0	6.0	4.0	4.0	6.0	6.0	4.0
栄養士	11	72.7	9.1	9.1	18.2	27.3	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1
自治体独自に配置している専門職	14	92.9	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	21.4	21.4	14.3	14.3	21.4
上記以外の専門職等の連携先	8	87.5	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	25.0

(主に保護者(親等)に対する取組)

どの連携機関でも「相談・助言」が最も高い。

	調査数	説明会・講座等の開催	相談・助言	奨学金紹介等の情報提供	制度利用の支援(利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等)	食材の配達	左記以外の取組
ケースワーカー	198	3.0	94.4	53.0	61.1	4.0	4.0
社会福祉士	70	8.6	92.9	44.3	58.6	11.4	5.7
精神保健福祉士	42	9.5	95.2	35.7	42.9	9.5	2.4
民生委員・児童委員	43	14.0	90.7	20.9	37.2	16.3	2.3
公認心理師・臨床心理士	34	2.9	97.1	23.5	32.4	5.9	2.9
スクールカウンセラー	55	5.5	98.2	30.9	45.5	7.3	3.6
スクールソーシャルワーカー	121	4.1	96.7	42.1	57.0	4.1	3.3
キャリアコンサルタント	13	23.1	100.0	38.5	30.8	23.1	7.7
医師	12	8.3	100.0	8.3	16.7	8.3	0.0
看護師	7	14.3	100.0	14.3	28.6	14.3	0.0
保健師	46	8.7	95.7	15.2	37.0	8.7	4.3
栄養士	6	33.3	66.7	16.7	16.7	0.0	0.0
自治体独自に配置している専門職	12	25.0	83.3	33.3	50.0	16.7	16.7
上記以外の専門職等の連携先	8	12.5	75.0	25.0	50.0	12.5	25.0

(主に支援対象者の支援の充実のための取組)

「子どもの情報共有」「保護者(親等)の情報共有」「世帯員・世帯全体の情報共有」「事業の周知」が高い。

	調査数	子どもの情報共有	保護者(親等)の情報共有	世帯員・世帯全体の情報共有	事業の周知	事業の担い手(支援員)の確保	事業実施場所の確保	子どもの学習・生活支援事業以外の事業の周知	日本語の教育(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	支援対象者の母語(日本語を母語としない子ども・保護者(親等)等を対象)	継続的な見守り・支援の実施	関係部署・関係機関への連絡	左記以外の取組
ケースワーカー	215	94.0	89.3	86.5	81.9	5.6	11.2	38.6	2.3	7.0	51.2	23.7	1.9
社会福祉士	72	97.2	94.4	90.8	76.4	12.5	11.1	44.4	2.8	8.3	54.2	23.6	2.8
精神保健福祉士	47	97.9	93.6	89.4	63.8	8.5	8.5	36.2	4.3	8.5	51.1	23.4	4.3
民生委員・児童委員	47	85.1	83.0	83.0	66.0	10.6	8.5	38.3	4.3	4.3	44.7	27.7	4.3
公認心理師・臨床心理士	36	91.7	88.9	77.8	50.0	2.8	5.6	22.2	2.8	5.6	58.3	22.2	2.8
スクールカウンセラー	71	97.2	90.1	81.7	64.8	4.2	4.2	32.4	5.6	5.6	57.7	33.8	2.8
スクールソーシャルワーカー	137	97.1	90.5	83.2	70.8	5.1	4.4	32.8	3.6	3.6	51.8	27.7	1.5
キャリアコンサルタント	12	91.7	91.7	75.0	41.7	16.7	16.7	33.3	16.7	25.0	41.7	33.3	8.3
医師	14	92.9	85.7	78.6	28.6	14.3	7.1	14.3	7.1	7.1	35.7	14.3	0.0
看護師	10	90.0	90.0	80.0	30.0	20.0	10.0	30.0	10.0	10.0	40.0	20.0	0.0
保健師	51	98.0	92.2	82.4	54.9	7.8	9.8	27.5	2.0	3.9	51.0	21.6	2.0
栄養士	8	62.5	50.0	37.5	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	50.0	12.5	0.0
自治体独自に配置している専門職	15	100.0	100.0	78.3	66.7	13.3	13.3	33.3	6.7	13.3	40.0	20.0	6.7
上記以外の専門職等の連携先	7	100.0	100.0	85.7	57.1	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	71.4	28.6	14.3

問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」で、最も効果が出ている連携による取組について、その取組の連携先と名称、連携の目的・理由、連携の内容と効果、連携の工夫・留意点を教えてください。なお、問9の「教育関係の連携先」「社会福祉六法外の民間の連携先」「行政の連携先」「福祉関係等の連携先」「専門職等の連絡先」の分類ごとに、可能な範囲で教えてください。(自由記述)

<都道府県調査 問11、市区町村調査 問11>

■教育関係の連携先 ※主なものを抜粋

都道府県

小学校	
連携の目的・理由	事業の対象となる子どもを委託先の社会福祉協議会等に情報提供してもらうため
連携の内容と効果	不登校や不登校傾向の子どもの中で、家庭に課題がある子どもを社会福祉協議会に情報提供してもらう。学校からの情報提供があることで、多くの子どもを支援に繋げることができている
連携の工夫・留意点	定期的に社会福祉協議会と学校が集まる場を作り、情報共有している町村もある

中学校	
連携の目的・理由	支援を必要とする世帯を事業につなぐため
連携の内容と効果	学校で事業を周知することにより、子どもがいる世帯に対して幅広く周知でき、参加希望につながっている
連携の工夫・留意点	必要に応じて周知方法の見直しや関係機関との協議をする

高校	
連携の目的・理由	進学支援事業の周知のため
連携の内容と効果	事業周知のためのチラシを送付
連携の工夫・留意点	就学援助申請等の時期(1月頃)に利用者の多い高校へチラシを送付

フリースクール	
連携の目的・理由	不登校や社会経験が不足している子ども達が多いことから、フリースクールと連携して同年代の子ども達や家族以外の人との関わりを持てるようにするため
連携の内容と効果	フリースクールに足を運び、本人のペースに合わせて活動に参加する。同じような境遇の子ども達との関わりにより気持ちが楽になったり、異年齢との関わりがあう子ども達も多く、継続的な参加や社会経験の場になっている
連携の工夫・留意点	見学や体験等を通して、本人が安心して繋がることができるようしている

市区町村

小学校	
連携の目的・理由	事業の周知と情報共有および課題のある世帯への支援の協働のため
連携の内容と効果	担当部署に配置した教員OBを中心に各校長へ事業趣旨の説明と協力依頼を実施。顔のみえる関係性があるため、情報共有、連携が非常にいやすくなった
連携の工夫・留意点	学習面だけでなく、世帯の孤立や課題の解消をすすめていきたい趣旨を重層的支援体制の趣旨と合わせて丁寧に説明している

中学校	
連携の目的・理由	登校状況や学習レベルなどを確認し、支援が必要な子どもの洗い出しを行うため
連携の内容と効果	年度はじめに学校へ子どもの調査を実施し、支援が必要な子どもを把握。必要な社会資源や居場所に繋げている
連携の工夫・留意点	年度初めに校長会等に参加及び、学校訪問による事業の周知。その後も適宜情報共有を行っている

高校	
連携の目的・理由	支援員からも生活保護受給世帯の子どもや養育に関する保護者へ助言や進学・就学資金などについて情報提供を行い、希望する高校への進学及び自立に向けての支援を行うため
連携の内容と効果	各高等学校のパンフレットや入学時必要になる費用や在学中の諸経費、補助金の取り扱いなどについて情報提供してもらい、進学を考えている世帯へ情報提供を行うことで、各世帯で支払いへの心構えや、保護費のやりくりへの意識改善へ繋がっている
連携の工夫・留意点	パンフレット等の送付依頼へ市で行っている子どもの学習・生活支援事業の事業内容について添付し、高等学校へ事業について理解を得られるよう周知をしている

大学・短大・専門学校等の高等教育機関	
連携の目的・理由	学習・生活支援事業における居場所づくり(レクリエーション)に加え、学校内の見学やお菓子作り体験等を通じて、進路の選択肢を広げる機会を設けている
連携の内容と効果	参加者の中には、専門学校に進学したい等の感想もあり、進路選択について考える機会を設けることができた
連携の工夫・留意点	レクリエーション的な要素に加え、将来について考える場を設ける機会を設定できるよう留意した

大学・短大・専門学校等の高等教育機関	
連携の目的・理由	中高生である通室生徒と年齢も近く、大学生活や進学について具体的な話ができ、高校までの必要な学習を終えていることから、学習の支援補助員としてアルバイトを募るため
連携の内容と効果	生徒ひとりひとりにマンツーマンで学習の補助ができていることで成績向上につながっているほか、通室生徒の話し相手、相談相手になり、生徒がリラックスして学習できている
連携の工夫・留意点	学校や学部によっては長期でシフトに入れなかったり、卒業や進級とともに人員が変動したりすることが多い。定期的に人員募集をかける必要がある

■社会福祉六法外の民間の連携先 ※主なものを抜粋

都道府県

NPO法人・認定NPO法人	
連携の目的・理由	NPO法人の夏休み教室に集まる子どものうち、学習意欲が強い1人親家庭の子どもを対象に学習教室の生徒として受け入れ、保護者および子どもの夏休み期間中の学習ニーズに応えることを目的とした
連携の内容と効果	NPO法人が生徒募集を担当し、平常時以上に多くの一人親家庭の子どもが参加した。また、一人親家庭と一般家庭の子どもを区別せず同じ空間(教室)で学ばせ、学習教室の講師が教室全体を見守り、NPO法人の講師不足が軽減できた
連携の工夫・留意点	NPO法人の夏休み教室では、一人親家庭以外の一般家庭の子どもが同じ空間(教室)で学ぶため、子ども達に一人親家庭のことを意識させないよう、一般家庭の子どもから質問の手が上がった場合にも講師が答える方式を採用した

フードバンク	
連携の目的・理由	生活困窮世帯の子ども達やその家族に少しでも食料を提供する
連携の内容と効果	フードバンク団体から食料品を提供してもらい、利用者世帯に提供することができている。定期的に食料を送っていただき、対象の世帯に対して食料を配布させていただいているが、どの世帯からも助かっている、という声がある
連携の工夫・留意点	困っているタイミングで相談している

市区町村

NPO法人・認定NPO法人	
連携の目的・理由	日常生活の中で、食べること、調理、清潔を保つなどの習慣を身につけることができていない子どもが多く、そのほとんどが親にそれを教える力がなく、そういった習慣を体験し、身につけてもらうため
連携の内容と効果	法人が行っている長期休みの居場所、宿泊体験、調理実習などで、食事を作る、食べる、歯磨きをする、お風呂に入るなどの生活体験をしてもらうことで、そういった生活習慣を身につける良い機会になっている。フードパンtryとして食材の提供を受けることもある
連携の工夫・留意点	市の子どもの支援担当が実際に参加をしていることがある

民間企業	
連携の目的・理由	職業体験を通じて将来の就労について考える機会を与え自立助長に繋がる意識を形成するため
連携の内容と効果	就労することと今勉強していることが将来にどうつながっていくのか予測することが大事であるとの理解が増進した
連携の工夫・留意点	包括連携協定を利用して当市から打診をし、有名企業が持つ教育プロセスを活用できるようにした

民間企業	
連携の目的・理由	企業努力や地域貢献を聞くことで、夢をもって向学心に挑む姿勢を醸成する
連携の内容と効果	具体的な企業等の現場を見聞することで、自分の将来について夢を描く手応えを感じたようである
連携の工夫・留意点	安全面の配慮(危機管理)・開催時期の策定及び開催当日の運営並びにバス運用である

子ども食堂	
連携の目的・理由	利用者への事業案内、相談先の紹介
連携の内容と効果	保護者が子ども食堂で生活困窮を相談。案内されたケースや、子ども自身が配架中のチラシを持って帰り親に頼んで参加したケース等、複数ある
連携の工夫・留意点	－

子ども食堂	
連携の目的・理由	学習教室やイベントで子ども達に提供する食品の受領。学習教室に調理設備がないため
連携の内容と効果	家庭で食事を十分に取れていない生徒達に対して、軽食を提供することができた。また、学習教室に参加できていない生徒にも家庭訪問でお菓子を配布し、関係構築に役立っている
連携の工夫・留意点	－

■行政の連携先 ※主なものを抜粋

都道府県

児童福祉部署	
連携の目的・理由	困難な状況にある家庭に関して支援の方針を共有
連携の内容と効果	利用中の子どもや家庭の状況を共有することで状態の悪化や再発を予防することができた
連携の工夫・留意点	定期に限らず必要時に連携が図れるよう日頃から顔の見える関係づくりを実施。また、要保護児童対策地域協議会実務者としても様々な機関と連携できている

他自治体	
連携の目的・理由	町役場による対象世帯への事業周知や緊急時の対応等により、事業実施の効率化を図るため
連携の内容と効果	生徒間のトラブルが発生した場合でも委託先と町役場が連携することで迅速かつ円滑に対処することができた。また、町村との共催により公共施設を無償で利用することができ、事業経費の削減に繋がった
連携の工夫・留意点	町によっては共催によって公共施設の利用料が免除されるため状況に応じて共催依頼を行った

市区町村

母子保健部署	
連携の目的・理由	生活保護受給世帯を含む困窮世帯、ひとり親世帯への支援充実のため
連携の内容と効果	個別に事業周知してもらうことで、事業参加へと繋がった子どももいる。本事業が家庭へ介入するための一助にもなっており、世帯状況の把握などが容易になった
連携の工夫・留意点	担当者同士で情報交換を適宜行っている

教育委員会	
連携の目的・理由	目的は、スクールソーシャルワーカーの主管課との連携。理由は、不登校や学校生活について課題がある子どもについて、早期発見し支援するため
連携の内容と効果	内容は、スクールソーシャルワーカーへ年に1回事業説明会を実施。効果は、対象者をスクールソーシャルワーカーが発見し、本事業に繋ぐことができ、必要な支援を届けられた
連携の工夫・留意点	対象者の要件確認等は行政が行い、その後委託事業者へ支援を依頼している

教育委員会	
連携の目的・理由	支援を必要としている世帯への周知参加
連携の内容と効果	チラシの配布、イベントの周知、小中学校校長会・教育相談コーディネーター会議への参加により、参加増へ繋がっている
連携の工夫・留意点	毎年、教育長へ事業の状況、効果を報告している

教育委員会	
連携の目的・理由	市内の各小学校への事業説明と、学習支援員の確保を行うため
連携の内容と効果	小学校長会の場を活用した、事業周知(PR)を実施。各小学校や各小学校区の地域において学習支援員として従事可能な人材を発掘できた
連携の工夫・留意点	市教委と協働での事業としている。事業内容や、対象児童の選定などについて情報共有や情報提供を行っている

生活保護所管部署	
連携の目的・理由	事業対象の子ども等の情報を共有するとともに、効果的な支援を実施する。保護受給者のうち、事業対象者を共有するとともに、効果的な支援を実施するため
連携の内容と効果	保護受給者のうち、事業対象者の情報提供及び、参加者の状況共有を行っている。学習会では把握しきれない家庭での問題や状況を把握できる。そのため、保護者や子どもに対して早期に効果的な支援を実施することができる
連携の工夫・留意点	子どもの変化(学習会への参加が少なるなる、体調が悪い日が多いなど)があった際は、情報提供を行い、理由や状況を確認するようにしている

■福祉関係等の連携先 ※主なものを抜粋

都道府県

社会福祉協議会	
連携の目的・理由	参加児童に対し、食材や教材を提供している
連携の内容と効果	対象世帯に効果的に支援ができている
連携の工夫・留意点	—

自立相談支援機関

連携の目的・理由	子ども支援オフィスでは郡部の子どものいる生活困窮世帯を対象に相談支援等を行っていることから、学習・生活支援事業と進学支援事業との相乗効果が見込まれるため
連携の内容と効果	子ども支援オフィスの相談者に対して事業周知を行うことで、定期的な利用者の登録に繋がっている
連携の工夫・留意点	家庭環境に課題のある子どもが多く、学習意欲が不安定である可能性が高いため、連携時に家庭状況等を含めた情報共有を行う必要がある

市区町村

社会福祉協議会

連携の目的・理由	地域の大人との交流や、地域社会の支えを感じる機会とともに、楽しみを提供する
連携の内容と効果	社会福祉協議会登録ボランティアの協力を得て、年に1、2回、学習会・食事会を開催。コロナ禍やコロナ禍以降は、ミニ行事としてレクリエーションを行い、食事会の代わりに手作り弁当や雑貨等を配布する形式で継続中
連携の工夫・留意点	—

社会福祉協議会	
連携の目的・理由	社会福祉協議会が実施している諸制度の紹介。また地域福祉コーディネーターとの連携。
連携の内容と効果	社会福祉協議会が扱っているチャレンジ助成金(塾代助成)や各種奨学金の制度の紹介と申請サポート。社会福祉協議会が子ども食堂ネットワークとフードバンドリーの窓口になっていることから、生活に困難を抱えている家庭への情報提供等
連携の工夫・留意点	学習・生活支援事業では定期的に保護者面談を実施している。学習や進路相談をする中で、高校の費用等のお金の話になることが多い。そこで、福祉制度の情報提供等、家庭にマッチした支援相談ができるよう従事者研修をしている

社会福祉協議会	
連携の目的・理由	子どもおよび世帯全体の様子の共有、大学進学における奨学金等の情報共有
連携の内容と効果	それぞれに関わる子どもや保護者の共有を行うことできめ細やかな支援を行うことができる。奨学金等の情報共有を行うことで、情報が必要な子どもや保護者に適宜必要な情報を提供できるように準備しておく
連携の工夫・留意点	－

就労支援機関	
連携の目的・理由	学習支援を利用中の高校生(卒業学年)の進路相談、及び就職サポート
連携の内容と効果	就労支援機関が主催の就活セミナーに同行し、生徒のモチベーションを高めることができた。また、同機関が実施する就労準備プログラム(パソコン操作)に繋げることもできた
連携の工夫・留意点	－

自立相談支援機関	
連携の目的・理由	事業利用世帯には自立相談支援機関の支援を受けている世帯が含まれており、担当の相談支援員と情報共有等を図ることで事業を効果的に進めている
連携の内容と効果	相談支援員との面接等では把握しきれない世帯の状況もあることから、事業で訪問した際に把握した家庭の様子を必要時に共有するなどしている。世帯に変化が見られたとき適宜介入(支援)することができる
連携の工夫・留意点	—

自立相談支援機関	
連携の目的・理由	生活困窮者の自立相談支援機関として、主に保護者を対象として家計改善支援や就労準備支援等を行う中で、本事業の対象となる子ども(生徒)への支援もスムーズに行うことができるため
連携の内容と効果	保護者への支援を行う中で日頃の子どもの様子も併せて把握することができ、本事業との相乗効果が期待できる
連携の工夫・留意点	当区においては、自立相談支援機関と本事業の実施主体が同一組織(係)であるため、日頃からスムーズな連携がとりやすい

■専門職等の連携先 ※主なものを抜粋

都道府県

ケースワーカー	
連携の目的・理由	子育てをしている被保護世帯について、子どもの学習・生活支援事業の活用を図るため
連携の内容と効果	該当する子どものいる世帯に事業の説明をケースワーカーが実施し、世帯の承認があった場合に子どもの学習・生活支援事業実施事業所に紹介する
連携の工夫・留意点	子どもの学習・生活支援事業についてケースワーカーが概略を説明しているが、子どもの保護者から事業活用の了承を得ることは難しいことから、折をみて継続的に対象世帯に説明している

スクールソーシャルワーカー	
連携の目的・理由	利用者、家庭の情報提供など
連携の内容と効果	ケース会議などへ参加し、本事業を利用している子どもの様子や家庭訪問時の保護者家庭の情報を共有
連携の工夫・留意点	教育現場ではわかりにくい家庭環境などを共有し、役割分担しながらサポートを行うことができた

市区町村

ケースワーカー	
連携の目的・理由	市内の地区保健福祉センターにケースワーカーや保健師を配置し、社会福祉六法に関する相談支援は居住地区のセンターで完結できるワンストップ体制としている。事業利用世帯の困り事等はセンターと共有し、連携して対応する
連携の内容と効果	虐待の疑いやDVの疑いなど、特に事業受託者だけでは対応が難しい件については、ケースワーカーと連携することで適宜介入(支援)することができ、適切な役割分担により受託事業者の負担が軽減される
連携の工夫・留意点	—

ケースワーカー	
連携の目的・理由	生活保護受給世帯のケース発掘とつなぎのため
連携の内容と効果	対象となる子どもが支援を希望した場合にケースワーカーから情報提供があり、支援員とケースワーカーで同行訪問し支援を開始する
連携の工夫・留意点	毎年度ケースワーカー向けに事業説明を行い、対象となる子どもがいた場合には声をかけてもらうようにしている

民生委員・児童委員	
連携の目的・理由	様々な支援機関へのつなぎ役として、一部の民生委員・児童委員が学習支援ボランティアへ参加している
連携の内容と効果	学習支援に参加している子どもの様子、親からの相談等から、助言や支援機関へのつなぎ役を担い、困窮者へのスムーズな支援提供ができる
連携の工夫・留意点	学習支援に限らず、民生委員・児童委員の会議に委託先の職員が参加することで、日頃から連携を密にしている

スクールソーシャルワーカー	
連携の目的・理由	不登校など問題を抱える児童・生徒の情報共有を行い、有効な支援に繋げる
連携の内容と効果	スクールソーシャルワーカーが学校を訪問、直接児童・生徒と関わりを持つことで課題を把握、家庭訪問などの支援に活かせている。家庭訪問にスクールソーシャルワーカーが同行することもある
連携の工夫・留意点	情報の大小にかかわらず情報共有を行う

問.「子どもの学習・生活支援事業」を実施するにあたり、工夫している取組内容とそのポイント、事業の効果・成果を教えてください。なお、「①学習支援」と「②生活支援」を両方を実施している場合は、「③学習支援と生活支援の両方実施」欄にご回答ください。(自由記述)

<都道府県調査 問12、市区町村調査 問12>

①学習支援

都道府県

「①学習支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	原則1回2時間、同じ曜日で開催としているが、ボランティアの手配ができず全ての子どもを見ることができない場合や参加生徒の都合などやむを得ない場合は必要に応じて開催時間の延長や開催日の変更するなど臨機応変に対応している。学習内容や学校生活で困っていることなどについても話を聞き、一緒に考えることで信頼関係を築くようにしている。一部の福祉事務所で学習教室への参加生徒数の確保、増加に向けて、NPO法人が開催する夏休み教室との連携を企画し、実行した
効果・成果	信頼関係の構築により、子どもからの質問が増え、解きたい問題集を自主的に持参するなど、前向きに学習に取り組む姿が見られるようになった。NPO法人が開催する夏休み教室との連携で平常時の参加生徒(登録)数7人に対し、夏休み期間中は、参加生徒(登録)数16人であった

工夫している取組内容 ・ポイント	複数の委託先のうち一部において、参加者の世帯に寄り添った伴走型の支援を行うことによって、学習意欲の喚起を図っている
効果・成果	学習支援を受けた参加者について、高い高校進学率を確保している

工夫している取組内容 ・ポイント	会場型、家庭訪問、オンラインなど子どもの事情に応じた支援を実施していること
効果・成果	会場に通うのが難しい子どもは、オンラインや家庭訪問型で支援できるため、参加者が増えた

工夫している取組内容 ・ポイント	中学校等を通じ個別に事業案内を行っていること
効果・成果	事業対象者への案内漏れがない

市区町村

「①学習支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	担当制の個別支援のため、支援員と子どもの間で良いマッチングができるように配慮している。塾や家庭教師ではないため、単なる学力アップではなく、子ども自身が自信を持って先に進めるよう、勉強だけではないその子の力が發揮されるような関わりを心がけている
効果・成果	令和5年度実績では、中学3年生12名(休止中3名含む)のうち11名が第1志望校に入学。不登校の生徒の学校復帰や進路決定

工夫している取組内容 ・ポイント	学習の動機づけ、意欲喚起、習慣づけを図ることを重視し、教室形式ではなく、個別学習形式を採っている。対象者2.5人に対して1人を目安としてスタッフを配置するようにし、個々に目が届くよう努めている
効果・成果	対象者により学習の進捗状況、必要な支援は異なることから、個別学習形式により、それぞれに応じた指導ができている。また、スタッフや参加者同士でのコミュニケーションを図る機会もあり、学校、家以外の居場所としての役割も果たせている

工夫している取組内容 ・ポイント	学習支援教室だけではなく、定期的にイベント(バーベキューやクリスマス会等)を開催し、居場所づくりを提供している。講師を大学生ボランティアに限定しており、中高生のお兄さんお姉さん的存在の位置付けをしている
効果・成果	イベントを楽しみにしてくれている中高生が増えた。中高生同士でコミュニケーションを取る場が設けられ、友人ができた。大学生に相談や学校であった話をし、子供たちの心の支えになっている

工夫している取組内容 ・ポイント	小学生対象事業では、個別指導による児童個人に目が届く指導を実施している。実験キットを用いた児童が興味を持つ指導を実施している。また、中学生対象事業では、自習、季節講習、テスト前学習会等による学力向上の取組を実施している。面談での進路相談を実施している
効果・成果	小学生対象事業では、学習の場として定着している。成績が向上している。また、中学生対象事業では、定期テストの得点がアップしている。3年生ほぼ全員の第一希望進路が実現している。授業日以外にも自習に来る生徒があり、学習の場として定着している

工夫している取組内容 ・ポイント	送迎の実施。開催場所を主要駅の近くを選定している
効果・成果	市域が広いが交通手段が限られているため、送迎の支援を行うことで、利用者の利便性が増す

工夫している取組内容 ・ポイント	活動記録として、職員が記入する記録とは別に、生徒自身に当日の学習内容・学習に関する感想を指定の書式に記入する時間を取っている。また、「中3まなびの場」専用のノートを各自が持ち、当日の学習については、本人、職員・学習支援員とも専用ノートに書き残すようにしている
効果・成果	生徒が自身の学習に関するPDCAに活かすことができる

工夫している取組内容 ・ポイント	学習の指導(勉強を教える)だけではなく、支援員も共に学ぶことで、子どもと学ぶ楽しさを共有できるようにしている
効果・成果	勉強が苦手、嫌いと言っていた子どもが一つの課題をやり遂げた時に達成感を感じることや、勉強の楽しさ、勉強の仕方を知り、自分で学習に取り組もうとする意欲が出てくる。また、学習している様子を見た他の子どもが教材を持ってきて学習に取り組むようになった

工夫している取組内容 ・ポイント	学習の習慣が身についていない子どもも多いので、遅刻や欠席等の場合は、子どもだけでなく保護者にも参加を呼び掛け、学習の習慣を身につけるように事業参加を呼び掛けている
効果・成果	定期的に学習支援に参加することで、学習の習慣を身に着け、まじめに学習をするようになった事例がある

工夫している取組内容 ・ポイント	通常の学習と併せて、理科実験や福祉体験活動などの学習支援項目を取り入れて、児童が飽きないよう実施している
効果・成果	開催期間中の児童の参加率が高くなつた

工夫している取組内容 ・ポイント	学生ボランティアとのマンツーマンでの学習を行っている。また、学習を教えるボランティアは、中学生と年齢がより近い大学生等の学生に協力してもらっている
効果・成果	マンツーマンでの学習を行うことにより、人前で質問することが苦手な利用者も安心して勉強を教えてもらうことができる。また、学生ボランティアが身近なロールモデルとなり、将来や進学について希望をもつことできるようになる

②生活支援

都道府県

「②生活支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	学習支援員による生活状況の聞き取り
効果・成果	世帯への食糧支援の必要性などを把握

市区町村

「②生活支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	月1回調理実習を行っている。メニューを決める段階から子どもが参加し、意見を言える場を作っている。他者と協力し調理することや食事の場面を通じ、他者との協働の機会を持てるようにしている
効果・成果	参加者はコミュニケーションをとることが苦手な子どもが多いが、作業をしながらであれば自然と会話ができたり、会話にならなくても場を共有することができる。家や学校とは違う人間関係を築くことができる

工夫している取組内容 ・ポイント	長期不登校の中学生が対象のため、集合型ではなく基本は訪問型で実施している。少し先のロールモデルとなる大学生等の家庭教師を派遣することで、わからないところから学び直す学習支援と、個々に寄り添うコミュニケーションを基盤とした生活支援の両方を実施している。経済的な理由や不登校等により、野外活動の体験や、体験活動の機会が少ない子どももいるため、子どもたちに文化的な体験や社会的なつながりの体験の機会を提供するため、年に12回のイベントを実施している(スポーツ観戦、大学祭への模擬店運営、ウィンターパーティ等)
効果・成果	申込者からは「勉強したい気持ちは出てきたが一人では難しい」「外に出るのは難しい」「家族以外の人と関わってほしい」との声があり、一定のニーズはあると考えている。今年度の新規事業であり、10月中旬より派遣開始しているため、派遣による効果は今後測定予定である。他の子どもとのコミュニケーションの向上、進路の選択肢が広くなるなどの効果を得ている

工夫している取組内容 ・ポイント	買い物へ行ったりして、実際の生活に即した必要と思われる体験の獲得、調理実習を通した「作る」等の経験
効果・成果	お金の払い方を知らなかつたこどもが、レジでお金を払えるようになる。金種の理解

工夫している取組内容 ・ポイント	中学3年生、高校3年生については本人と面談を行い、進路と相談希望の有無の確認を行っている。必要に応じて奨学金等の情報提供を行う
効果・成果	進路相談の要望がないため、進路の確認のみとなっている

③学習支援と生活支援の両方実施

都道府県

「③学習支援と生活支援の両方実施」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	学習に至る以前の状況の子どもも多いため、子どもと話す、遊ぶ、経験する等 人に慣れることに重点を置いて実施している。支援員に慣れてきたところで、本人の希望や学習習得度に応じて、学習支援を進めている。いずれも1対1の個別支援が原則
効果・成果	支援員が子どもにとっての居場所になり、不登校やひきこもりになる前に、継続して関われる大人と繋がることができた。学習の仕方が分からず、勉強に対して意欲がなかった子どもが、じっくり教わることで分かるようになり、意欲的に勉強し、高校に進学した

工夫している取組内容 ・ポイント	学校・民間・行政など幅広いステークホルダーと協力しながら、社会資源を最大限活用するように工夫している。具体的には、教育関係者から事業対象者への周知、民間団体や企業などからの体験プログラムの提供、行政機関と連携した要支援家庭の情報共有など
効果・成果	教育関係者や母子保健部局からのリファーはヘビーケースが多く繋がっている。つながるエネルギーが薄い保護者などにとっては信頼できる人からの紹介はつながりやすく、結果子どもたちのサポートを行うことができている

工夫している取組内容 ・ポイント	学習や調理実習の時間の中で異年齢交流を行わせることで、学習・生活習慣はもちろん、社会性を身につけさせる
効果・成果	学習・生活支援の場に活気が生まれ、児童が活動に積極的になり、学習・生活習慣の獲得につながっている

工夫している取組内容 ・ポイント	周知方法の工夫により、保護者が自立相談支援事業につながるようになっている
効果・成果	保護者が自立相談支援事業につながることがある

市区町村

「③学習支援と生活支援の両方実施」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	生徒にとって居場所となるよう、講師は「褒める・励ます・認める」を意識して生徒と接する。また、支援時間中にリラックスタイムを設け、1週間の様子や家族・趣味の話などでコミュニケーションを図る
効果・成果	「褒める・励ます・認める」を意識した関わりによって生徒の自己有用感を高める。また、講師との信頼関係を築くことで日常会話から家庭環境の課題を早期に発見する

工夫している取組内容 ・ポイント	不登校の児童生徒の利用も多いので、安心して勉強に取り組むことができる環境づくりを心がけている。活動時間の中で、集中できる時間には個人差があるので、実験などを通じて子どもの興味を引き出すほか、スタッフとの遊びの時間も取り入れながら、無理なく学習を進めている。特に開始して間もない時期は、保護者へのフィードバックを多く実施し、保護者にも安心して子どもの学習を見守ってもらえるように心がけている
効果・成果	最初は自分から質問できなかった子が、少しずつ分からぬことを聞けるようになり、より自然な双方向のコミュニケーションにつながっていくことが増えている。学習室の場が自宅以外に安心して過ごせる居場所になっている子も多いと感じている

工夫している取組内容 ・ポイント	本市では「子どもの学習環境整備事業」と称し、訪問型で学習支援と生活支援を一体的に実施している。子どもが学習に専念できるよう、学習に至るまでの環境整備(家庭生活、学校生活、親子関係の調整など)にも注力している
効果・成果	学習支援のみならず、子どもと保護者の精神的支援も行うことが利用世帯のエンパワメントにつながっている。不登校で進学をあきらめていた子どもが学習を再開して志望校に進学できたり、ひとりでの子育てに自信を持てなかつた保護者が自信を取り戻したりするなどの効果が見られている

工夫している取組内容 ・ポイント	メインとなる学習支援に加え、レクリエーションや若い世代(大学生や高校生等のボランティア)との交流機会を図り、参加意欲を引き出すよう工夫している
効果・成果	参加者からは若い世代との交流について、「勉強がわかりやすかつた・とても楽しかった」との感想があった

工夫している取組内容 ・ポイント	支援員と気軽に相談できるようLINEやメールを活用している
効果・成果	生徒だけでなく保護者も支援員を頼って、学習状況や家庭での様子などを相談できる環境ができている

工夫している取組内容 ・ポイント	利用者一人ひとりに支援シート(学習記録、習熟度、特性、配慮すべき事項等)を作成し、教室における最適な学習支援と居場所支援ができるよう努めている。生活支援については、定期的な面談を実施しているほか、子どもが抱える困難リスクについて、ボランティアにも研修を行っている
効果・成果	学習支援と並行して生活支援を行うことでよりきめ細やかに寄り添った支援を行うことができ、学習意欲や社会性の向上につながっている

工夫している取組内容 ・ポイント	子どもも保護者も社会から孤立しがちな状況に置かれている。子どもたちの話を聴きとり、受け止め、子どもたちが安心して過ごすことのできる場を目指している。また、日常の学習支援や生活支援だけでなく、子どもたち同士が交流できるような体験活動も実施している
効果・成果	子どもたちの話を聴きとり、信頼関係を築くことで子どもたちは安心して学習に取り組むことができている。また子どもたちとの会話から学校や家庭において子どもたちが抱えている困難を把握することができている

工夫している取組内容 ・ポイント	個別の学習支援の中で学校だけではなく、学校生活の状況や友人関係に関する悩み、心配事を聞き取り、相談に乗る。また、将来についての話をするようにして、自立への意欲を高めている
効果・成果	個の実態に応じて学習支援を進めることができ、少しづつ理解が進んでできている

工夫している取組内容 ・ポイント	生活支援を重点に対応することで、子ども達の居場所がつくられる。仲間同士の繋がりや成長を生み出す事ができるようになってきた。仲間ができると勉強嫌いな子も仲間と一緒に勉強をすることができている
効果・成果	気遣いや思いやり等持てるようになっている。勉強は学力アップまでには繋がらないが、鉛筆すら持てなかつた子が書くという作業ができるようになっている

工夫している取組内容 ・ポイント	学習支援では、ただ勉強を教えるのではなく、児童生徒自身で学習の習慣が身につくように、1週間の学習計画を指導員とともに立てる。生活支援では、自分自身の特性を知る診断を行い、学習方法だけでなく、将来の職業や興味のある学問領域等を理解し、将来のことを考える機会を持つ
効果・成果	学習支援では、1週間のスケジュールを立てることで学習習慣が身につく児童生徒が増えた。生活支援では、自らの特性を理解した上で将来なりたい職業や学びたい学問を考える児童生徒が増えた

工夫している取組内容 ・ポイント	自宅訪問型(小学1年～中学3年生対象)は主に生活面を含めた総合的な支援を中心に行い、施設来場型(中学1年～中学3年生対象)は主に高校進学等の学習面の支援を中心に行っている
効果・成果	訪問型・来場型ともに学習意欲の向上や学習方法の習得に成果が出ている。原則同一の支援員が1年を通して支援に当たるようにして、児童等や保護者との信頼関係を構築しやすい環境づくりに取り組んでいる

工夫している取組内容 ・ポイント	学習支援事業では、毎月事業巡回を行っている。自己点検シートの提出を受け、運営状況を確認をしている。高等学校等進学支援プログラムでは、中学校と連携している
効果・成果	学習支援事業では、巡回を行うことで、生徒の様子を確認でき、委託業者がどう事業運営を行っているか確認できる。自己点検シートを作成することで、事業運営が仕様書どおりにできているか委託側も再確認でき、市が巡回の際に感じたことと運営側の評価に相違がないか確認できる。高等学校等進学支援プログラムでは、学校から受けた情報をきっかけに問題ある生徒の世帯にアウトリーチができ、生徒及び保護者に対して、進学に関する支援ができ、潜在的な支援ができる

工夫している取組内容 ・ポイント	学校・家庭以外の居場所づくりや小学校低学年から日々の学習の習慣づけを継続し、個々の学習能力に応じ支援・助言に取り組む。生活習慣や社会性が身についていない子どもに対し支援・助言に取り組む
効果・成果	自席で集中が続かず走り回っていたが、学習時間内に自席を離れることなく学習できるようになった。中学3年生利用者の約6割が高等学校へ進学し、高等学校3年生利用者の約3割が大学または短大への進学に繋がった

工夫している取組内容 ・ポイント	集合形式を基本としているが、自宅でも学習や生活相談できるようオンライン対応できるように整備している。元学校教員を学習支援コーディネーターとして配置し、子どもや保護者の生活相談や進路相談等に対応できるようにしている
効果・成果	対面での学習面、生活面での支援にとどまらず、より柔軟に多様なニーズに対応できている

工夫している取組内容 ・ポイント	講師1人に対し、生徒2人以内の指導体制を確保する。各実施会場には出席時のほかにも学習を行える環境を整備し、参加者が自主的に学習を行うための支援を積極的に行う。
効果・成果	進学する学生の増加及び学校での試験対策への効果

工夫している取組内容 ・ポイント	生活保護ケースワーカー、自立相談支援事業相談支援員、学校等と連携し、必要な世帯に対し事業を周知することで、利用者数は安定して確保できている
効果・成果	進学を希望する中学3年生の進学率はこれまで100%を達成できている

工夫している取組内容 ・ポイント	当区においては、自立相談支援機関と本事業の実施主体が同一組織(係)であるため、双方の事業に繋ぎ合う必要性が生じた場合は、スムーズに連携することができる
効果・成果	具体的な例を挙げると、自立相談支援機関が父親の家計改善支援を行っていたケースで、長男が本事業に参加するよう父親に勧めたところ、長男は継続して通うことができるようになったほか、妹である長女も兄の頑張りを見て本事業に興味を持ち、ほぼ休むことなく通っている

工夫している取組内容 ・ポイント	事業への理解がある大学生を学習支援員として配置することで、学習支援と生活支援を生徒の特性に合わせて対応しているところと、学習支援員同士での生徒情報の共有時間を毎授業後に行っていている
効果・成果	大学生という比較的年齢の近い人から生活習慣などのアドバイスをすることによって、拒否感なく話を聞いてくれたり、また自分の近い将来について考えるきっかけにもなり将来像を考えるきっかけとなっている

工夫している取組内容 ・ポイント	普段の学習支援とは別に将来のキャリア選択や進路に関するイベント、野外活動などを行う
効果・成果	学力だけでなく、主体性や意欲を向上させることができた。進学や就職などの将来の目標を考える機会や普段とは違う環境下での学習の場を提供することができた

工夫している取組内容 ・ポイント	学校に呼び掛けて、宿題に困難を抱えている子どもたちに声掛けをしてもらう。制服や身の回りのものを見て、家での様子を聞く
効果・成果	宿題をしていくことで保護者の心理的負担が少し減った。家での様子を聞くことで、保護者から子どもの自宅での様子を聞き、必要な支援を実施できた

工夫している取組内容 ・ポイント	大学生を昨秋支援センターとして、支援に協力いただいて、教室を実施している
効果・成果	参加する子どもたちにとっては、よきお兄さん、お姉さんとして、話しやすい関係性を築くことができる。また、大学生の良い経験の場ともなっている

工夫している取組内容 ・ポイント	申込時に個人情報に関する同意書をいただき、学校との連携に活用し学習指導に活かしている。また来室時等では積極的なあいさつを当方から行うことや、休みの連絡を電話だけでなくメール等で行うことを可能としている
効果・成果	学校との連携により指導方法を改善した結果、対象の子どもたちはいきいきと当事業に参加している。また、あいさつをすることにより会話が弾み、皆楽しく安心のできる場所となっており、居場所としての機能も果たしている

工夫している取組内容 ・ポイント	学習の遅れがあり一人での学習が困難な生徒が多いことから、基本的にはマンツーマンでの学習支援を行っている。通信制高校生については、レポートやスクーリングの管理も行っている
効果・成果	高校進学や高校中退防止につながっている。

工夫している取組内容 ・ポイント	コーディネーターの配置
効果・成果	高校進学につながった

工夫している取組内容 ・ポイント	4時間の授業の内、英数の2時間は参加必須とし、残り2時間は利用者が希望する科目や教材を使用する自由学習として参加は任意としている。英数は、苦手な単元を把握・学習できるよう、指定教材を最初から最後まで解き切ってから、次の教材に移るようにしている。体験活動が不足していると言われる生活困窮世帯に対して将来のきっかけづくりとなるように大学訪問を実施している。対象者一人ひとりに応じた支援内容を模索するとともに、将来進路について生徒と保護者で思いが違う場合も多いので両者の話を傾聴するとともに、ただ単に高校進学を考えるのではなく将来の職業自立等も含めた視野で相談に乗るようにしている
効果・成果	以前は、生徒が学校の宿題や暗記科目を準備することが多く、生徒によっては何を勉強して良いか分からなくなることがあったが、教材を指定してからは、参加した生徒が何に取り組めば良いのか明確になり、学習進度も把握しやすくなった。大学生や大学生活と言ふものをイメージすることができ、大学に進学して学んでみたいことを考えることができたり、今なぜ勉強しているかの意義を考えることができるようになる。学校の画一的な集団授業では理解の進まなかった課題・つまづきに対しての理解が進む。発達障害等がうかがわれる場合に将来の就労(障害者雇用含む)を見据えた進路を考えることができる

④上記のうち、特に小学生への効果的な支援

都道府県

「④上記のうち、特に小学生への効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	一回あたり2時間以内の支援を原則としているが、1時間は宿題、1時間は支援員と遊ぶ、というように、全て学習するのではなく、子どもの好きなことを一緒に取り組む時間を設けている
効果・成果	子どものやってみたいこと、好きなことが増えて、前向きになった

工夫している取組内容 ・ポイント	16時30分～17時30分を小学生クラスとしているが、家庭の都合や兄弟がいる場合、送迎が可能なように18時～20時の中高生クラスに参加も可能としている
効果・成果	県域の拠点となると交通手段が限られ、利用したいが利用できないという事情の家庭がいる。そういう家庭が保護者の送迎が可能な時間に参加することができ、利用できている世帯がある

工夫している取組内容 ・ポイント	1対1での個別対応のため、生徒それぞれに合わせて指導することができている。小学校教諭のボランティア参加。興味関心の高いことを一緒にやることで、他の事柄も前向きになるよう工夫している。子どものやりたいことを全力で一緒に考える。学年にあった教材の選択等。小学生は、主に拠点学習会に来ているので、毎回楽しめる交流内容を考えている。プリント学習は飽きてしまうため、皆で一緒に学べる内容を考えている
効果・成果	低学年は雑談や普段の生活から学習へ繋げて支援をされている。集中力が持たない生徒へも、ゲーム形式で計算を練習することや、会話をはさむことで最後まで時間を過ごすことができている。分かりやすい学習説明をしてもらうと共に、簡単な実験が行われることもある。少しづつではあるが、前向きな気持ちになってきており、学習も取り組めるようになっている。できるできないではなく、やりたいことがこんなに大変だったり、面白いなど肌で実感できるようにしている。利用者の集中力継続。子ども同士のトラブルもあるが、成長も感じている

市区町村

「④上記のうち、特に小学生への効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	小学生と中学生以上で実施日を分け、子どもが通いやすい環境を整備している
効果・成果	目的(受験・居場所等)に応じた適切な支援ができている

工夫している取組内容 ・ポイント	勉強へ積極的になれない子どもも多いため、時にはレクリエーション活動なども行い、まずはきちんと毎週出席できるよう工夫している。自宅から実施会場へ送迎を行うことで、欠席にくくしている保護者がいなくても出席しやすい環境を整える
効果・成果	送迎があることで、利用しやすいため、安定して申込及び出席がある

工夫している取組内容 ・ポイント	勉強に対する苦手意識が軽減できるよう、学校での宿題を中心に簡易なところから学習指導を行っている
効果・成果	小学生のうちから勉強に対する苦手意識を軽減し、家庭学習の習慣を身につけることができる

工夫している取組内容 ・ポイント	小学生については、「この場所が楽しいから通ってくる」気持ちを維持できるよう工夫している。多くが個性的な性格のタイプであり、一人一人の特性を理解し、学習の進捗を重視するより、基本部分が確実に身に付くよう繰り返し指導している。ただ、長時間は維持できないため、後半は皆で遊べるゲームなどでストレスを発散させる時間に充てている
効果・成果	学校や学年が異なることで、気兼ねなく地が出せる関係が効果を発揮している。高学年が低学年の面倒を見ることで、生活面での落ち着きが出てきたことや、一週間に1回ではあるものの、学校や自宅以外に自分の居場所があることで、親子関係に良い意味で距離ができ、子どもの成長を感じたなどの保護者からの感想もいただいている

工夫している取組内容 ・ポイント	学習意欲を持てない子どもに対して意欲向上のため、学習をしつかりできた場合には教室で作成したコインを渡し、教室内でのイベントでコインを使って買い物体験ができるようにしている事例がある
効果・成果	学習意欲の向上のほか、自分の努力で得たコインで買い物体験をすることで、社会生活に関して学ぶ機会となっている

工夫している取組内容 ・ポイント	NPO法人で行っている宿泊体験、調理実習への参加
効果・成果	親に養育力や基本的な生活習慣がなく、子どもにもそういった習慣の無い子が多いため、生活体験を通じて、そういった習慣の身につけるきっかけになっている

工夫している取組内容 ・ポイント	習慣づけできるようイラスト付きのプリントを作成している。子どもの学年などに応じたプリントを配付して視覚的に理解できるよう工夫している
効果・成果	—

⑤上記のうち、特に高校生世代への効果的な支援

都道府県

「⑤上記のうち、特に高校生世代への効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	高校生世代へは、生徒の意欲を尊重して支援を行っている。学習だけでなく、進路選択における経済面・生活面も含めた自立に向けた相談を行う。療育児童のため、対象児童の学力、生活スタイルに合わせ行っている。無理に進めたり、否定することをしないよう心掛けている。傾聴する。個別学習では、学校の授業内容についていけるような支援をしている。
効果・成果	テストや学習に集中したい生徒は、定期的に(週1回など)予定を組んで指導をしている。家の仕事(馬や牛の世話)で忙しい生徒へは繁忙度に合わせて予定を組み、元不登校生徒へは体力や精神面の調子に合わせて予定を調整している。特に、生活保護世帯の高校生が進路選択において不利にならないように、保護者も含めた相談をしてきている。信頼関係が構築でき、穏やかに進められている。勉強する場所としての認識が得られており、参加者も増えた。個別学習が功を奏している。
就労支援事業との連携により、アルバイト体験や見学等を実施することができ、卒業後の進学や就労について具体的にイメージできるようにする。通信制高校に在籍する子が多く、レポートのサポートを実施する	
工夫している取組内容 ・ポイント	就労支援事業との連携により、アルバイト体験や見学等を実施することができ、卒業後の進学や就労について具体的にイメージできるようにする。通信制高校に在籍する子が多く、レポートのサポートを実施する
効果・成果	通信制高校によっては卒業後の進路指導がほとんどない学校もあるため、進路選択の貴重な機会になっている
工夫している取組内容 ・ポイント	高校在学中の子どもに対しては、中退を防止するため、月に1回程度、支援員と話をしたり、進路相談の機会を設けている。高校生世代については、就労支援機関との連携や、プチバイトの紹介等自立に向けた支援を行っている
効果・成果	就職や進学、高校卒業程度認定試験等、目標と支援終了までの道筋を立てて実施することができている。義務教育が終わり、支援機関も手薄になる年代のため、この事業で支援することは、自立に必要だと思う

市区町村

「⑤上記のうち、特に高校生世代への効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋

工夫している取組内容 ・ポイント	通信制高校生徒のレポート作成補助。居場所としての学習教室利用
効果・成果	自力では作成が難しいレポートの補助や、提出スケジュールの相談によって、単位取得に繋げている。また、ボードゲームなどの遊びを動機として、学習面に課題のない生徒も定期的に教室に参加している

工夫している取組内容 ・ポイント	大学等へ進学する先輩参加者との交流や意見交換の場を設けている
効果・成果	先輩のキャリア形成を参考にし、進学や就労という進路を具体的に考える場となっている

工夫している取組内容 ・ポイント	進路相談、原付バイクや車の免許取得、大学生ボランティアによる経験・体験談。高校卒業後をめどに必要時自立相談支援機関や就労準備支援へのつなぎ
効果・成果	進学、バイクの取得、就労につながるお子さんがいる。事業終了後も自立相談支援事業や就労準備支援事業につながるケースがある

工夫している取組内容 ・ポイント	高校進学時から生徒の学習状況を常に把握するとともに、進路希望について確認(気持ちの変化の把握)、進学希望者には給付金や奨学金の情報を一緒に調べるなどして提供することで進学に対する意識付けする
効果・成果	高校生が経済的問題により進学を諦めることがなくなり、学業に専念することができる

工夫している取組内容 ・ポイント	夏期や冬期に学習支援に関する行事を行う際に、本事業に参加し進学した高校生をサポートとして募集をし、レクリエーション活動に活用している
効果・成果	高校生サポートとして、報酬を受け取りながら行事スタッフをすることで、キャリア教育の一環となっている。また、中学生と交流することで、相互の意欲の向上にもつながっている

工夫している取組内容 ・ポイント	高校中退防止のための相談支援及び自習の場の提供
効果・成果	奨学金や大学等に関する相談にも対応しており、利用者の不安解消に繋がっている

工夫している取組内容 ・ポイント	高校生が大学祭へ参加することにより、卒業後の選択肢のひとつとして大学をイメージできるようにする
効果・成果	周りに大学進学者がおらず、大学へのイメージができない子が、大学祭を通じて具体的に大学進学をイメージできるようになった

工夫している取組内容 ・ポイント	参加大学生も生徒との相性を考えたマッチングを行っている
効果・成果	受験の悩み、大人には打ち明けにくいことなど大学生が親身になって相談に乗ってくれている

⑥上記のうち、特に保護者への効果的な支援

都道府県

「⑥上記のうち、特に保護者への効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	訪問型や拠点型のお迎えの際に、保護者とコミュニケーションをとっている。児童、保護者間での考え方の違いを尊重し、どのように折り合いをつけるのかなど、話の整理ができるよう心掛けている。子どもだけではなく、保護者が利用することができるアピールしている。傾聴する。LINEで連絡を取れるようにしているので、疎通がしやすい
効果・成果	保護者の支援希望や懸念点を聞き取り、すぐ支援に反映することができている。不登校児童については、保護者もどうしたらいいか分からぬ状態にあり、第三者が介入することで、保護者の精神的負担を軽減し、視野が広がっている。生活で困っていることや、子どもたちの事で悩んでいるなど、話を聞き、相談アドバイスなどを行い、世帯全体を支援できる。LINEを使ってる保護者が多いので、当日の休み連絡をはじめ、読んだかどうかもわかり便利。また過去にどんなやり取りをしたか文字に残る点でも良い

工夫している取組内容 ・ポイント	養育相談、子の進路相談、学校手続き相談、奨学金の情報提供など
効果・成果	母親の不安の解消、支援ができ、子どもが学習支援に参加するきっかけや定着などにつながっていると考える

工夫している取組内容 ・ポイント	養育相談、子の進路相談、学校手続き相談、奨学金の情報提供など
効果・成果	母親の不安の解消、支援ができ、子どもが学習支援に参加するきっかけや定着などにつながっていると考える

工夫している取組内容 ・ポイント	関係機関や進学に関する情報提供
効果・成果	療育や特性に関するものや通信制高校、大学等進学に関する給付型の奨学金など情報が足りず、イメージできない保護者が多くいらっしゃり、また、中々行動にうつす事ができない方もいらっしゃるので、早めにイメージしてもらうことで期限内に手続きができる子どもが増えた

市区町村

「⑥上記のうち、特に保護者への効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	最新の教育情報をわかりやすくまとめた冊子の提供や生徒に関する特性の共有を行っている。対面、メール・TELだけでなく専用のアプリを導入し保護者の相談のしやすいタイミングで対応ができる体制を整えている
効果・成果	フルタイムで勤務している保護者などから、平日夜間や土日休日の相談ができると評価がある

工夫している取組内容 ・ポイント	送迎時の面談、定期的な面談
効果・成果	週1回、会うことで、育児や家庭の些細なこともコーディネーターと話することで、保護者も精神的に安定してきている

⑦上記のうち、特に広域(共同)実施による効果的な支援

都道府県

「⑦上記のうち、特に広域(共同)実施による効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	ケース会議等の実施
効果・成果	子どもや保護者の近況について情報や支援の方向性を共有することができた

工夫している取組内容 ・ポイント	居住地によっては交通手段がほとんどなく、必要な支援が受けられない場合も多いため、基本的には訪問しての支援を実施している。また、オンラインでの支援も提案している。管内の子どもの数が少なく、各町村1名程度の学習支援員が支援事業の対応をしているが、年2回、学習支援員が集まり、支援内容の経過と結果の報告をする中で、その他の学習支援員の参考となったり、また学習支援員へのアドバイスをすることができている
効果・成果	信頼関係が構築出来ている対象者とのオンラインは効果的だと感じる。支援が困難な子どもや世帯への対応について、学習支援員が1人で悩むのではなく、複数人で指導方針の検討ができている

市区町村

「⑦上記のうち、特に広域(共同)実施による効果的な支援」の内容 ※主なものを抜粋	
工夫している取組内容 ・ポイント	令和5年度3月に、こどもに関わる関係機関交流会を実施、教職員・教育機関・福祉機関などが情報共有した
効果・成果	公的機関だけではなく、インフォーマルな団体や親の会など様々な関係者が、お互いの情報を知ることができ、必要なこどもに届ける役割を担うことができる

工夫している取組内容 ・ポイント	旧町ごとに3箇所会場を設置し、利用しやすい環境づくりに取り組む
効果・成果	原則、送迎は行わないため居住地の近い所で支援を受けることが可能であり、利用者や保護者の負担軽減に繋がった

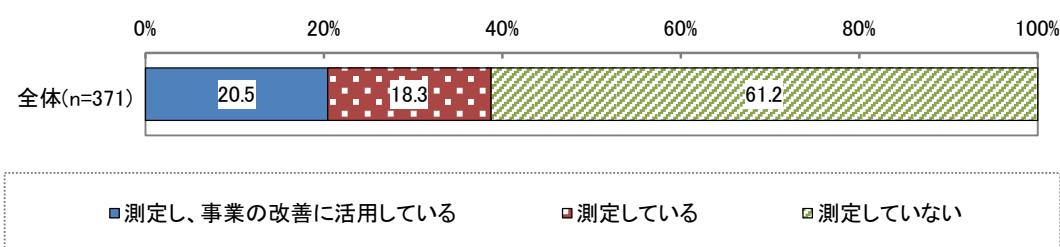
(4)事業をより良くするための方法及び課題について

問. 貴自治体では、「子どもの学習・生活支援事業」の効果を測定していますか。測定に関する指標(測定方法や基準としている指標等)がある場合は、具体的な内容と設定した理由について教えてください。(1から3のいずれかを選択。内容・理由は自由記述。指標が複数ある場合はすべて記載)

<都道府県調査 問13、市区町村調査 問13>

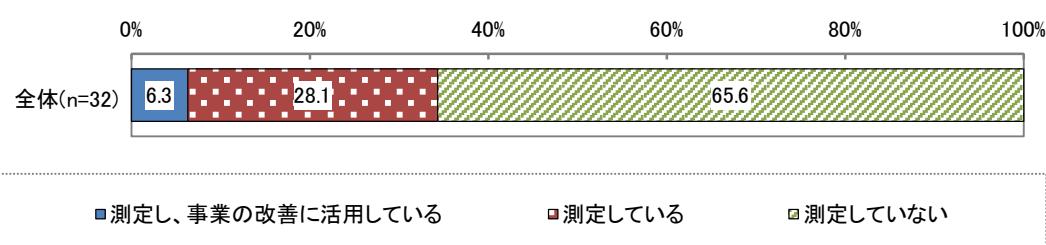
全体

全体では、「測定していない」が61.2%、「測定し、事業の改善に活用している」が20.5%、「測定している」が18.3%となっている。



都道府県

都道府県では、「測定していない」が65.6%、「測定している」が28.1%、「測定し、事業の改善に活用している」が6.3%となっている。



指標の具体的な内容 ※主なものを抜粋

参加者数

学習・生活支援事業は、学習支援会場を有する町村数。進学支援事業は、利用者数、事業利用者(高校3年生)の大学進学率

利用者の満足度

年度末に対象者本人と保護者にアンケートを実施し、どのような支援が有効だったか、また今後どのような支援を希望するかなど、利用者の声を集める

テストによる学力

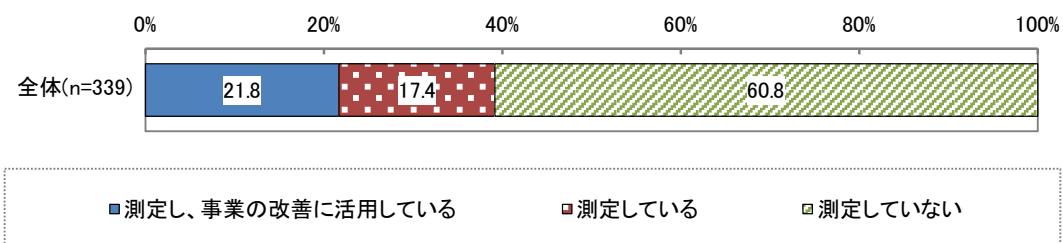
支援開始時と年度の終了後に確認テストを実施し、学力の向上具合を把握している

指標を設定した理由 ※主なものを抜粋
高校生の中退の防止
困窮世帯脱却のための一つの目標として、高等学校卒業をあげているから
高校進学
主に中学3年生を事業対象者とし、高校等への進学を支援するために事業を実施している
支援の質の向上
ニーズに沿った支援が必要であると考えるため。学習支援事業の成果として無事高校進学を果たすことを想定している
事業の効果を把握するため
事業実施状況を把握するため
貧困の連鎖を断ち切るため
事業の主目的である「貧困の連鎖の予防」の達成基準のひとつと考えるため

「測定していない」の内容 ※主なものを抜粋
目標値を設定していないため
測定とする指標がないため
有効な指標を定めることが困難
成績自体把握することが困難な子どもも少なくなく、全体で均一した測定をすることが難しい
アンケートを行っている
指標の設定はしていないが、アンケート調査を実施し事業の改善点等を把握している
面談、事業者からの報告などアンケート以外の方法で行っている
毎月の報告書で利用人数や進捗状況を把握している
その他
事業単独ではなく、センターとして測定している

市区町村

市区町村では、「測定していない」が60.8%、「測定し、事業の改善に活用している」が21.8%、「測定している」が17.4%となっている。



指標の具体的な内容 ※主なものを抜粋	
高等学校等の進学率や進学者数	
参加者の高校進学率	
利用した子どもの就職(進学)率	
希望進学率100%	
進学を希望した生徒のうち進学できた生徒の率など	
全日制高校の入学率	
個別目標の設定	
測定方法や基準は設けていないが、アンケートや面談を通して個々の学習の取り組み等確認している	
アセスメントやモニタリングの際により具体的な目標を設定している。その他、無記名・5段階評価でのアンケートによる満足度調査を実施予定	
対象者の参加率や利用率	
参加生徒の出席率を算出し、各会場の教室運営が居場所づくりとしてできているのか確認をする	
参加率(個人・学年別・全体)	
参加者数	
利用者の年間参加人数	
実利用者数・延べ利用者数	
開催場所や回数	
訪問回数、場所、簡易な内容報告	
利用者の満足度	
年度末に利用世帯の子どもと保護者のそれぞれに、事業を利用した感想等についてのアンケート調査を実施している。利用する前と後でどのような変化があったかを、いくつかの質問項目を設けて確認している	
具体的な指標は設けていないが、事業終了後に、進学状況や満足度等を設問としたアンケート	

を実施
事業終了時にアンケートを実施し、児童生徒・保護者の事業満足度等について測定している
テストによる学力
委託業者が年度当初と年度末に理解度確認テストを実施し、年間を通してどれくらい学力が上がったかを測定。また、年度末アンケート調査を実施
年度当初と年度末に習熟度テストを実施している。個別の成長(度合)を中心に評価しているため、一律に基準を設けてはいない
その他
学習支援に参加した子どもが事業参加後に学校の授業内容の理解度が進む割合
常設:長期欠席者の数
高校合否の確認及びその後の進路追跡(進学・就労)

指標を設定した理由 ※主なものを抜粋
高校生の中退の防止
学習支援と並行して中退や不登校にならないよう生活支援を行い、卒業後に希望する進路に進めるようにすることが「子どもの学習・生活支援事業」の目的であると考えるから
高校進学
義務教育が終了する中学卒業後どのような進路に進むかが、その後の生活に大きく関わるため
この事業の主旨から、高校進学率は重要な指標と考えているため
成績や学習意欲の向上
学習支援教室を利用したことによる生徒の学力の変化について数値的に測定するため
子どもの学習習慣の定着と学力を看取るため
自立意欲の向上
将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活力を養うことを目的とした事業であるため
意欲・自己肯定感の向上
学習や生活習慣の改善、自己肯定感の向上に当事業が寄与したかを図るため
参加率の向上
対象者数に対してどれだけの参加を得られているか
参加者数の増加
進学希望の生徒をどれだけ希望の進路につなぐことができるか、学習支援に参加しやすくなるような声掛けなどを積極的に行ってもらえるように、設定している
事業実施箇所数の増加
利用者数の推移や進学率等の定量的な数値だけでは効果測定が困難な事業と認識している。定性的な調査をし、事業に対してどのようなニーズがあるのか、利用世帯が何を期待しているのかを直接確認し、よりよい事業にしていくため
各子どもの状況や課題等とともに子どもの目標を把握し、各個人の支援目標を定めるため

問題点、課題を明らかにすることで、事業運営の課題や地域課題が明らかになるため
利用者の状況を把握するため
一人ひとりの習熟度をはかるため
利用者の声を把握するため
事業の効果を把握するため
貧困の連鎖防止のため高等学校等進学を促進することで、将来の進学・就職に結びつけ、自立促進を図る事業であることから、その目的に資する事業が実施されたのかを評価するため
事業の効果を当事者目線で知りたいため
事業の有意性を検証するため
委託先を評価するため
事業が完了した際、委託先が事業をきちんと遂行したかどうかの確認する指標の一部として設定している
貧困の連鎖を断ち切るため
生活保護世帯・生活困窮世帯の高校進学率が向上することにより、世帯の自立を助長し貧困の連鎖の防止に繋がると考えられるため
進路選択の幅を広げ、貧困の連鎖を防ぐことを目的としているため
その他
社会や地域に繋がりが希薄な世帯の子どもに必要な支援が行き届いているかを重要視しているため

「測定していない」の内容 ※主なものを抜粋
目標値を設定していないため
指標にすべき事由を設定していないため
目的が「経済的な理由で塾に行けない子どもに対し無料で学習指導を受けられる場を提供することで、自ら困難を解決できる力を身に付け、貧困の連鎖を断ち切ること」としており数値での目的としていないため
指標等を作成していないため
指標を定めることがふさわしくない・不要
本事業の効果は定量的に評価するものではないと判断するため
測定方法や指標等を設定し、数量的な成果を上げる事業ではないと考えているため
有効な指標を定めることが困難
子どもの支援を行うことは、世帯の収入が増えるなど直接的・短期的な成果が見えないため、効果的な測定内容を見つけられていない
個々の学習意欲や生活習慣の定着に主眼を置くため、一律の指標を設定するのは困難である
測定する方法が不明
正解が無いため、効果を測定することが困難
指標の設定が難しい

利用者ごとに学力や事情が異なるため
利用実績により、子供の利用状況等は把握しているが、子供により様々な問題を抱えており、その効果もケースにより変わってくるため測定基準等は設けていない
学力レベルがそれぞれ違うため基準とする指標がない
ケースによって対応と効果が異なってしまうため、測定不可能
居場所確保や自学自習を前提としているため
事業の実施当初、学力効果の測定をしたが中学3年生の数か月間の学習支援では大幅な学力の向上は難しく、それ以降は効果測定を行っていない。高校進学後を見据え、学習習慣の形成と居場所づくりに重点を置いて実施をしている
対象が限定されるため
関わっている子どもの母数が数なく、効果が見えにくい
児童生徒数が減少しており、目標値を設定することが困難であるため
学校の成績の確認を行っている
定期試験の結果は見ている
進路確認を行っている
具体的な基準は定めていないが、参加者の進路等結果に基づき、より効果的な支援となるよう委託先との協議を行っている
アンケートを行っている
利用者およびその保護者に対して、当事業の満足度等のアンケートを実施している
面談、事業者からの報告などアンケート以外の方法で行っている
事業の実施について子ども、保護者から聞き取りはしており、十分と考えるため
学習支援教室の登録者数や参加実績等で確認しているため
その他
委託事業者と振り返りを行い、事業の見直しに役立てている
毎月及び毎年度末の実績報告にて状況把握はできていると考えている。測定を行う人的余裕がない
今までのところ、事業を実施するにあたり、効果の測定や指標の設定について必要がなかつたから
現在、成果の指標について検討中／今後検討予定
事業効果について、測定方法を含め検討中

■市区町村・人口規模別

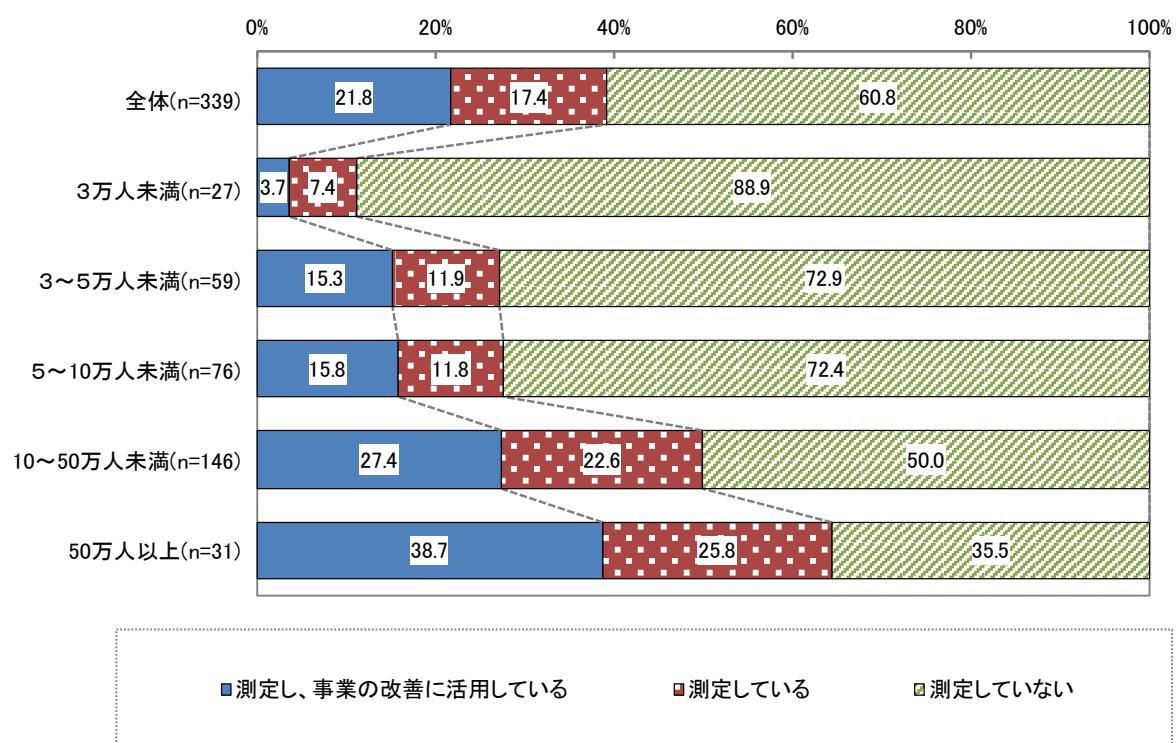
人口規模別にみると、3万人未満では、「測定していない」が88.9%、「測定している」が7.4%、「測定し、事業の改善に活用している」が3.7%となっている。

3～5万人未満では、「測定していない」が72.9%、「測定し、事業の改善に活用している」が15.3%、「測定している」が11.9%となっている。

5～10万人未満では、「測定していない」が72.4%、「測定し、事業の改善に活用している」が15.8%、「測定している」が11.8%となっている。

10～50万人未満では、「測定していない」が50.0%、「測定し、事業の改善に活用している」が27.4%、「測定している」が22.6%となっている。

50万人以上では、「測定し、事業の改善に活用している」が38.7%、「測定していない」が35.5%、「測定している」が25.8%となっている。

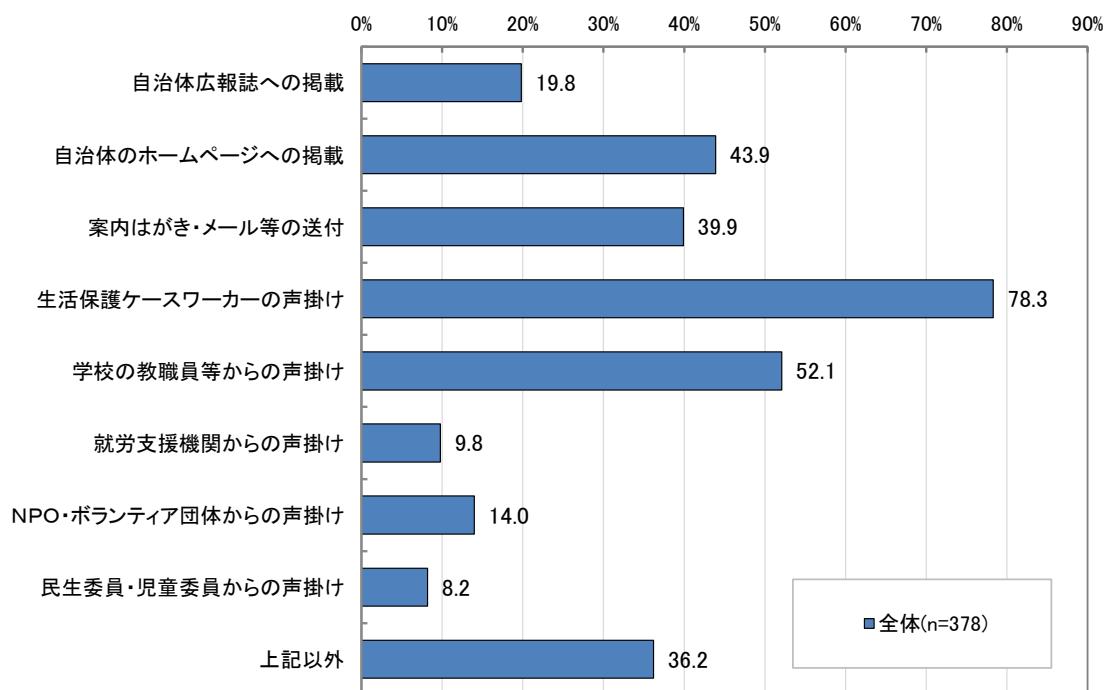


問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の利用者の確保方法を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問14、市区町村調査 問14>

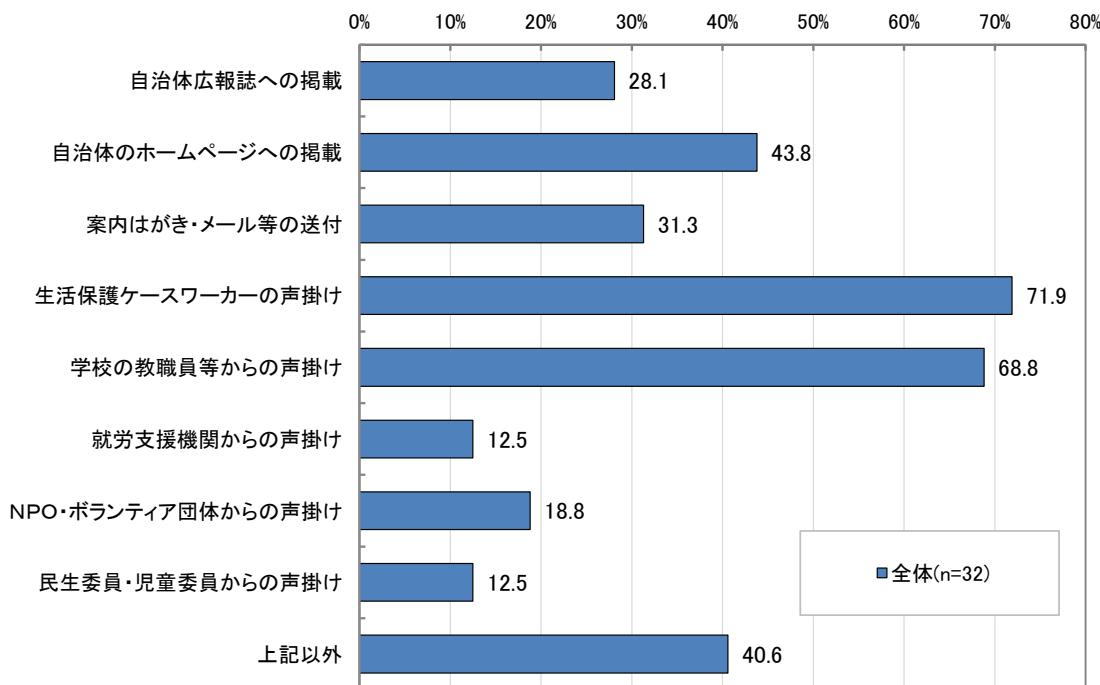
全体

全体では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が78.3%と最も高く、次いで「学校の教職員等からの声掛け」が52.1%、「自治体のホームページへの掲載」が43.9%と続いている。



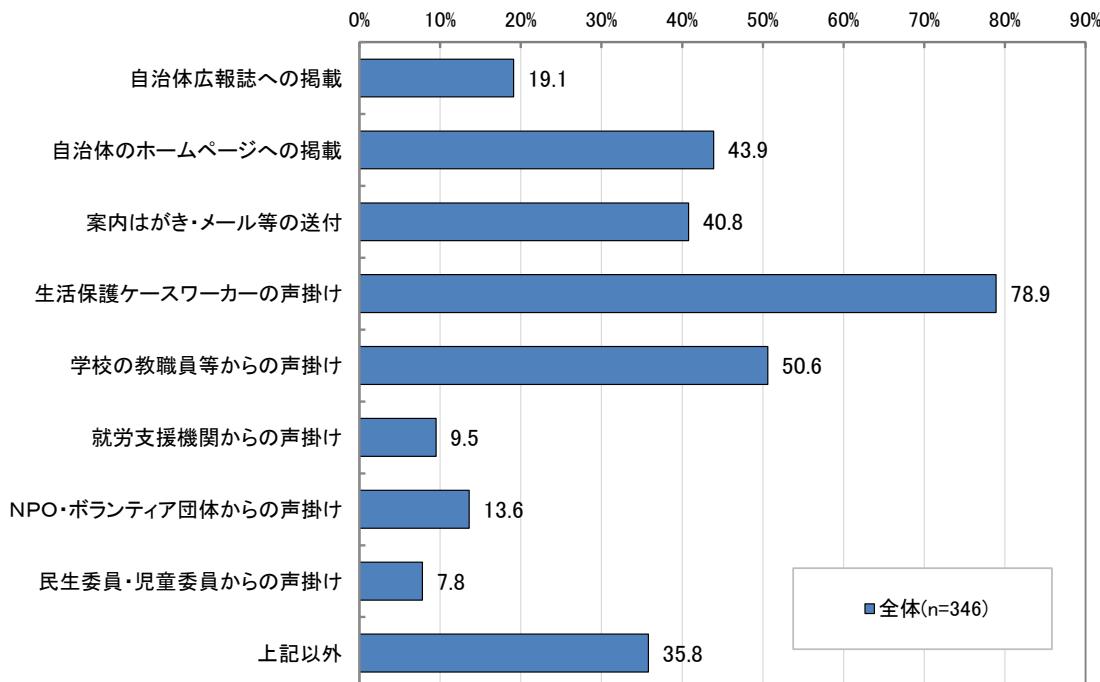
都道府県

都道府県では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が71.9%と最も高く、次いで「学校の教職員等からの声掛け」が68.8%、「自治体のホームページへの掲載」が43.8%と続いている。



市区町村

市区町村では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が78.9%と最も高く、次いで「学校の教職員等からの声掛け」が50.6%、「自治体のホームページへの掲載」が43.9%と続いている。

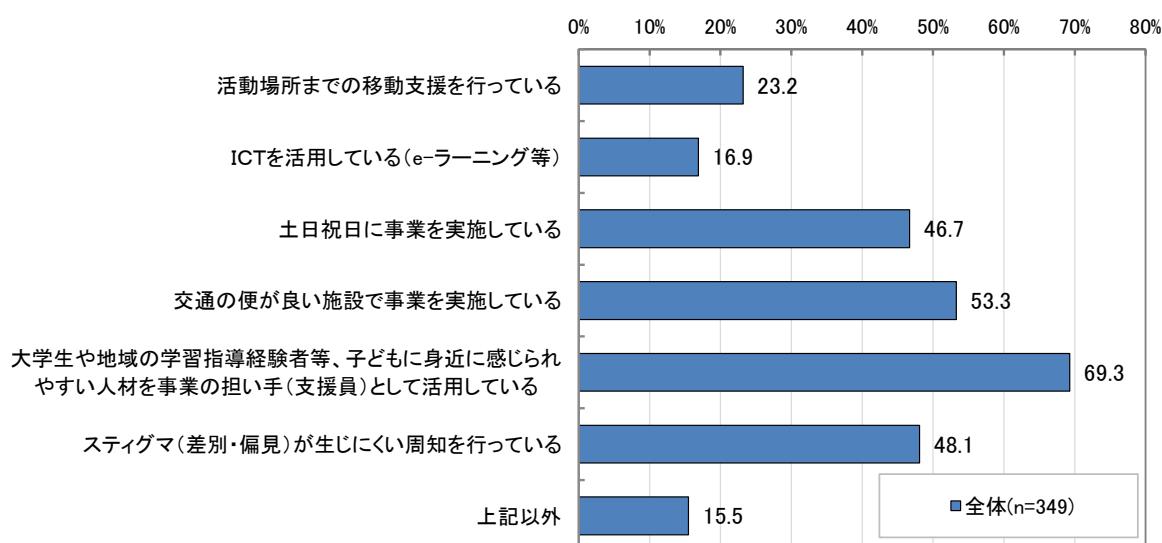


問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」について、利用者が事業を利用しやすくなるための工夫を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問15、市区町村調査 問15>

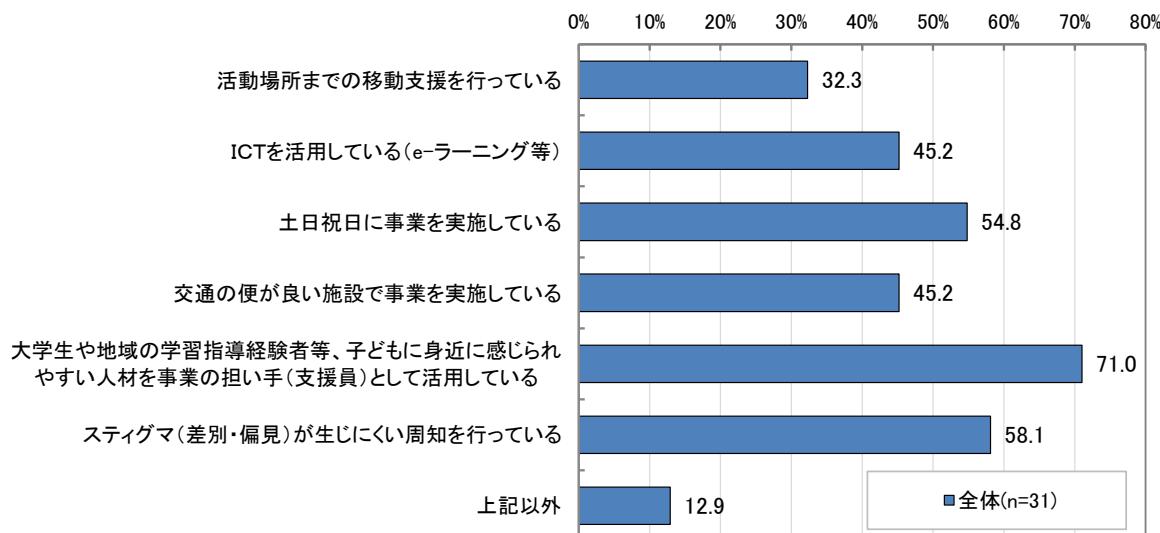
全体

全体では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手(支援員)として活用している」が69.3%と最も高く、次いで「交通の便が良い施設で事業を実施している」が53.3%、「ステイグマ(差別・偏見)が生じにくい周知を行っている」が48.1%と続いている。



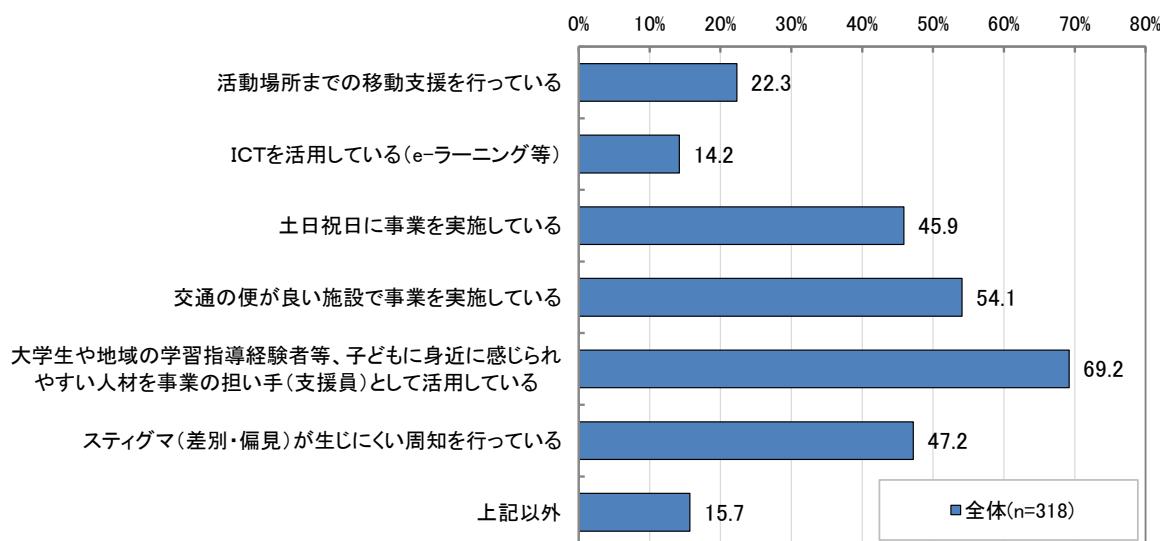
都道府県

都道府県では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手(支援員)として活用している」が71.0%と最も高く、次いで「ステイグマ(差別・偏見)が生じにくい周知を行っている」が58.1%、「土日祝日に事業を実施している」が54.8%が続いている。



市区町村

市区町村では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手(支援員)として活用している」が69.2%と最も高く、次いで「交通の便が良い施設で事業を実施している」が54.1%、「ステイグマ(差別・偏見)が生じにくい周知を行っている」が47.2%と続いている。

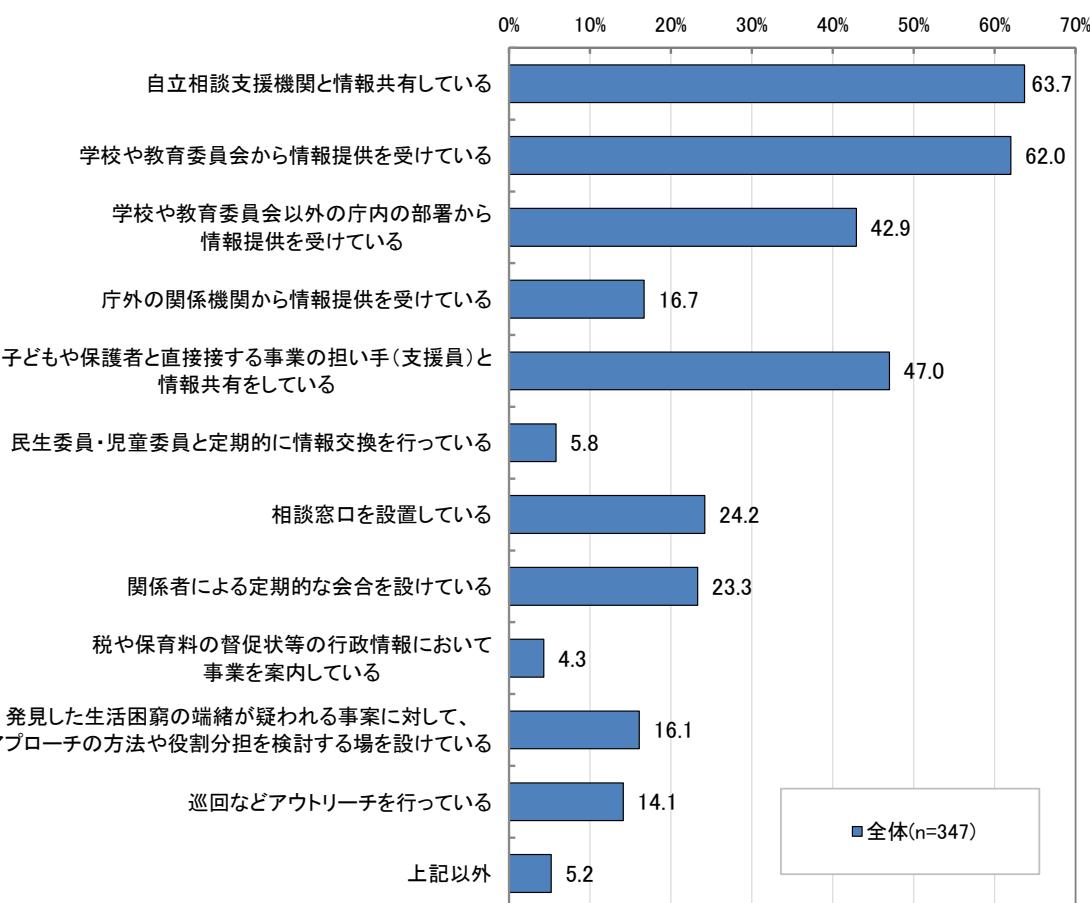


問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」について、利用者を早期発見・早期支援するための工夫を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問16、市区町村調査 問16>

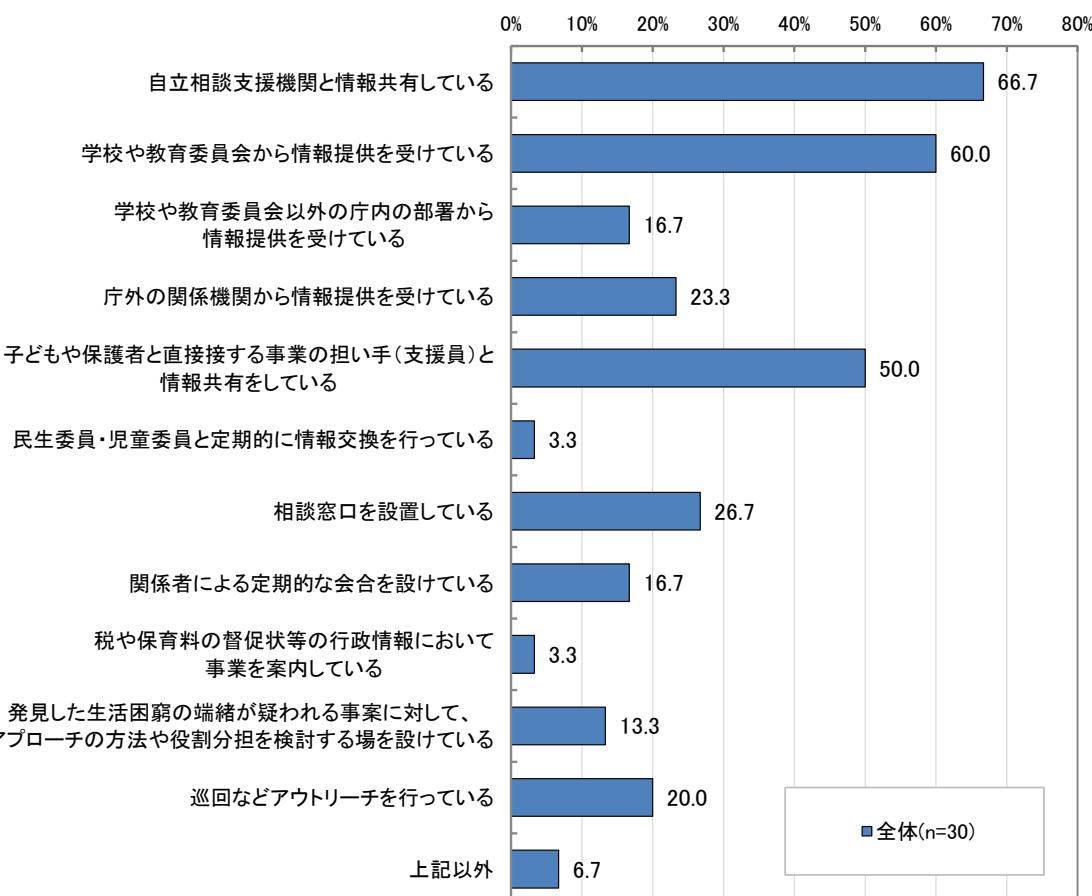
全体

全体では、「自立相談支援機関と情報共有している」が63.7%と最も高く、次いで「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が62.0%、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)と情報共有をしている」が47.0%と続いている。



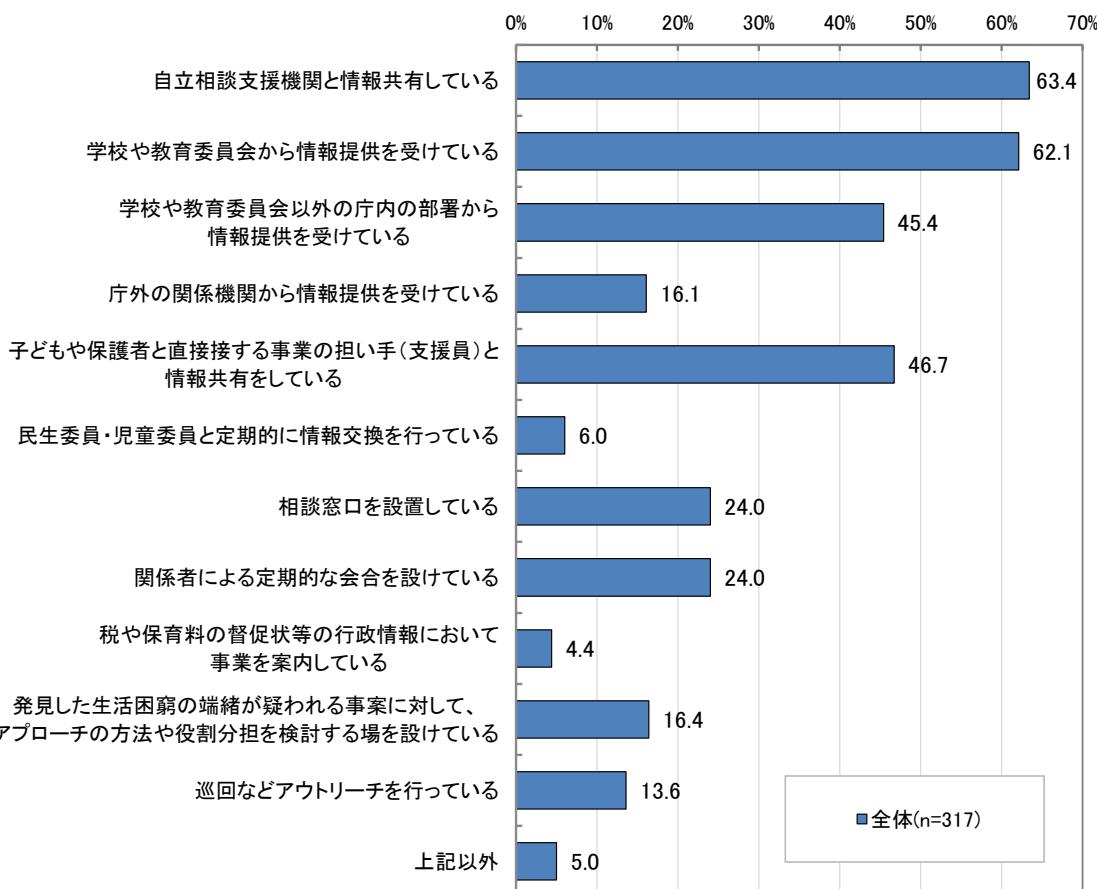
都道府県

都道府県では、「自立相談支援機関と情報共有している」が66.7%と最も高く、次いで「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が60.0%、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)と情報共有をしている」が50.0%と続いている。



市区町村

市区町村では、「自立相談支援機関と情報共有している」が63.4%と最も高く、次いで「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が62.1%、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)と情報共有をしている」が46.7%と続いている。



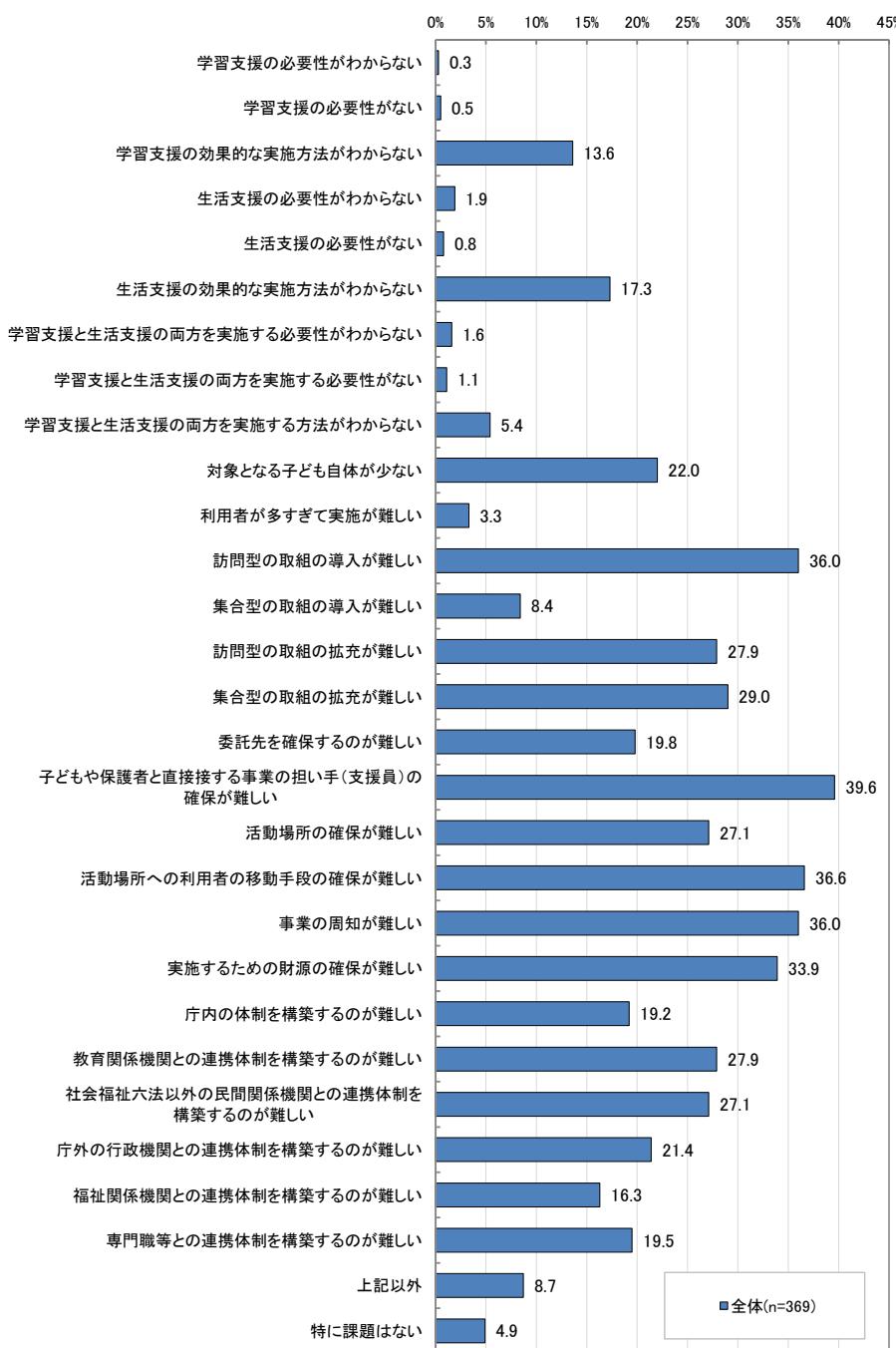
問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」について、課題を教えてください。

なお、実施している支援の課題の他、未実施の支援(都道府県の場合は未実施の福祉事務所がある場合を含む)に関してあてはまる課題もすべて選択してください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問17、市区町村調査 問17>

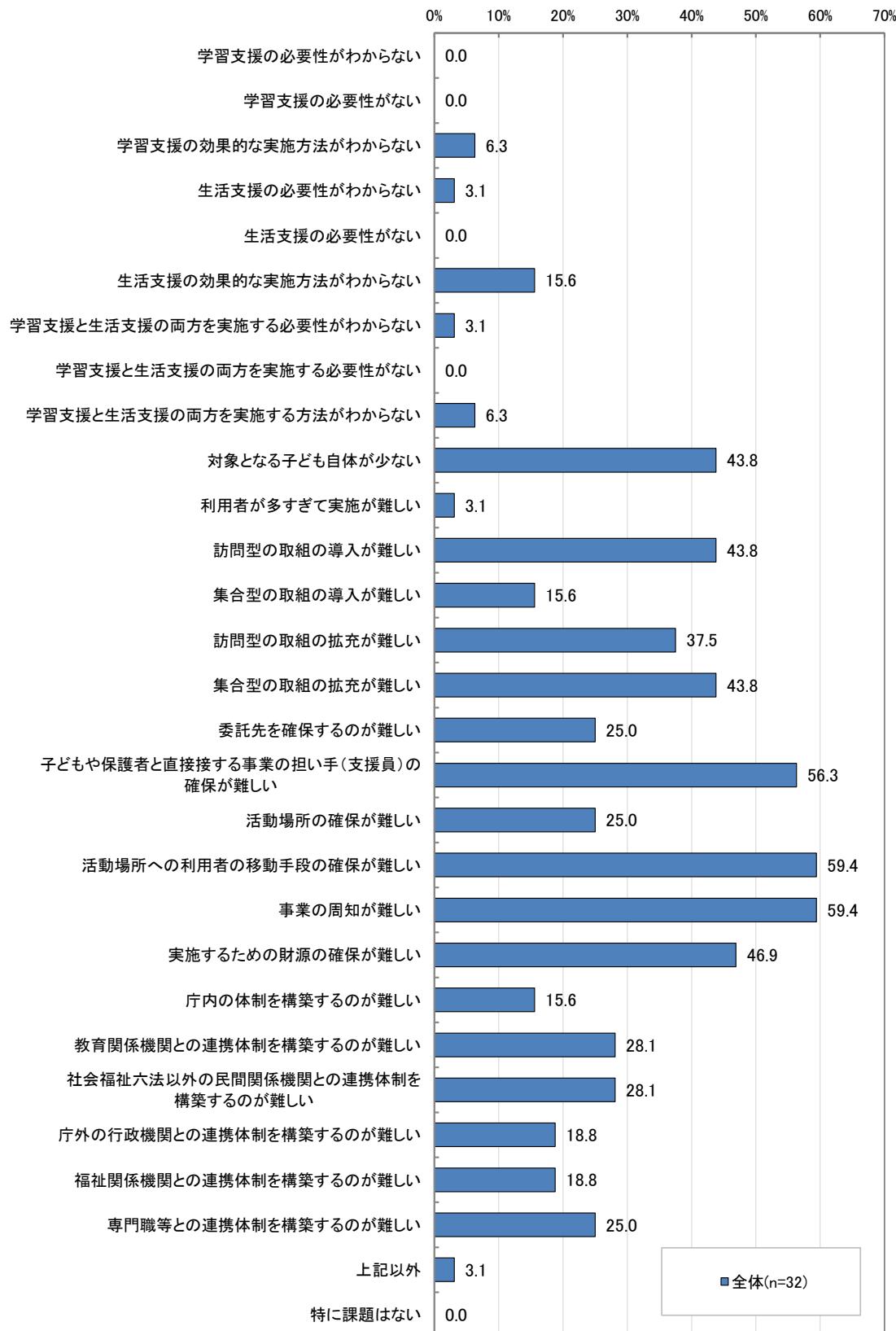
全体

全体では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が39.6%と最も高く、次いで「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」が36.6%、「訪問型の取組の導入が難しい」「事業の周知が難しい」がともに36.0%と続いている。



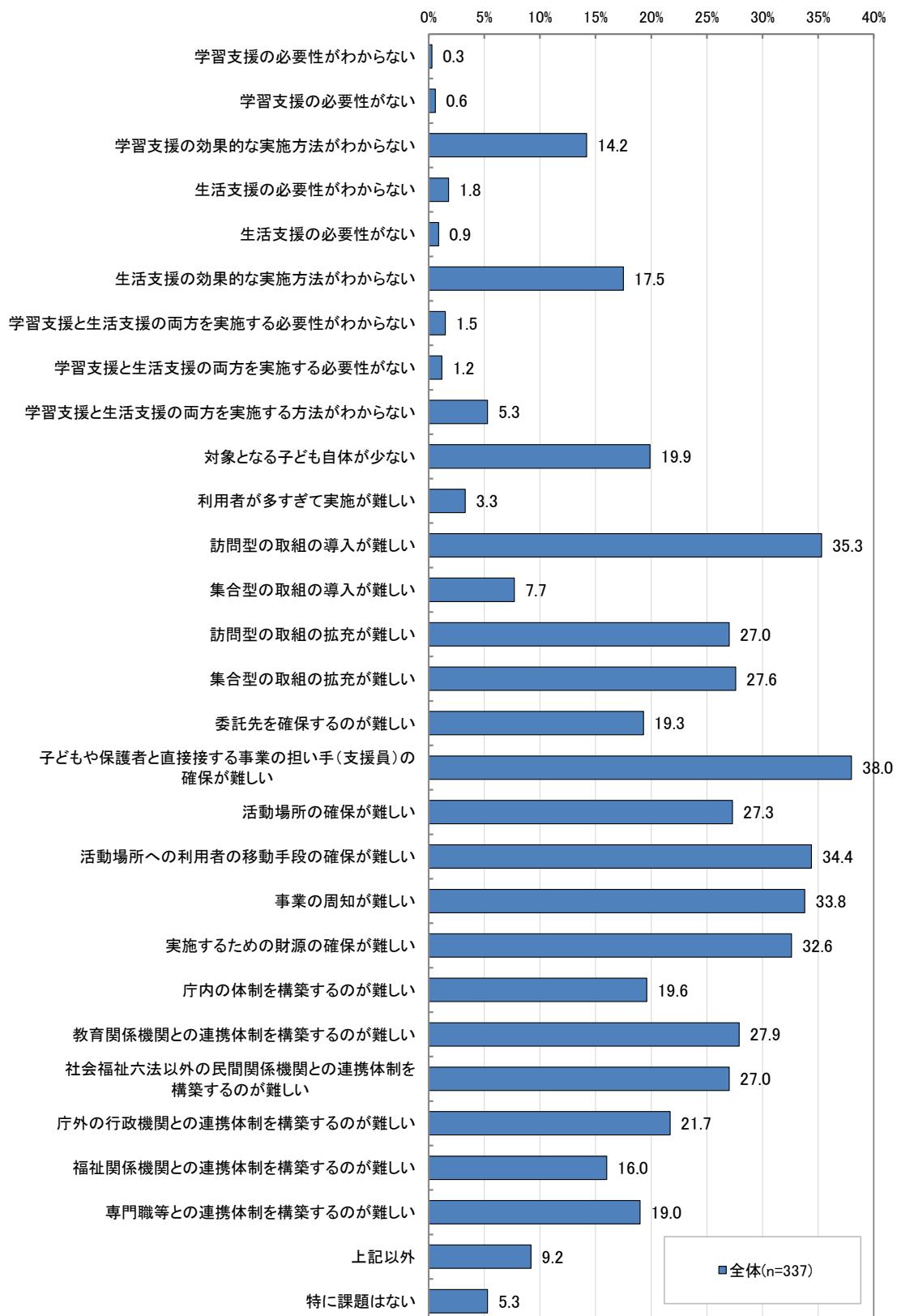
都道府県

都道府県では、「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」「事業の周知が難しい」がともに59.4%と最も高く、次いで「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が56.3%、「実施するための財源の確保が難しい」が46.9%と続いている。



市区町村

市区町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が38.0%と最も高く、次いで「訪問型の取組の導入が難しい」が35.3%、「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」が34.4%、「事業の周知が難しい」が33.8%と続いている。



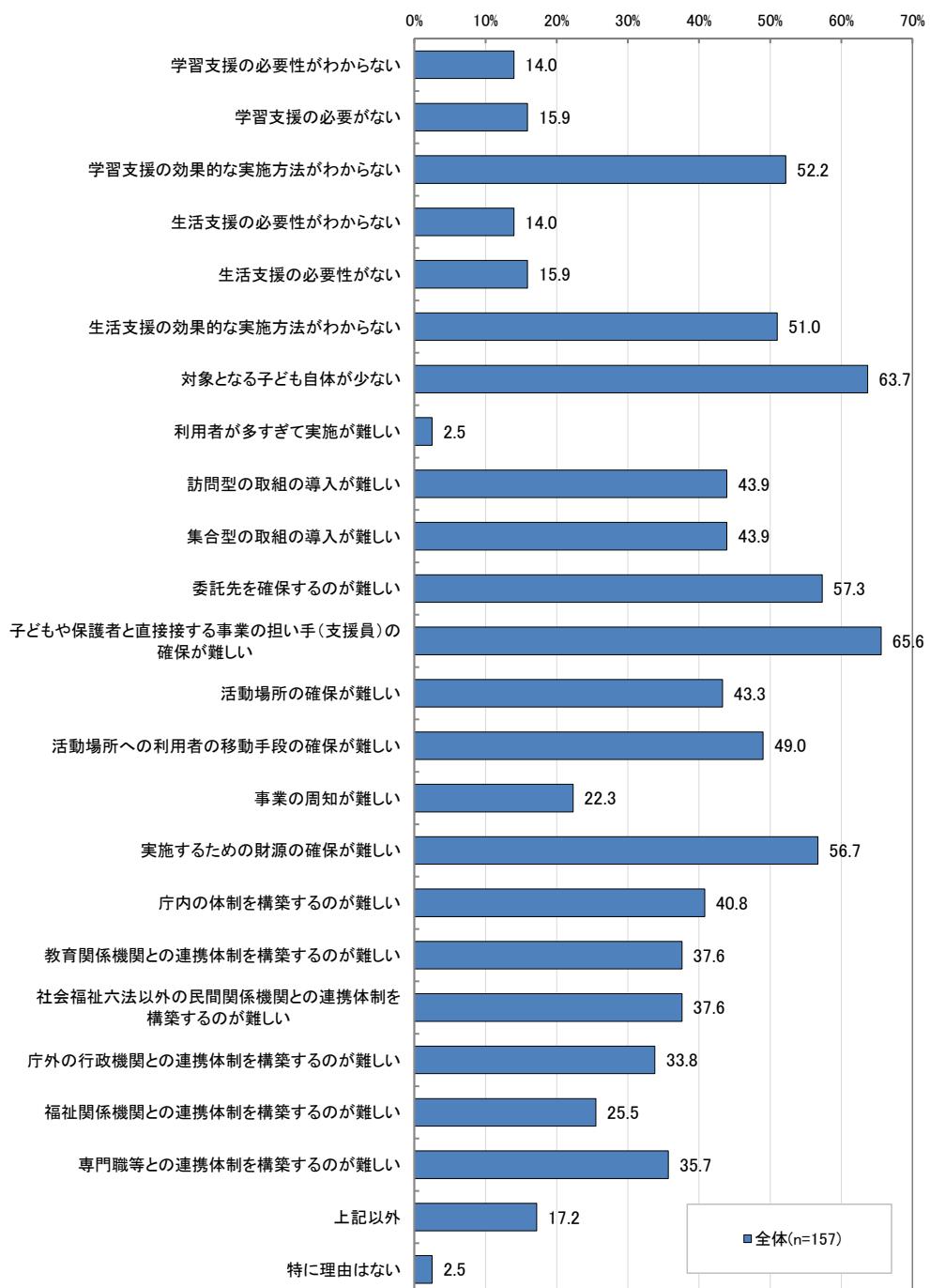
4 今後の実施予定等について

問. 貴自治体において「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない理由を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問19、市区町村調査 問19>

全体

全体では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が65.6%と最も高く、次いで「対象となる子ども自体が少ない」が63.7%、「委託先を確保するのが難しい」が57.3%、「実施するための財源の確保が難しい」が56.7%と続いている。

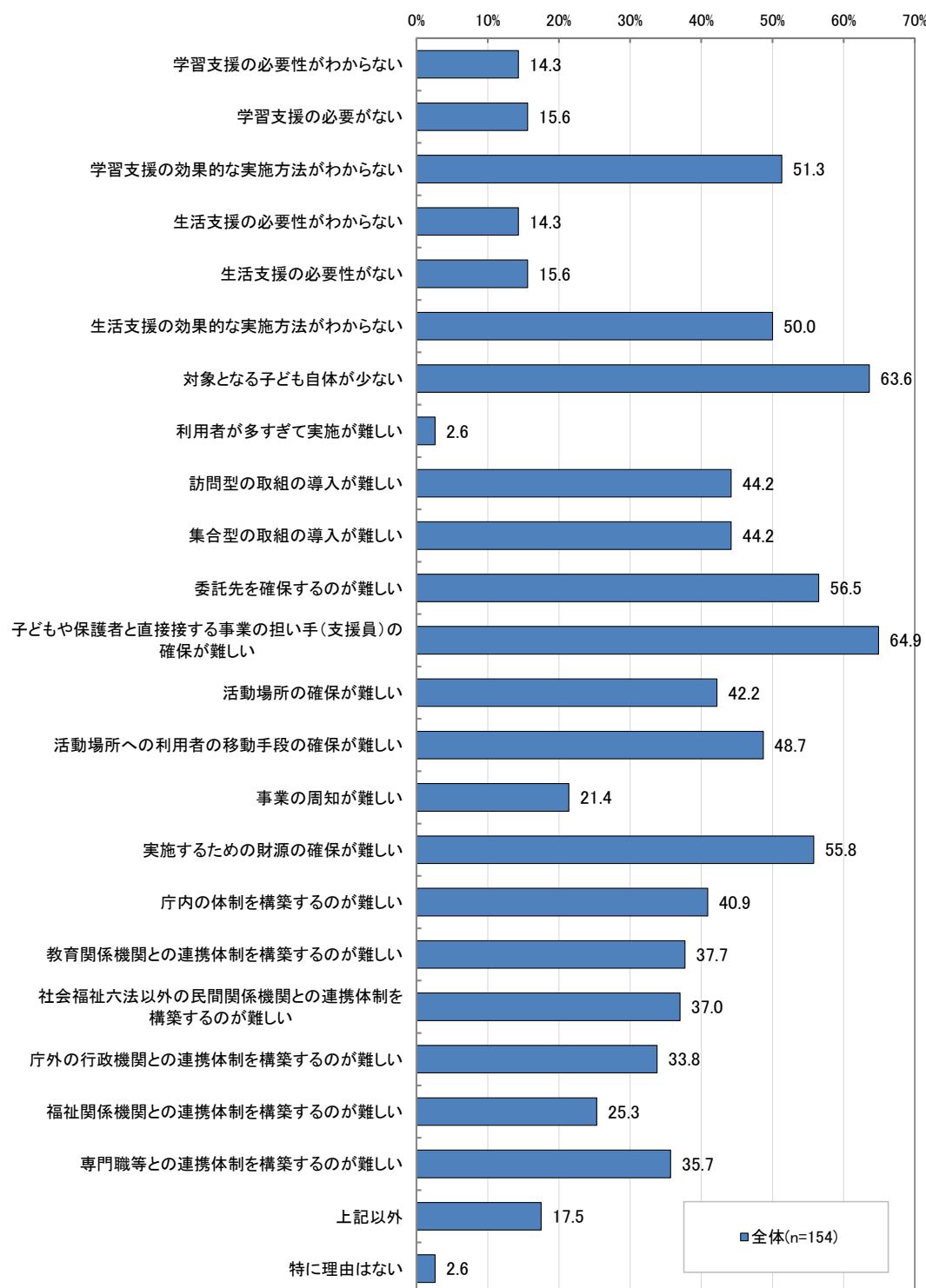


都道府県

※回答者数が3件のため非掲載

市区町村

市区町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい」が64.9%と最も高く、次いで「対象となる子ども自体が少ない」が63.6%、「委託先を確保するのが難しい」が56.5%、「実施するための財源の確保が難しい」が55.8%と続いている。



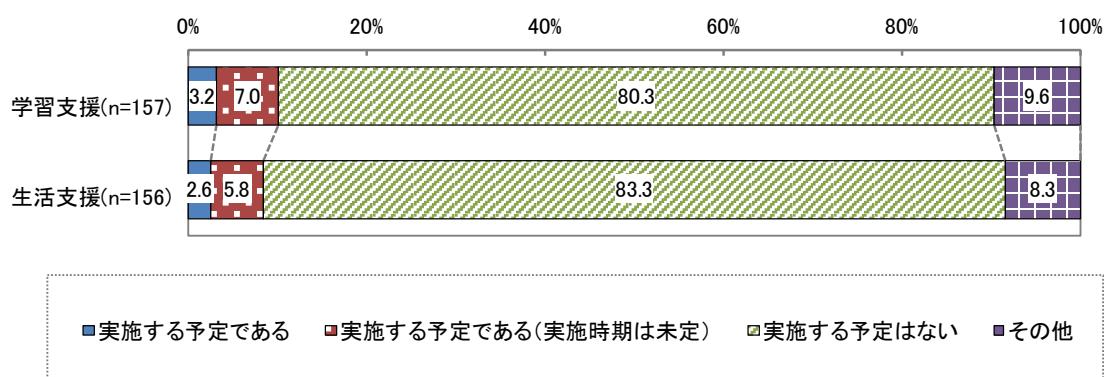
問. 貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の今後の実施予定を教えてください。
(いずれかを選択)

<都道府県調査 問20、市区町村調査 問20>

全体

学習支援では、「実施する予定はない」が80.3%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が7.0%、「実施する予定ある」が3.2%となっている。

生活支援では、「実施する予定はない」が83.3%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が5.8%、「実施する予定ある」が2.6%となっている。



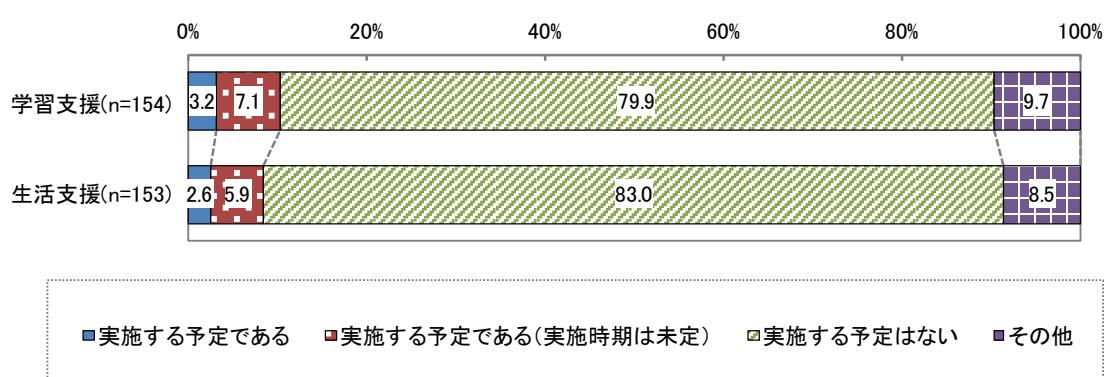
都道府県

学習支援、生活支援ともに、「実施する予定はない」が回答者数が3件となっている。

市区町村

学習支援では、「実施する予定はない」が79.9%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が7.1%、「実施する予定ある」が3.2%となっている。

生活支援では、「実施する予定はない」が83.0%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が5.9%、「実施する予定ある」が2.6%となっている。



「その他」の内容 ※主なものを抜粋
検討中、今後検討したい
関係機関との制度内容の共有等を行い、今後の実施予定の可否について検討中である
予定なし、未定
実施の検討にあたっては関係課との協議や合意形成を要するため、現時点では方針が見出せない
現時点では実施する予定はないが、今後ニーズが出てくれば検討する
その他
令和5年度をもって、市が行う「子どもの学習・生活支援事業」を終結した

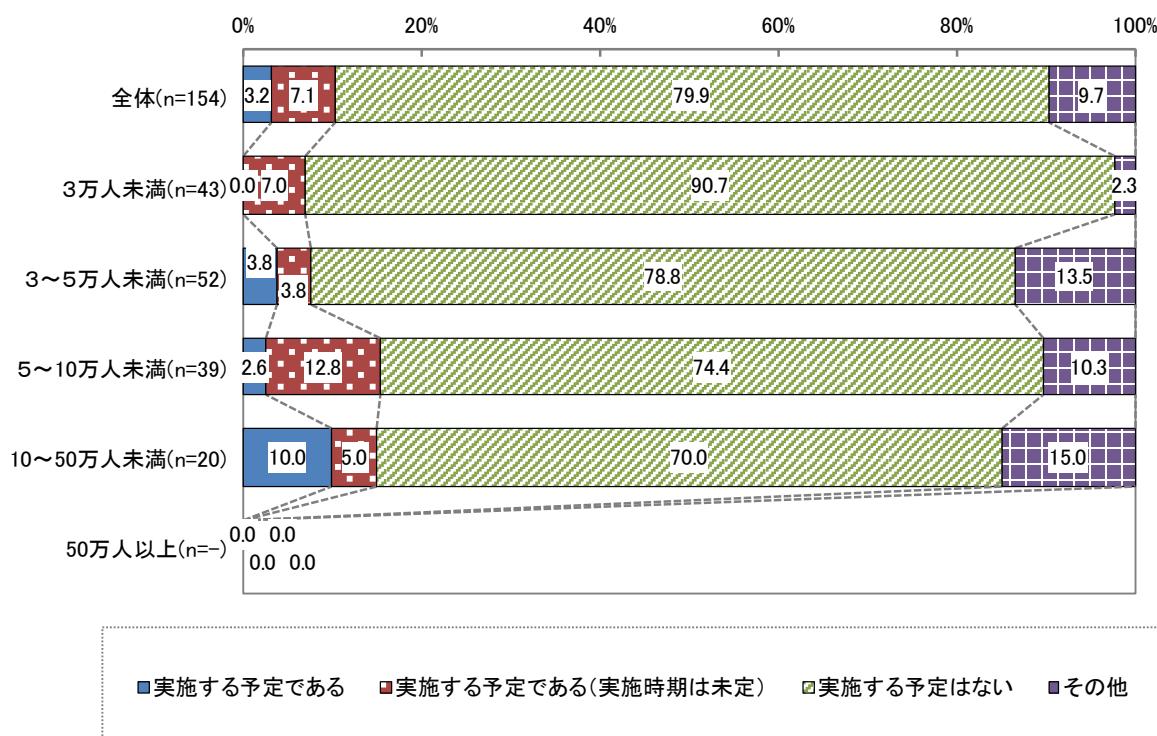
■学習支援・市区町村・人口規模別

学習支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「実施する予定はない」が90.7%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が7.0%、「実施する予定である」が0%となっている。

3～5万人未満では、「実施する予定はない」が78.8%、「実施する予定である」「実施する予定である(実施時期は未定)」がともに3.8%となっている。

5～10万人未満では、「実施する予定はない」が74.4%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が12.8%、「実施する予定である」が2.6%となっている。

10～50万人未満では、「実施する予定はない」が70.0%、「実施する予定である」が10.0%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が5.0%となっている。



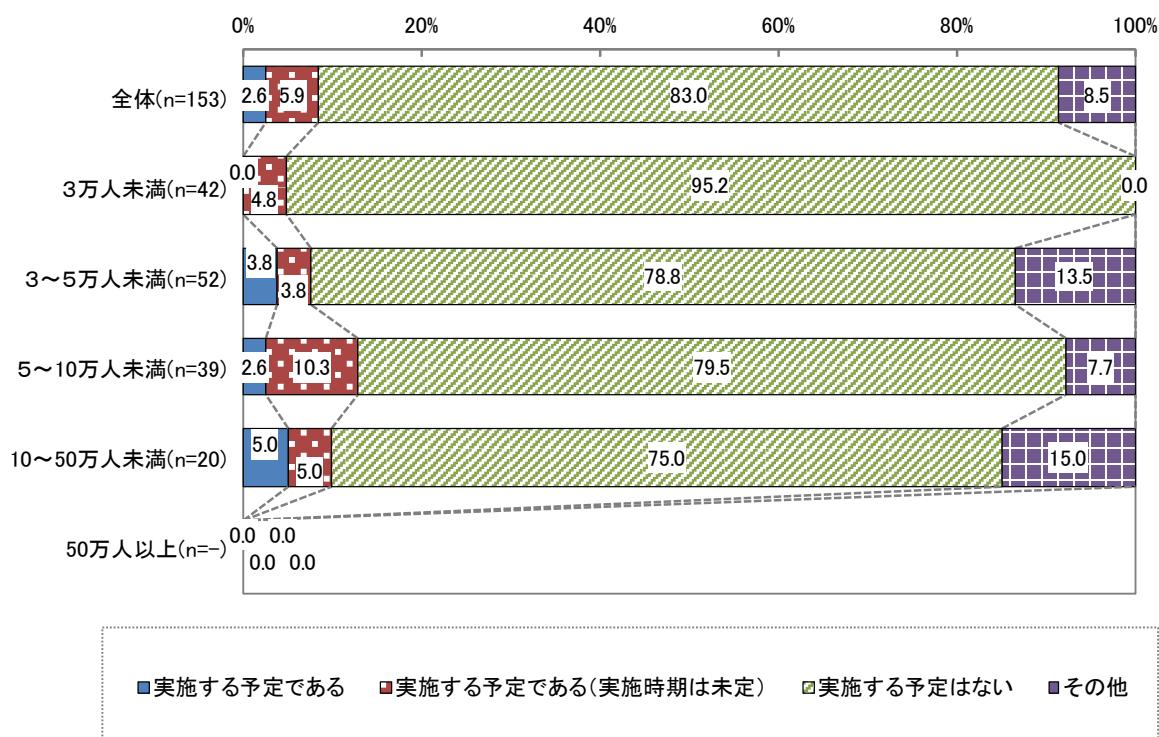
■生活支援・市区町村・人口規模別

生活支援について、人口規模別にみると、3万人未満では、「実施する予定はない」が95.2%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が4.8%、「実施する予定である」が0%となっている。

3～5万人未満では、「実施する予定はない」が78.8%、「実施する予定である」「実施する予定である(実施時期は未定)」がともに3.8%となっている。

5～10万人未満では、「実施する予定はない」が79.5%、「実施する予定である(実施時期は未定)」が10.3%、「実施する予定である」が2.6%となっている。

10～50万人未満では、「実施する予定はない」が75.0%、「実施する予定である」「実施する予定である(実施時期は未定)」がともに5.0%となっている。



問<問20-1は問20で「1又は2」(実施する予定である)を選択した自治体に伺います>

問20-1 実施することになったきっかけや理由を教えてください。

<都道府県調査 問20-1、市区町村調査 問20-1>

市区町村 ※都道府県なし

「実施することになったきっかけや理由」の内容 ※主なものを抜粋

委託先の目途がついたため

令和元年度まで直営で事業を実施していたが、コロナ禍と講師確保の難航から事業を中止していた。令和5年度以降も講師確保が出来なかったため、生活支援も含め委託方式により事業を再開することになったため

事業を委託しうる組織が事業実施に向けた基盤整備を行っているため、活動の目途がつき状況次第で委託を検討する予定でいる

財源が確保できたため

県の補助制度が創設される予定であり、財政面での負担が軽減するため

必要だと判断したため

当市の市議会議員からの要望により、こども部局と相談した結果、必要な事業であると判断したため

その他

重層的支援体制を進めるにあたり、子育て支援部門が中心となり前向きに検討中であるが、財政面が厳しいこと、府内の人手不足、事業受託先(民間事業者)との調整がつかずもう少し時間を要すること、が挙げられる。

近隣市町村のほとんどが事業を実施しているため

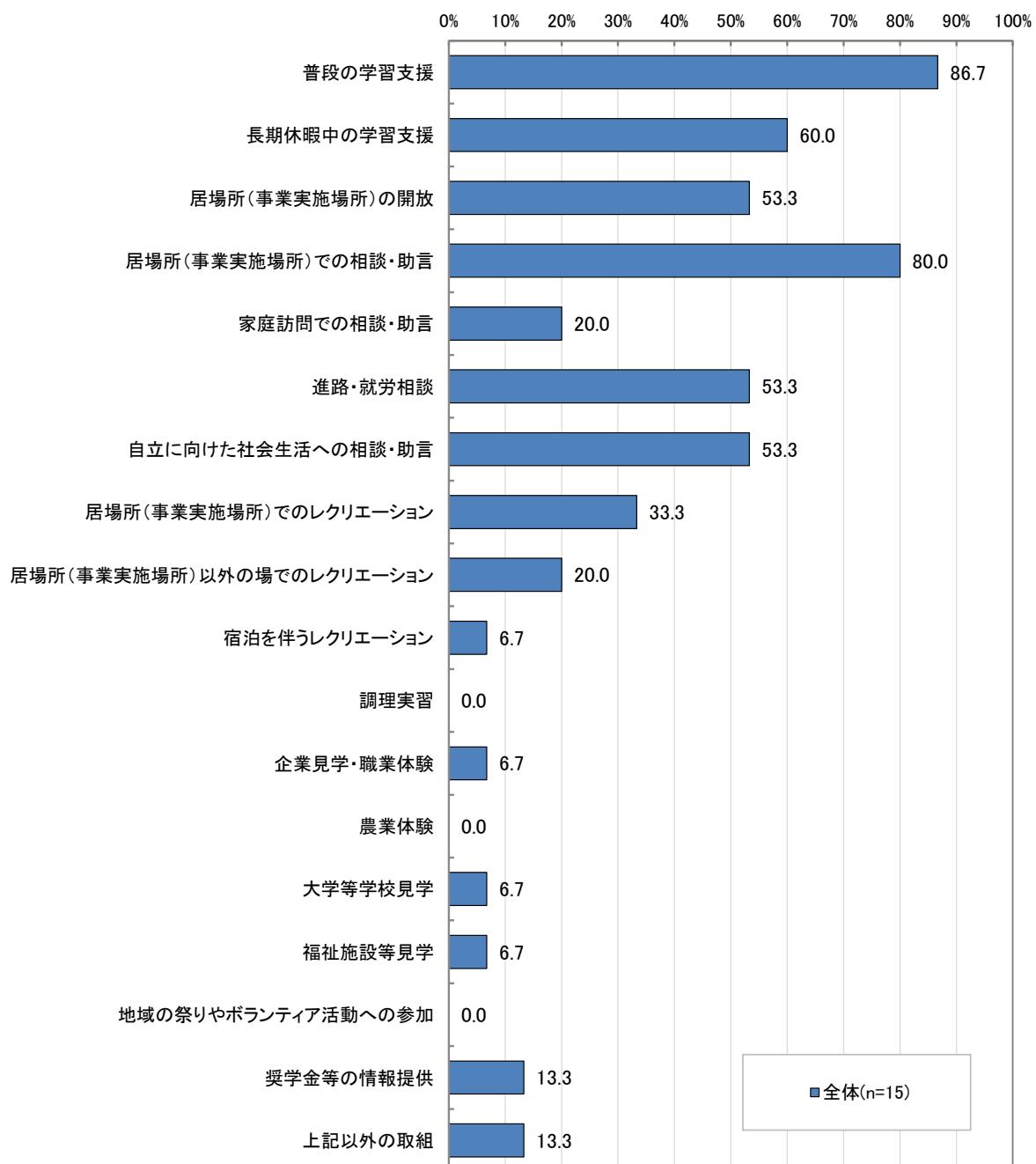
問. 貴自治体で実施を予定している「子どもの学習・生活支援事業」の取組を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)

<都道府県調査 問20-2主に子どもに対する取組、市区町村調査 問20-2主に子どもに対する取組>

■主に子どもに対する取組

市区町村 ※都道府県なし

市区町村では、「普段の学習支援」が86.7%と最も高く、次いで「居場所(事業実施場所)での相談・助言」が80.0%、「長期休暇中の学習支援」が60.0%、「居場所(事業実施場所)の開放」が53.3%と続いている。

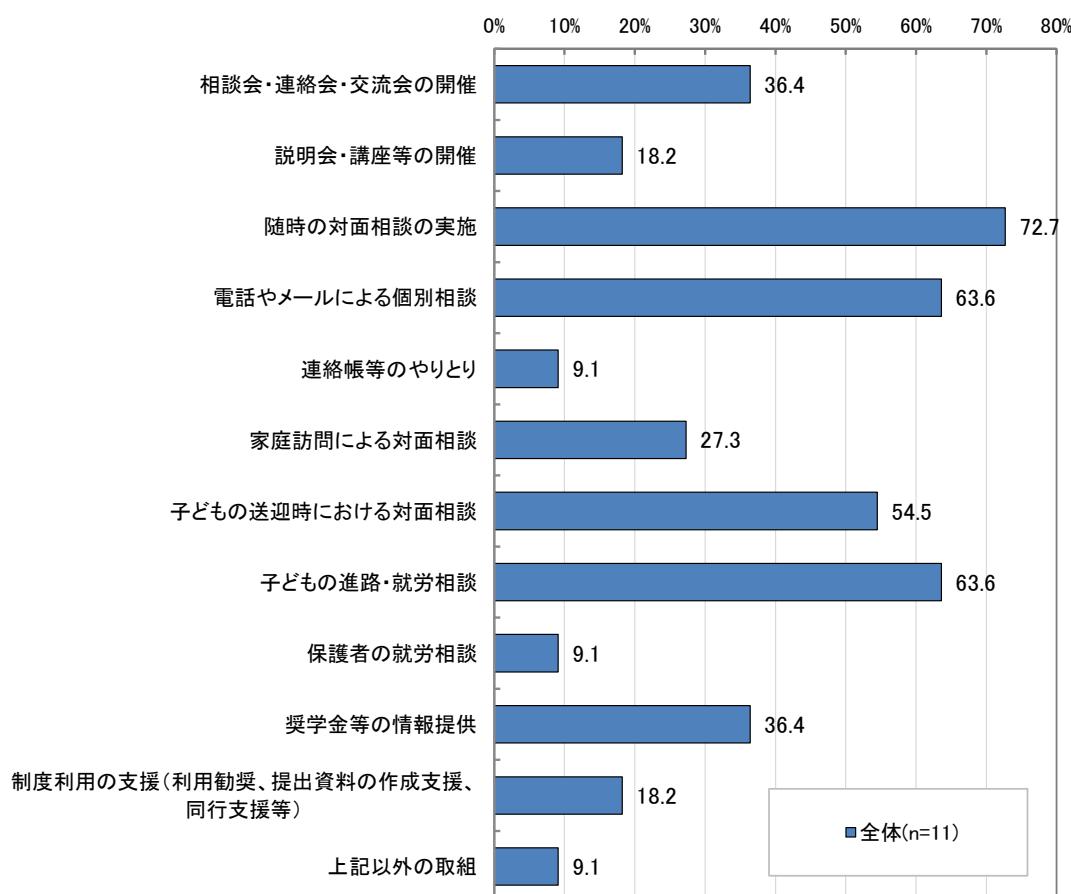


<都道府県調査 問20-2主に保護者(親等)に対する取組、市区町村調査 問20-2主に保護者(親等)に対する取組>

■主に保護者(親等)に対する取組

市区町村 ※都道府県なし

市区町村では、「随時の対面相談の実施」が72.7%と最も高く、次いで「電話やメールによる個別相談」「子どもの進路・就労相談」がともに63.6%、「子どもの送迎時における対面相談」が54.5%と続いている。



令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の
一体的実施等のあり方に関する調査研究事業
子どもの学習・生活支援事業に関するアンケート調査
【調査結果報告書】

令和7年3月

株式会社日本能率協会総合研究所
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22
TEL 03-3578-7500
FAX 03-3432-1837
<https://www.jmar.co.jp>
